

332.1
Q-775k



0021142-000

332. 1-0775k

経済十年史

大阪毎日新聞社エコノミスト編集部・編

大村書店

1936

ADC

29. 8. 24

社會科學

エコノミスト編

經濟十年史

東京大村書店刊

332.10 775k

序

エコノミストは昨年四月を以て創刊滿十年を迎へた。本書はその記念特輯の意味で、昨一ケ年誌上に連載したものを基礎とし、多少の増補訂正を加へたものである。當時は漫然と財界各部門毎に號を追つて十年史を編輯したのであるが、整然たる體系の下に、一書に集成してみると其處に自ら特殊の意味も出て來ると思ふ。

十年史又何十年史と銘打つた書は今までになかつたわけではないが、本書はまた本書として別箇の特色を有するものと自負してゐる。これはエコノミスト自體の自家廣告になるやうで非常に心苦しいが、この機會に一通り申上げておきたい。本誌の編輯同人は殆んど全部創刊と同時に、或は創刊後二三年の間に入社した。謂はゞ十年の苦樂を共にして來た仲である。絶えず語り絶えず練磨しあつて來たので、殆んどその思想も一致してゐる。これはチーム・ワークをとるに當つてどれだけ便利か判らない。過去十年、本誌同人の共同勞作になる特輯記事が過分の評價をうけて來たのはこの邊に主因があるのでないかと思つてゐる。本書が多數記者の執筆であるに拘らず、全體として渾然たる思想的統一がとれてゐるのも茲に根據がある。漫然と集成した寄木細工式の年史と區別して頂きたいと思ふ。

顧みれば、この十年は日本資本主義發達史の上から見てまことに多端の時代であつたと同時に、吾等同人としても實に意義深い十年であつた。成長期の經濟雜誌記者にとつては、續出する大事件にブツかつて得がたい實物教育を受けた。日本の經濟力の一割乃至一割五分を灰燼に歸したと云ふ關東大震災を序幕に、金融恐慌、金解禁、未層有の緊縮經濟時代を経て金再禁より今吾等の目前に展開さるゝ日本經濟の變態的膨脹期を迎へた。こんな多難の十年はな



340372

い、同時にこんな面白い十年もない。後世の経済史家はこの十年を無視して日本経済を語り得ないだらう。同じことは国際経済に就いても云へる。賠償戦債問題の紛糾、世界大の経済恐慌、國際的鎖國政策の流行、賠償戦債協定の事實的崩壊、一度び復興された列國金本位制の再轉落より現前の國際資本主義行詰りまで、何とめまぐるしい變遷であらう。内外多端のこの十年史を一貫した思想的統一の下に編輯したところに、協同勞作として秘かに誇り得るものがあると思つてゐる。

かく云つたからとて吾等は決して自畫自賛にのみ陶醉しようとは思はぬ。吾等同人はまだ若い。意識的に舞文曲筆したところはないが、力足らずして完璧を期し得なかつた部分は尠くないと思ふ。切に公けの叱正を待望する所以である。なほ本書編輯に當つて記事に材料に、一方ならぬ援助を賜つた大毎東日兩新聞社の經濟部各位に深く感謝の意を表す。

昭和九年五月

エコノミスト編輯長

佐藤善郎識す

目次

第一篇 總論

經濟政策……………三

基調としての經濟的國家主義……………三
 産業保護政策の發展……………四
 一般的保護、救済策としての金再禁止……………四
 およびインフレ……………一〇
 統制經濟主義の進展……………一〇
 カルテル時代の實現……………一一
 合理化局および産業統制法……………一三
 計畫經濟へ漸進……………一四

財 政……………一七

はしがき……………一七
 歲計の總覽表……………一八
 關東震災を起點……………二一
 漸く戦後整理期に入る……………二一
 憲政會の緊縮……………二三
 政友會の積極……………二六
 徹底したデフレ……………二九
 インフレ行進へ……………三一
 先づ經費論から……………三三
 豫算と實績の差……………三四
 行政費の分類表……………三五
 非伸縮的の行政費……………三七
 經常部行政費内容……………四一

臨時部行政費の特色……………四三
 年金恩給と軍事費……………四四
 經費檢討の結論……………四五
 歳入 史……………四六
 歳出の支辨財源……………四六
 不況を深刻に反映する經常歳入……………四七
 税制の變遷……………五一
 大正十五年の劃期的大税整……………五二

憲政會内閣の第二次税整……………五六
 ついに實現せぬ政友會の地讓案……………五七
 倫敦會議後の減税的税整……………五八
 世界關稅戰に投ず……………五九
 赤字埋めの増税的税整時代來る……………六〇
 歳計の大不均衡……………六〇
 結語……………六二

金

金融市場の整備……………六三
 銀行の整理……………六三
 大銀行獨裁の完成……………六五
 特殊金融機關の發展及び變質……………六九
 新興金融諸機關……………八一
 一應の結論……………八六
 金利變動……………八七
 高金利の嘆き……………八八
 金利は何故高きか……………八九

長期金利高と外資輸入……………九〇
 コール市場の變調……………九三
 恐慌來とその經過……………九四
 金融恐慌後の金利……………九四
 貸出利率の急落と貸出協定……………九六
 國債奔騰と起債活動……………九六
 昭和四年の金融變調……………九八
 金本位復歸と金利……………九九
 ドル買と金利變動……………一〇三

株式市場

市況の變遷……………一〇六

大震災と其善後策……………一〇七

萎縮沈滞の三年……………一〇八
 久原礦業株の買占……………一〇八
 金融恐慌の襲來……………一〇九
 特融景氣に躍る……………一一〇
 解禁緊縮の重壓……………一一一
 生保證券の創立……………一一一
 フーヴァ・ブーム……………一一二
 二大事件の突發……………一一二
 再禁後の大活躍……………一一三
 所謂非常時風景……………一一三
 時代相を語る軍需工業株……………一一四
 時代の寵兒人絹株……………一一四
 米國金禁の影響……………一一六

市場今後の動向……………一一六
 制度の改變……………一一七
 改正取引所法の精神……………一一八
 限月短縮實施……………一一八
 復舊までの経緯と長短の是非……………一二〇
 短期取引の創設……………一二一
 隆々たる發展過程……………一二二
 騒がれた二重市場問題……………一二四
 國債市場の確立……………一二六
 早受渡手形の發行……………一二七
 東株整理と増資……………一二八
 市場變動の重要性……………一二九

貿易

震災後の大入超……………一三一
 貿易五十億突破……………一三二
 金解禁後の貿易萎縮……………一三三
 全製品の輸出増加……………一三四
 原料品輸入増加……………一三七
 品目別に見た輸出状態……………一三八
 主要輸入品の變遷……………一三九
 仕向地仕出地の變化……………一四〇

貿易振興施設……………一四一
 保護貿易一貫……………一四五
 災後應急關稅……………一四六
 費澤品關稅……………一四七
 一般的大改正……………一四八
 木材關稅改正……………一五〇
 最近の關稅改正……………一五一

農業政策 一五二

増産主義の破綻 一五二
 農業恐慌の深化 一五五
 農民運動の發展 一五六
 恐慌對策の方向 一五九

農業經營 一六一

農業經營形態の發展 一六一
 商品生産への躍進 一六二
 集約多角形の發達 一六五
 經營組織の整備と合理化 一六七

米穀 一七〇

生産と消費 一七〇
 米作進歩の跡 一七〇
 生産を凌ぐ消費 一七一
 鮮米も増産 一七二
 臺灣米も伸びる 一七三
 外米輸入は減る 一七三
 價格變動 一七四
 最高は大正十四年 一七四
 不況深化の壓力 一七五
 『豐作飢饉』の發端 一七五
 五年の應急對策 一七六
 農村危局到る 一七七
 地主階級の没落 一七七
 匡救策で小康 一七八
 米穀市場の活躍者 一七九
 米穀政策の變遷 一七九
 對策に手を焼く 一八〇
 數量價格の調節 一八〇
 米穀調査會設定 一八〇
 昭和六年の改正 一八五
 米穀法運用經過 一八五
 米穀法の功罪 一九三
 高下値巾の縮小 一九三
 經營への安心 一九三
 備荒貯蓄の役目 一九五
 國帑の濫費 一九五
 政略にも利用 一九五
 米穀取引所の衰微 一九六

根本策の研究 一九七
 統制法案成る 一九八

第二篇 各論

統成法初の試練 一九九

紡績業 二〇三

はしがき 二〇三
 生産設備擴張と操短 二〇四
 綿糸布生産の内容の變化 二〇七
 使用棉の變遷 二〇九
 内外市場觀 二一一
 相場の足どり 二一六
 勞働能率の引上 二一八
 各社の業績内容は良好 二二〇

人絹事業 二二二

創生期より企業基礎の確立まで 二二二
 人絹時代の出現—第一期發展 二二四
 第一期發展後の需給及び市況 二二七
 輸出貿易上の重大地位獲得 二三〇
 金再禁止後の飛躍と新障礙の續出 二三〇
 及び新市場開拓 二二三
 生産の累増—質的變化—消費激増 二三五
 生産會社の繁榮 二四〇
 第二次發展時代と新しき諸問題 二四三

製絲業 二四八

はしがき 二四八
 生絲生産消費の概観 二四八
 養蠶業の發展と合理化 二五一
 製絲業の大規模化 二五二
 養蠶業の特殊性 二五四
 繭價對策 二五六
 製絲工業の缺陷 二五八
 絲價對策の無力 二五九
 恐慌期の對策 二六一
 蠶絲業統制計劃—將來の展望 二六三

製糖業

はしがき.....二六四
生産消費事情.....二六五
生産費の内容.....二七一
甘蔗の品種改良.....二七三

ジャワ糖の脅威.....二七五
生産販賣カルテル.....二七七
大会社の制覇.....二八〇

鐵鋼業

はしがき.....二八二
需給関係.....二八四
カルテルの發達.....二八九
市價と採算.....二九三

保護政策.....二九六
合同論の結實.....二九九
結局誰が儲けるか.....三〇三
あとがき.....三〇五

銅業

續産額一億圓.....三〇六
本邦銅業の特質.....三〇八
合理化の進行.....三〇九
經營の高度集中.....三一〇

米銅市價の激變.....三一二
銅界安定期近づく.....三一四
本邦の銅恐慌.....三一七
銅界好轉と本邦代表銅山の生産費.....三一九

石炭業

戰爭景氣の餘弊.....三二二
出炭増加傾向の停滞.....三二四
外炭の壓迫―撫順炭問題.....三二七
安定期から石炭恐慌へ.....三三〇

炭業合理化の進行.....三三二
石炭カルテルの強化.....三三七
結語.....三三八

肥料業

序―概観.....三三九
技術の進歩發展.....三四一
設備及資本の増大.....三四六
著増せる生産額.....三五一

變動烈しい肥料價格と會社利潤の低下.....三五五
肥料資本の獨占過程への幕進.....三六一
流通部面における變遷.....三六六
結言として.....三六八

洋紙業

量的發展.....三七〇
洋紙業の現地位.....三七〇
生産規模の發展.....三七一
操短時代.....三七四
内外紙の角逐.....三七七

質的發展.....三七九
合理化の實績.....三七九
企業集中化の激成.....三八一
完全獨占の實現.....三八四

洋灰業

セメント事業の特質.....三八六
大戰後の急發展.....三八九
ダンピングへ馬力をかく.....三九一

高率限産に悩む.....三九二
販賣カルテルの成功.....三九三
第三期擴張とその危険性.....三九五

瓦斯事業

歐洲大戰當時の經營難.....三九七
戦後に恢復期に入る.....三九九

消費量の變化とその原因.....四〇〇
昭和年代の再發展と最近情勢.....四〇二

海運業

世界的地位.....四〇四

發達の趨勢.....四〇五

量から質へ.....	四〇七
各市場の動き.....	四〇九
不振期前半.....	四一〇
海運恐慌襲来.....	四一一
愁眉を開く.....	四一二
定期船會社大概.....	四一四
郵船客船大建造.....	四一六
商船の積極主義.....	四一七
郵商ユニオン成立.....	四一八
ユニオンの内容.....	四二〇
郵商合併の空想.....	四二一
國際汽船の整理.....	四二二
船舶金融改善.....	四二五
船質改善助成法.....	四二六
船舶輸入禁止.....	四二八

生命保険業..... 四三一

十年間の大成.....	四三一
驚異的膨脹振り.....	四三二
解約失効の増加.....	四三三
契約の大會社集中とその主要原因.....	四三五
競争激化とその形式.....	四三七
新種保険の續出.....	四三九
收支の概要.....	四四〇
金融界への躍進.....	四四二
整理着々進む.....	四四五
簡易保険の成績.....	四四七
郵便年金小兒保険.....	四四八
保険法令の改正.....	四四九

損害保険..... 四五二

火災保險.....	四五二
十年間大勢.....	四五二
火保數字の検討.....	四五三
所謂助成金問題.....	四五四
助成金各社内譯.....	四五七
火災保險の痛腫.....	四五八
震災直前の情勢.....	四五九
無政府時代現出.....	四六〇
昭和會の成立.....	四六二
再び沈滞状態へ.....	四六二
やゝ愁眉を開く.....	四六四
海上保險.....	四六五

海保不振の原因.....	四六五
海保會社の濫立.....	四六六
年々赤字の連續.....	四六七
船舶保險協同會.....	四六八
海運恐慌の襲来.....	四七〇
倫敦市場圓建.....	四七〇
爲替安の好景氣.....	四七一
保險約款の統一.....	四七一
積荷保險プールの結成.....	四七二
各種プールの内容.....	四七三
雜種保險.....	四七七
雜種保險の現状.....	四七七
結論.....	四七八
コンチエルン.....	四七八
外國會社の業績.....	四八〇

第三篇 世界經濟

世界經濟..... 四八五

一、世界經濟十年の概観.....	四八五
二、大戰直後の破局狀態.....	四八六
生産手段生産量の激減.....	四八六
幣制の紊亂貿易の萎縮.....	四八七
經濟發展の不均衡.....	四九〇
三、相對的安定期の諸相.....	四九三
インフレーションの役割.....	四九三
アメリカ資本の出動.....	四九四
金本位再建・合理化の遂行.....	四九五
生産及び貿易の恢復.....	四九七
金融資本の制覇.....	四九八
安定期の不均衡.....	四九九
安定期の犠牲擔當者.....	五〇三
四、矛盾激化期の展開.....	五〇五
生産消費不均衡の發展.....	五〇五
市場擴大の諸困難.....	五〇七
矛盾克服の諸政策.....	五〇九
資本陣營内部の諸對立.....	五一三
世界經濟内部の對立激化.....	五一四
五、世界經濟恐慌.....	五一八

第一篇 總論

恐慌の進展……………五二八
諸國金本位制の崩壊と其後……………五三一

恐慌の新たなる段階……………五二三
新通貨政策及び貿易政策と世界經濟……………五二七

經濟政策

基調としての經濟的國家主義

金融、財政、貿易等および個々産業に對する國家の個別的産業政策は、別部門に限定された經濟政策の他に、最近における日本の、産業界全體に對する國家の經濟政策が、いかなる方向に進展して來たかを検討することも、重大なる意義を有つと思ふ。政府が變る毎に、また産業界の情勢が變化する毎に、特に世界經濟の狀況が變動するにつれ、個々の政策は、動搖變轉を重ねる。しかしそれらの個々の産業政策の無數の波紋の動きを綜合して觀察するとき、一定の基本的方向を有つた日本の經濟政策の進路が認められる。本稿では、さやうな意味における經濟政策の基本線の方向を問題とする。

簡単にいへば、主として昭和時代約十年間の、日本の經濟政策基調は、いはゆる經濟的國家主義の發展であると思ふ。それは、滿洲事件、聯盟脫退による、國際的孤立によつて、最高調に達した。經濟的國家主義は、政治思想におけるファシズムの反映であり、ファシズムの經濟政策が、經濟的國家主義だと考へてもよい。

この經濟的國家主義の基本線から分岐した、二つの、主要な具體的經濟政策は、産業保護主義と、産業統制主義とである。最近に於ける日本の産業界は、この二つの國家政策によつて指導されて來た。以下、やゝ詳細に、その點を

説明してみようと思ふ。

産業保護政策の發展

産業保護政策の終局目的は、經濟的アウタルキー、主要生産品に關する自足自給の達成である。關稅防壁の増築による外國競争品の侵入防遏、補助金、獎勵金の交附等による對外競争能力の増大、獨占を許容することによつて、當該産業の基礎を安定せしめる、法律上の間接保護等の諸手段が、保護主義の、通例の具體的政策である。これは、自由通商主義とは、正面的に對立する。數年前から、日本の保護政策の強化に對して、關西の實業家を中心とする自由通商協會なるものが、保護主義萬能反對の運動を起したが、實際的には寸效も擧がらず、保護政策は年年その度を強めつつある。

われわれは、最近十年間、産業保護主義が、如何に強度に國策をリードして來たかの實情を見るための、一つの方法として、歴代政府が作つた官設の各種産業審議會または調査會の、政府諮問事項と、それに對する答申案とを調べてみようと思ふ。勿論、調査會の答申案の全部が、そのまま政策に具體化され、實行されたとは限らない。しかし、それは、實行されたと否とに拘はらず、政府の政策に基礎を與へてゐるものだ。それによつて、われわれは政府または、政府の産業政策の終局的決定者たる大ブルジョア達の、經濟政策思想を、具體的に看取することが出來ると思ふ。

國産振興委員會 昭和元年六月設置。

主要諮問事項および答申。

(一) 諮問。國家重要な産業にして未だ確立せざるもの少からずと認む。これが發達をはかる具體策如何。

答申。イ、ソーダ工業、硫安工業、アルミニウム工業、製鐵業、精密機械工業、紡績機械工業、工作機械工業、自動車工業、造船業、電氣機械工業等に對し、補助金交附の必要ありと認む。

ロ、同上工業に對する公課減免の必要。

ハ、企業合同、または統一連絡の必要、たとへば製鐵業、船舶業、機械工業、生糸工業等。——〔註〕製鐵業、生糸業の合同または統制は、最近實現された。

(二) 諮問。官用品の國産品充用方策は如何。

答申。委員會において、外國品購入のやむを得ざるもの、内國品に代ふるを可とするもの、につき實用品類別表を作成し、これに基づいて、國産品の優先使用を原則とすべし。——〔註〕これも諸官廳に現在實行されてゐる。

(三) 諮問。アルミニウム工業確立策。

答申。アルミニウム工業の研究者に對して獎勵方法を講じ、會社設立の場合は、相當期間、保護を與ふべし。

——〔註〕最近設立の滿洲アルミニウムには、軍事豫算中から補助金を與へてゐる。

(四) 諮問。自動車工業振興策。

答申。自動車工業は、一の綜合工業として、影響範圍廣大なれば、この工業を發達せしむることは諸産業振興の一般的効果多きをもつて、國産自動車工業の發展のためには、政府は適切なる保護施設をなすべし。

關稅調査委員會 昭和元年十二月十五日より、七年五月廿日まで八回にわたり審議答申。

關稅は、いふまでもなく、あらゆる保護政策中、最も強力な、かつ一般的效果を有つ保護手段である。日本の關稅政策は、財政主義、衛生主義等に基くものも若干はあるが、主力を産業保護におき、しかも保護防壁増高の一線に沿うて進んで來たものである。

關稅制度の基礎は、明治四十三年制定の關稅定率法によつて形成され、以後昭和元年の大改正決定までは、震災後應急關稅、贅澤品關稅等、小規模の改正あり、その都度、多少づつ稅率は高められて來たが、なほ大幅の稅率引上は

なかつた。しかるに上記關稅調查會の審議案を基礎とする——答申案の殆んど全部が採用實行された、各種の官設調査會のうち、これほど「效果」を挙げたものは類がない——昭和元年三月の大改正により、關稅保護政策は、飛躍的に強化されることになつた。當時の改正要旨は、内地産業の生産條件を有利ならしめると同時に、重要産業については外國品の競争に對して必要な程度の保護を加へ、他面消費者の利益をも考慮し、國民生活の安定をはかる、といふ、尤もらしい名目を掲げてはゐたが、勿論消費者の利益などは、眼中におかれたわけではない。この改正により、有稅品六百四十七のうち、その大半は、大幅の稅率引上の恩恵を受けることになつた。

次いで、最近に實施された關稅改正は、昭和七年の、爲替暴落を原因とする從量稅、從價稅の均衡回復を理由とした關稅引上である。調査會は、政府の諮問に對して、當分のうち、從量稅を、從前の約三割五分引上げることが必要なりと認む、と答申した。だが、實施されたのは、單に從量稅の引上げばかりではない。ことの序でだ、といふので、一般的に、産業保護の目的で、さらに平均一割五分程度の増率が斷行されたのである。かくて、七年度の改正により平均して、五割増率といふ、空前の大幅引上げが實行されたのである。日本の諸産業は、すでに圓爲替の暴落だけでも、外國品の競争に十分打ち克つほどの保護を受けてゐる。その上に、なほ足れりとせず、萬里の長城にも勝る關稅防壁を張りめぐらすことになつた。産業保護政策は、こゝに至つて、度を外したと評するの他ない。

われ／＼は、こゝにおいて、日本の關稅政策が、重大な内容變質をしてゐることに、注意せねばならぬ。それは、關稅政策は、政治家などがいふやうな幼稚産業保護といふ名目は、實は大デマで、國際市場戦における有力な武器たるトラスト關稅となつてゐる、といふことだ。トラスト關稅は、最早、幼稚産業發展の保護を目的とするものではない。それは、關稅によつて、國內市場における獨占利潤の獲得を確保し、それによつて得た力で海外市場にダンピング戰を敢行することを主目的とするものだ。勿論、ダンピングの犠牲は、國內の消費者が負擔する。とも角、現在は

關稅保護政策の、極致の時代となつてゐると考へられる。

商工審議會 昭和二一年五月設置

時の中橋商相は、諮問事項として、一、商工業振興の具體的方策、二、燃料に關する具體的國策につき委員會に調査報告を命じた。その結果として、左記のやうな十數項にわたる、主として國家の補助、保護政策が決議され、そのうち、輸出補償制度その他數項は實行されることとなつた。

委員會決議事項。(一)産業統計の整備(二)産業上諸缺陷の整備(三)中小工業の金融改善(四)輸出補償制度(五)出産業の奨励(六)貿易通報改善(七)人造藍工業の助成(八)ソーダ灰工業の助成(九)製鐵業保護(十)工業技術員の養成補助その他。

商工審議會は、昭和四年九月、濱口内閣の成立とともに、その組織を若干改正し、また前内閣の諮問を撤回して、新諮問を提案し、これに對して、次のやうな答申が提出された。

一、諮問。企業經濟を合理化し、投下資本の能率を増進せしむるにつき、有效適切なる具體的方策。

答申。官營事業の民營的經營および整理、企業合同の促進、カルテルの奨励、獨占事業の統制等の實現。——【註】右答申に基いて成立したのが、臨時産業合理化局、および産業統制法である。その重要性については後述する。

二、諮問。外國貿易振興に對する有效適切なる方策。

答申。輸出補償制度の急速實施および輸出組合の助成その他。

三、小賣制度改善策。

四、諮問。石炭、石油その他代用燃料に關する具體的國策。

答申。石油については地質調査の完成、試掘奨励金の増加、鑛區稅免除その他。石油代用燃料については、低溫乾

溜工業、油母頁岩石油工業、ペンソール工業、酒精工業の助成その他。

人口食料問題調査會 此の調査會は、本邦人口の將來豫測から、内外移住、労働調整、食料問題としては農、漁、林、畜各方面に、あまりに大風呂敷をひろげ過ぎたので、尨大な答申書は出來たが、實際的效果は、極めて乏しかったやうである。

經濟審議會 昭和三三年九月設置。

第五十五議會における「經濟國難打開」の決議案に基き設立されたもので、税制、國稅等の政府の産業政策をはじめ、一般生産組織の改善、社會政策等を調査研究し、もつて新時代の要求する「大策確立」を目的とする、といふ物々しい觸れ出しの大調査會である。答申においては、金輸出解禁の即行、重工業保護のため、關稅増減の權限を政府に附與すること、國債整理減債基金制度の確立等、その後の政策において實際的效果を現はした重要なものもあるが大體が、政治的意味で作られた審議會だから、茫漠たる決議が多く、同年九月、解消した。

電氣事業調査會 昭和三四年一月設置。

政府の電氣業統制權の強化、および事業獨占の確立等が、この調査會が生んだ實際的效果の主なるものである。

關稅審議會 昭和三四年八月設置。

最近におけるあらゆる官設調査會が産業保護政策の加重擴張を目的としたものであることは、既述した通りであるが、濱口内閣が設置した、この關稅審議會のみは、唯一の例外をなしてゐるやうである。調査の趣旨は「わが國現行關稅率中には、徒らに過當なる保護を持續し、またはすでにその必要を失ひたるに拘はらず、なほこれを改訂せざるものなきや。これに對する改正の方針如何」といふのである。審議會は、これに對して綿糸、鐵管、生糸、牛肉、高粱、セメント等の數種のものに對する關稅の撤廢または輕減を答申し、大體原案通り實行された。だが、これは、累

次の關稅引上に對しては、まことに少く、蚊の涙ほどの效能もない稅率輕減である。しかも審議會は、抜け目なく、諮問第二號の「金解禁に際して考慮すべき關稅政策」に對し、重要産業が壓迫を被るときは、一定の附加關稅徵課の權能を政府が所有することを適當と認む、とやつてゐる。

國際貸借審議會 昭和三四年八月設置。

金解禁後の金本位維持のため、わが國際貸借改善の方策如何、といふのが諮問事項である。これに對して、船舶金融に對する低資融通その他の保護、輸出補償制度の擴張、外客誘致の助成、自動車工業および南洋企業に對する保護策實施等の諸案が答申された。

臨時産業審議會 昭和三五年二月設置。

金解禁實行後の、わが諸産業の對外競争力を強化するための諸方策、特に、このころから世界的流行となつて來た産業合理化の實行策を調査する、といふのがこの審議會の目的である。

これに對して委員會は、企業の統制、能率増進の、合理化の一般的諸手段の實行、造船業、製鐵業の統制および補助、國産品愛用等を答申した。

農林審議會 昭和三六年九月設置。

工業および商業に對しては、歴代内閣の調査會で、保護、助成、獎勵のあらゆる手段が考究され、實行された。置いてけぼりを食つたのはたゞ農業と農民だけである。金解禁後の生糸市價暴落その他の重壓で、さすが忍黙の美德を長年守つてゐた農民の間にも、漸く重大な反抗機運が醸成されて來た。かやうな情勢を控へて出現したが、この農林審議會で、現在までの官設審議會中、最後のものである。「農林水産物の輸出増進、および輸入防遏をはかり、もつて農山漁村の振興をはかることを急務なりと認む」といふのが、審議會設置の要旨だ。答申案としては、農林水産物

の輸出増進、輸入防遏に關する各般の保護、助成策、農業保險および農家負債整理案等が提出されたが、その農民救済の効果は、殆んどあるまいと考へられるやうな、よい加減のものであつた。

一般的保護、救済策として金再禁およびインフレ

以上において、われ／＼は、經濟的國家主義の一つの側面としての産業保護政策の推移を、やゝ詳

しく觀察して來た。そして、保護政策として最も重大な役目をもつ關稅は、引上げに引上げを重ね、現在ではすでにトラスト關稅にまで發展して來た事實を知つた。關稅以外の一般的保護手段も、輕減されたものは殆んど絶無で、保護はさらに保護を加へて來た。しかし、これは、單り日本だけのものではなく世界的傾向なのである。世界的な、經濟國家主義の對立戰においては、なほ日本の産業資本の力は脆弱であることを、資本家は痛感した。そこで實現された、劃時代的な産業保護政策が、金再禁止と、それに附隨する大々的インフレーションとである。いふまでもなく金再禁の直接原因は、ドル買事件などによる金流出の過多といふ單なる金融的事實である。しかし、それは全くの誘因に過ぎない。金再禁止およびその後のインフレーションの眞實の意味は、産業資本に對して、最も普遍的な、かつ最も強力な保護を與へることにある。そのことは、すでに多くの人々によつて論じられ、常識となつてゐることであるから、こゝに改めて詳説する必要があるまい。産業保護政策もインフレーションといふアヘン療法まで實行するに至つては、極限に達したといふべきであらう。

統制經濟主義の進展

保護主義に併立する、經濟的國家主義の、他の一つの側面をなすものは、統制經濟主義である。統制經濟主義も、さらに押し進めれば、いはゆる計畫經濟となる。計

畫經濟において、國家權力は、産業に對して最強度の威力を發揮し、投機と企業的創造能力によつて利潤を追求してゐた資本家の職能は——計畫經濟實現の社會においても、それが資本主義的計畫經濟ならば、なほ依然として、資

本家も利潤も存在するのはいふまでもないが——大半剝奪されることになる。計畫經濟は、膨脹期資本主義時代の原理たる自由放任主義とは全く對立するものである。近年の日本においても、重要諸産業がカルテル組織時代に進んで來ると共に、國家の經濟政策思想も、いつとはなしに、自由放任の原則に對して、否定的な傾向を示すやうになり、遂に最近においては、トラストを國家の政策として積極的に是認獎勵するまでに進化し、さらに進んで、計畫經濟實現をもつて、日本の經濟政策の最終目的とする、といふところまで發展して來た。(後述、中島前商相の計畫經濟主張を参照)かくして、最近の十年間は、日本の經濟政策思想の、一大轉換期を示した時代であると考へられる。この國家の、經濟政策思想における大轉換を、端的に表現したものが、昭和五年に設立された官設の臨時産業合理化局と、昭和六年四月、法律第四〇號として公布された重要産業統制法との二つである。日本の重要産業統制法は、國家の、産業統制主義の原則を積極的に表示した點で、當時、ロシアとイタリーの二國を除けば、世界に類がないほど、「進歩」した法律だ、と評せられたものである。——斷るまでもなく、現在では、米國が、資本家的産業統制主義國として、尖端を行つてゐる。

以下、日本における産業統制主義の進展の跡を概述してみる。

カルテル時代の實現

國家の經濟政策思想の根本が、産業統制主義に向つて來たといふことは、勿論、わが産業界自體が、その根柢の組織に、變質を生じたからである。國家の經濟政策は、いつでも、産業社會の要求を反映するものに過ぎないのだ。しからば、産業界の根柢組織における變質とは何か、といへば、それは諸産業が、從來長い間の無拘束な自由競争時代を脱却して、資本家自らの協力によつて、統制的なカルテル時代を現出したことである。

實際、主として、昭和三、四年以降において、日本の諸産業におけるカルテルは、その内容に重大な變質を生じ、

一段の飛躍的發展を實現した。

日本のカルテルのうちには、早く明治時代に成立したものも、二、三あるにはあるが、大多数は大戦景氣の反動以後に出來たものだ。だが、それ等のカルテルは、形式だけのもの、またはホンの一時的のものが多く、協定破りは隨時隨所に行はれて、大抵は有名無實に終つた。それは、資本家達の事業的無節操のため、といふよりは當時の財界の情勢はなほ、規約を忠實に守ることによつて獲られる利益よりも、協定破りによつて、自由競争で獲得する利益の方が、全體として大であつたから、と解釋すべきものであらう。

ところが、大ざつばにいつて、昭和二年の金融恐慌を分界線として、カルテル運動は新過程に這入つた。一、カルテル數の激増、二、カルテル内容の變化、三、カルテルが、從來の有名無實の状態から脱して、眞實に活動力ある獨占體に變り、生産、價格に對して決定的支配力を握るに至つた、等の諸點が、その最大特色である。

一、カルテル數の激増。恐慌前に存在したカルテルは、紡績、粗糖、洋紙、石炭等、數種類のものだけだつた。しかるに、恐慌を轉期として、主要なものだけでも左に列記するような激増となつた。

事業名	カルテル成立年	事業名	カルテル成立年	事業名	カルテル成立年
石灰	昭和三年	硬 化 油	昭和三年	製 麻	昭和六年
麥 酒	昭和三年	セメント(再組織)	昭和五年	精 糖	昭和三年
鐵鋼(丸鋼)	昭和三年	厚 板	昭和六年	輪 出 銅	昭和六年
同 (薄 板)	昭和五年	紙	昭和五年	過 燐 酸 肥 料	昭和六年
石油(強化再組織)	昭和四年	カ ー バ イ ト	昭和六年	洋 紙 (強化)	昭和六年
製 粉	昭和五年	硫 安	昭和六年	輸出綿ネル	昭和六年
石 炭	昭和七年	カ ニ 織 詰	昭和六年		

かやうに、最近四、五年間に、カルテル數が激増した、といふ一事實だけでも、日本の産業界に、異常な新局面が

現出した、といふことを十分に物語つてゐるであらう。

二、内容の變質。が、それよりもつと重大なことは、カルテル内容の變化だ。舊時代のカルテルは一、二の例外を別として、その機能は生産制限一點張りであつた。ところが、新カルテルは、操短も重要な一任務としたが、それより更に進んで、販賣協定を主眼とするといふ點に、根本特色を有つてゐる。販賣協定の形式としては、市價協定、販路分割、共同販賣等種々の手段があるが、いづれの形式によるにしろ、カルテルは、限産による間接價格維持策から進んで、直接に、市場價格の決定權を握つた、ほとん完全な單一獨占體として消費者の前に出現することになつたわけである。これにより現在では、物價變動の重要な一要因として、カルテルの支配力を考慮に入れなければならなくなつた。日本は、今、歐米の先進資本主義國に、少しも劣らない高度獨占資本主義國に發展したのである。獨占の肯定むしろその積極的獎勵方針を明らかにした、政府の現經濟政策は、産業界における如上の實勢の所産に他ならない。

合理化局および産業統制法

國家の、産業統制主義の原則を最も明白に示すものは、既述したやうに、産業合理化局と重要産業統制法とである。

舊時代の合理化は、テーラリズムによつて代表される、一企業内の單なる技術的な能率増進策に過ぎなかつた。だが新合理化は、視野を國民經濟の全領域に擴大し、産業界全體の統制を基礎として、恐慌を克服し、企業の更生を實現しようとするものである。商工省内の一局として設立され、財界の首腦者を顧問とする合理化局は、以上のやうな新合理化運動の指導者、斡旋者として出現したのである。

合理化局に次いで現はれた、重要産業統制法は、産業統制の單なる斡旋役をもつて満足せず、必要と認める場合には、法律上の權力で、トラストを強制的に成立、維持させることを目的とする。左に統制法の骨子をなす、主要條文を摘記してみる。

一、重要産業における生産、または販賣に關する統制協定は、同業者二分一以上の加盟あるときはこれを主務大臣に届出ること。

二、統制協定の加盟者三分二以上の申請ありたる場合において、當該産業の公正なる利益を保護し國民經濟の健全なる發達をはかるため、必要ありと認むるときは、統制協定の加盟者たると未加盟者たるとを問はず、これらに對してその協定事項の全部または一部に服従すべきことを命ずることあるべし。

三、統制協定に對しては、公益的見地よりの監督をなし、協定が利益に反し、または當該産業もしくはこれと密接なる關係を有する産業の、公正なる利益を害すと認むるときは、その取消し又は變更を命ずることあるべし。

統制法公布以來、現在まで、この法律によつて保護されるカルテル産業は、左のやうな二十種に上り、重要産業の殆んど全部を網羅してゐる。

【統制法適用産業】 綿糸紡績業、絹糸紡績業、人絹業、洋紙業、板紙製造業、カーバイト業、硫酸製造業、晒粉製造業、酸素製造業、硬化油製造業、セメント業、製粉業、製鐵業、鉄鐵業、合金製造業、棒鋼製造業、山形鋼製造業、鋼板製造業、線材製造業、銅および眞鍮壓延板製造業。

國家の、トラスト助成政策は、最近における企業合同の續出によつても看取される。ビール、製鐵、生命保險、電鐵、洋紙、自動車、漁業等の重要諸産業においては、最近大企業間の合同が成立し、または成立の機運が濃厚になつて來てゐるが、そこには、直接にか、或は間接にか、政府の斡旋が有効に作用してゐるのである。

計畫經濟へ漸進

上述したやうに、産業合理化、産業統制政策は、大戰後の恐慌對策として、日本だけではなく、世界各國が實行した新經濟政策であつた。合理化は、戰後資本主義國の救命丸と考へられた。これにより、資本主義諸産業は、恐慌に對する抵抗力をある程度まで強め、勞働階級に對する攻撃力を、

大いに増大した。その點では、合理化は、豫想以上の成功を收めた、といつてよい。けれども、所詮は、合理化によつて資本主義的經營は新組織を興へられ、恐慌に對する抵抗力が強まつた、といふに止まり、資本家の最終目的たる恐慌の完全なる克服、好景氣の再來までは、合理化の力では實現することが出来なかつた。そこで、合理化政策を、一步前進させたものとしての、いはゆる計畫經濟が、政治思想界におけるファッショズムの擡頭に伴隨して出現したのである。

新合理化運動においても、その政策の立案者、實行者は依然として資本家自身である。國家の權力が、時に企業の上に君臨することはあるが、それはむしろ例外で、原則としては、國家は産業統制の斡旋者後援者であるに止まる。

産業の經營は、資本家自身の自由判斷に委せる、といふ舊來の自由主義思想がなほ殘存して根を張つてゐる。

だが、計畫經濟においては、最早その原則は完全に否定される。前言したやうに、資本家の、經營上における自由裁斷の領域は著しく狭められ、國家權力が、經營の大方針を決定する原動力となるのである。

合理化、統制經濟主義にまで進んで來た日本は、今まさに、一步を踏み出して、計畫經濟政策にまで進展しようとしてゐるやうである。最近の日本における、計畫經濟論の流行は、この情勢の一端を示すものである。たゞし民間論客や、實業家などの計畫經濟論は、ハシリ好きのいかもの喰ひ、の氣味もあるから、こゝでは暫く問題とせぬことにしよう。だが、前商相中島氏の計畫經濟禮論は、たとへ、直ちに實行力のないものではあるとしても、日本の經濟政策思想が、どこに針路を向けてゐるかを示す、一つの明白な指標と見てよいであらうと思ふ。

昭和七年一月、中島氏が「社會政策時報」に寄せた一論文には、次のやうなことが主張してある。
「新經濟國策の目標は、國家一業制度、たとへば製鐵業ならば全國にただ一企業、造船業もまた全國にただ一つ、といふ具合に、企業大合同の建て前になつて、これらの事業に對する企業金融も、國家的に統制され、そしてこの、單

一的企業、合同の機關が、國家的見地から割り出された年度計畫に従つて、その生産および輸出を指導して行く、といふ組織にならねばならぬと考へるのである」以下略。

中島氏は、この考へを、計畫經濟政策だ、と自らはいつてゐない。だが、その内容は、明白に計畫經濟論であることは、更めていふまでもないであらう。

財 政

はしがき

財政は國家活動の貨幣態表現である。こんな定義らしいことをいふと異論が出る惧れがあるが、その相手にはなるまい。いひたいのは國家活動が上位概念であつて、その貨幣金額における表現は下位概念であること、従つて財政十年史には先づ國家活動十年史を簡略にでも述べるのが適當かも知れない。ところが、こゝではその逆を行つて、貨幣金額における表現を先きに見て、その結論として國家活動の十年を敘さうといふのである。少し理窟に過ぎたが、實はこれが財政十年史の普通の敘説方法でもあるだらう。今日の貨幣經濟組織の下にあつては、貨幣金額として表現されぬ國家活動は極く少く、當初は貨幣金額に關聯がなさうに見える國家の活動も總ては重大な貨幣額の問題として出て來るのだから。國家活動それ自體は實に財政を通じて見るのが手ツ取り早くもあり、本則でもあるといふのが通念だからである。しかし財政即ち貨幣金額にのみ没入すると往々にして國家活動の傾向を見落すことがある。震災復興舊費はこの十年史の起點でもあり、巨大なる貨幣金額としての日本帝國の活動表現でもあるが、單なる一土木事業として見れば左まで重大なことではない、別の視野から全國の財をもつて帝都の装美に投じたものとし中央集權制度の一現象と解して見ても、それは明治維新以來の傾向で一向に珍らしくない國家活動である。それに比べて貨幣金額としては遙かに小額な職業紹介補助、自作農創定補助、輸出補償金

赤化防止費等において大きな國家活動の暗示が與へられる。飽くまで國家活動の質と量との推移といふことに眼を離さぬように財政史を見て行かうといふのが筆者の念願であり、その方向をハッキリ自分にいひ聞かすために、これだけの理窟を申述べて置かうといふのである。

歳計の總覽表

順序としては貨幣に表現された國家活動の十年間の總覽表とでもいふものをお眼にかけたいたのだが、適當の方法がない。歳計については大正十四年度以來、一般會計と特別會計を通じて、豫算純計が發表されてゐるが決算純計はない。しかも歳計だけが國家の貨幣生活の全部でないことはあまりにも明瞭である。國債や豫算外の國庫負擔となるべき契約のうちには歳計には殆どその一小部分を現はすに過ぎぬものが多い。預金部特銀を通じての國家活動、國有財産の異動もともに國家の貨幣生活である。しかし、すべてこれらを十年史として年次的に總覽する適當な方法が見附からぬ。面白いものが出來さうな氣持はするがまだ出來ない。無駄な試みはやめて中央國家の歳計から初める。しかし、こゝにも困難がある。周知の如くわが會計法は總豫算制度を命じ、また時としてこの主旨に従ふ整理が行はれるに拘らず、おびたゞしく多い特別會計がある。昭和九年度においてその數は實に三十四（内部区分によると四十一）である。これに一般會計を加へて三十五の會計が相互間に面倒な通り抜け勘定を持つ。

前記のやうに大正十四年度の分から豫算純計が發表されてゐる。この豫算純計と、歳計の主要資料たる一般會計の歳出区分およびその財源調達表を掲げて敘述の参考にしよう。

(一) 豫算純計連年表 (單位千圓)

年 度	一般會計	特別會計	豫算純計	豫算總額に對する純計の割合	一般會計	特別會計	豫算純計	豫算總額に對する純計の割合
大正十四年	一、五八〇、四三三	三、三九二、三三三	三、四〇〇、三〇〇	七〇・九	一、五八〇、四三三	二、九八八、六三三	三、四四四、〇七三	七五・一

昭 和 元 年	一、六六六、七四四	三、二五五、八三三	三、四四四、五一一	七〇・四	一、六六六、七四四	二、八三三、三三三	三、四四四、五一一	七五・三
同 二 年	一、七九三、三八	三、四〇六、八六六	三、七五五、〇三三	七〇・八	一、七九三、三八	三、〇五五、一九九	三、六三三、〇六六	七五・一
同 三 年 (實行豫算)	一、七二二、〇五五	三、五五五、三九九	?	?	一、七二二、〇五五	三、二一九、三八一	?	?
同 四 年 (成立豫算)	一、七三三、五七	三、八四四、五三三	三、九三三、三八	七〇・四	一、七三三、五七	三、四〇一、〇九九	三、八九一、九五	七四・二
同 四 年 (實行豫算)	一、六八〇、〇〇〇	三、七〇三、六七	三、八三三、三五三	七〇・〇	一、六八〇、〇〇〇	三、三三三、五六	三、六九一、六六	七四・八
同 五 年 (實行豫算)	一、六〇〇、六〇〇	三、七三三、六六	三、八四四、〇九一	七〇・七	一、六〇〇、六〇〇	三、一九〇、七四六	三、六三三、一五六	七五・三
同 六 年	一、四六六、八三三	三、三三二、二九九	三、四〇一、二六六	七〇・七	一、四六六、八三三	二、八八三、〇五三	三、三三三、五九九	七五・九
同 七 年 (實行豫算)	一、九四四、八三三	四、二三三、三五三	四、〇七六、〇四〇	七〇・一	一、九四四、八三三	三、七四七、九三〇	三、九九九、八三四	六九・〇
同 八 年	二、三九九、四四四	五、四三三、三九九	五、〇三六、一〇四	七〇・一	二、三九九、四四四	五、〇五五、一八一	四、九三三、九二	六六・四
同 九 年	二、二二二、三三三	七、三九九、九五	六、七三三、八九九	七二・一	二、二二二、三三三	六、八四三、五三三	六、六三三、五七七	七三・九

【備考】(一)大藏省年報および第六十五議會發表による、(二)昭和八年度分は第六十五議會提出の追加豫算を含まず、(三)昭和九年度分は本豫算のみ

(二) 歳 出 分 類 表 (單位千圓)

年 度	皇室費	國債費	年金恩給	軍事費	行政費	計
大正 二 年	四、五〇〇	一四、六六六	三、六三三	一九、八五五	三〇三、九九八	五七三、六三三
同 十 年	四、五〇〇	二二、〇七	七、三三三	七六、六九九	五三三、四四	一、四九八、八五五
同 十 一 年	四、五〇〇	二五、一三三	七、四三三	六〇四、〇一	六〇三、八三三	一、四九八、八五五
同 十 二 年	四、五〇〇	一六、一八	八、四三三	四九七、七二	七〇〇、九三	一、五二、〇五〇
同 十 三 年	四、五〇〇	一八、九九九	一五、〇〇九	四四、一七	八五三、三六	一、六五、〇三三
同 十 四 年	四、五〇〇	三三、四三三	二九、六六	四四、八八	七四、五〇	一、五四、九八
昭 和 元 年	四、五〇〇	三三、三三八	三三、七七七	四四、三三八	七四、〇六一	一、五八、八六
同 二 年	四、五〇〇	二八、二三三	三九、〇五	四九、六六	八六、三三	一、七五、七三
同 三 年	四、五〇〇	二五、七〇〇	一四、〇〇	五七、三三七	八五、三九九	一、八四、八五五
同 四 年	四、五〇〇	二〇、三三三	一四、三三三	四九、九九	八二、一八一	一、七六、三三七

年 度	皇室費	國債費	年金恩給	軍事費	行政費	計
昭和五年	四、五〇〇	二七、五七	一四、二六	四三、八九	六八、八七	一、五七、六三
同 六 年	四、五〇〇	二三、八四	一五、九七	四三、六六	六九、九六	一、四六、八五
同 七 年	四、五〇〇	二四、四〇	一六、〇五	六六、三四	八七、六二	一、九〇、一四〇
同 八 年	四、五〇〇	二六、八七	一六、三六	八五、四四	九六、二六	二、三九、四四
同 九 年	四、五〇〇	二六、六五	一九、〇六	九七、〇二	一〇三、八七	二、二二、二二

【備考】(一)國債費は國債整理基金繰入額(二)軍事費は陸海軍兩省の合計(三)行政費は總額から他の四費目を控除した額である(四)昭和七年までは決算、八、九年度は豫算額である(五)八、九年度の行政費中には國庫準備金が含まれてゐる(六)八年度は第六十五議會提出の追加豫算等を含まず(七)九年度は本豫算のみ

(三) 歳出財源調査表(單位千圓)

年 度	歳出總額	普通歳入	差引不足 (+印過剩)	公債及 借入金	國庫剩餘金 喚込(+増加)
大正二年	五三、六三	六五、三四	+ 四、六一	一三、八四	+ 五四、五五
同 十 年	一、四八、八五	一、七三、〇四	二七、一八	五、〇三	六四、八八
同 十 一 年	一、四九、六九	一、四四、三四	+ 五、三五	六、九三	+ 八、八〇
同 十 二 年	一、五三、〇〇	一、五三、〇二	一六、四九	五、〇四	一三、四七
同 十 三 年	一、六五、〇四	一、四五、七三	一九、三二	一七、六九	三、八三
同 十 四 年	一、五四、九八	一、五三、四二	二、五七	一、五九	四、〇三
昭 和 元 年	一、五八、八六	一、四五、九七	一〇、八九	三、〇三	六、八四
同 二 年	一、七五、七三	一、五四、三六	二一、三七	六、〇九	一〇、五三
同 三 年	一、八四、八四	一、五二、三三	三二、五一	一七、〇五	一六、一六
同 四 年	一、七六、三七	一、五五、七六	二〇、六一	九、八三	一〇、七八
同 五 年	一、五七、八三	一、四八、八四	八、九九	八、〇〇	五、〇九
同 六 年	一、四六、八五	一、三二、〇一	一五、八四	三〇、三三	+ 一五、〇九

同 七 年	一、九〇、一四〇	一、三三、四六	六八、六四	五九、五三	+ 四〇、九八
同 八 年	二、三〇、四四	一、三三、〇六	九七、三八	九〇、〇八	一三、三〇
同 九 年	三、二二、三三	一、三三、六六	八四、四五	七五、〇七	一九、四七

【備考】(一)八、九年度は豫算、他は決算(二)八年度分は第六十五議會提出追加豫算を含まず(三)九年度分は本豫算のみ

關東震災を起點

う、毎年翌年度の豫算が編成されると十二月に貴衆兩院議員に内示される豫算網要の前文は簡にして要を得た資料である。豫算に對する編成者の方針のみでなく、廣く政府の財政政策、財界政策を要約してゐるからである。こゝではこの資料の掲出を主とし、それに簡単な解説を加へて行くことにする。解説といつても網要に示された豫算が、誰の手で編成され、議會を通過して成立したか、または政變のために不成立になつたかをいふくらゐが關の山である。この財政十年史は年を繰ると大正十三年度からになるが、十二年の關東大震災を起點とするのが穩當であらう。しかし十年度豫算網要は震災について當然何らの言及もないから網要は十三年度分からにする。

漸く戦後整理期に入る

歐洲大戦中ならびにその後の好況は、本來膨脹傾向にある歳計を一層膨脹させた。それに對して緊縮節約をなすべしとの議論があつた。殊に歐米交戦諸國が戦後經營として銳意歳計の緊縮を初めると、消極緊縮論は一層の力を加へた。しかし實際に戦争の禍害なく、却つて國富の甚大を來したわが國ではこの緊縮論は通らなかつた。憲政會の苦節十年は政略が拙かつたのでなく緊縮財政政策が時勢に合はなかつたと解すべきであらう。それがだん／＼時を経て緊縮論に耳を藉すやうになつて來たが、それでも大正十一年六月に高橋政友會内閣が倒れた後の政權は憲政會に行かずに中間内閣の加藤(友)に移つた。折柄ワシントン軍縮會議の成立があり、これが機會となつて初めて財政の緊縮が實行期に入つた。加藤(友)内閣の整理緊縮策は勿論微

温的だつたが、當時優勢な産業資本家はそれ以上の緊縮策を許さなかつたのである。大正十二年八月加藤(友)首相の薨去でもう一度山本内閣といふ中間政権が必要とされ、その組閣中に震災が来たのである。戦時利得はすでに失くなつてゐる、しかも新たに復興費を支辨せねばならぬことになつて、初めて眞剣に財政の緊縮が考へられるやうになつた。この歳計十年史は丁度かういふ消極財政政策の必要が一般に認められて来たときを起點とするのである。山本地震内閣は震災應急費を支辨し、復興豫算を成立させ、大正十三年度豫算を編成し終つた時に不詳事件で互解した。時代はこゝまで来てもまだ憲政會の緊縮論を容れず、また、中間内閣の清浦内閣が生れた。清浦内閣は前内閣編成の豫算案をそのまま議會に提出したが、妙な政界の波紋から普選で結ばれた護憲三派を敵とすることになり、議會は解散され、豫算不成立となつた。この不成立豫算は左の方針で編成されてゐた。

大正十三年度(不成立) 過般の大震災により、わが財政上、一面においては歳入に多大の減收を來し、他の一面においてはこれが善後の措置に巨額の支出を要するに至り、既定の計畫は全然これを改定するの必要を生じたをもつて政府は直ちに大正十二年度豫算の實施上、事業の繰延その他経費の節約を行ひ、もつて當面の急に應ずるの方策を講じたが、なほ大體左記の方針により大正十三年度豫算を編成することとせり

一、大正十三年度總豫算は大體において前年度豫算を基準とし、新規要求はこれを計上せざることを

二、右總豫算にありては既定計畫に屬する各種の事業費に對し極力節減または繰延を行ひ、なほ諸般の経費に節約を加ふること

三、大正十三年度において新たに経費の増加を要するものは、その緊急已むを得ざるものに限り追加豫算にこれを計上すること

四、帝都復興に關する計畫は一日も速かにこれが確定を要するをもつて大正十二年度以降これが所要経費は追加豫算

として今次の臨時議會(第四十八回)に提出し、その協賛を求むること

五、その他震災に伴ふ経費にして最も急を要するものはすでに豫算外臨時支出の方法によりてこれを支辨したるも、

なほ今後復舊復興等に要する諸般の経費については追加豫算として次期議會にこれを提出すること

六、大正十三年度においては復舊復興に要するもののほか既定計畫に屬する公債はこれを募集せざることを

憲政會の緊縮

清浦内閣に代つた加藤(高明)内閣は三派の寄合世帯である。しかし中心が憲政會で、藏相は濱口氏であつたから、ほと憲政會式の消極方針で十三年度歳計を實行し、さらに加藤(友)

内閣に比してかなり徹底的の整理を具現した大正十四年度豫算案を作つた。これは成立して施行された。三派内閣は大正十四年八月に税制整理問題で倒れ、憲政會の單獨内閣が出来て範圍の廣い點で世界にも比類がないといはれる税制整理を含んだ大正十五年度(昭和元年度)豫算案が編成された。加藤(高明)首相は大正十五年一月の議會中に薨去したが、同じ憲政會の若槻内閣が後を襲つたので問題はなかつた。たゞ十五年六月に濱口藏相が内相に轉じて、早速氏が藏相となり、間もなく九月に死んで片岡藏相に代つた。大正十五年暮に先帝崩御、改元された昭和二年度豫算案は大正十六年度の名稱で編成されたが、憲政會としてはその公約政策は大部分前年度迄に遂行してゐたから昭和二年度豫算案はあまり特色のないものであつた。以上憲政會を中心とする三ヶ年度の豫算編成方針は左のごとくである。

大正十四年度(成立) 世界の大戦終了後わが國の財政は整理緊縮の要切なるに當り大正十二年九月の關東地方大震災の結果さらにその必要に迫らるるに至れり、しかのみならず市場の情勢到底巨額の公債發行を許さざるものあり、公債財源の計畫また變革をなすを要す、その他國務の遂行上施設すべき事項少からず、よつて政府は大體左記の方針により大正十四年度の豫算を編成することとせり

一、財政の基礎を強固にするため行政財政の整理を斷行せり

- 二、公債發行額は極力これを減少し、一般市場に公募せざることとせり
 - 三、臨時國庫證券收入金特別會計を廢止し臨時國庫證券は漸次これを整理することとし、よつて財政上將來の禍根を免除するに努めたり
 - 四、臨時軍事費特別會計はその收入不足額を別途調達したる上これを廢止することとせり
 - 五、貨幣鑄造益金のうちをもつて特別の資金を設け、これが運用による収入を財源として師範教育改善および農村振興の計畫を立てたり
 - 六、陸軍軍備整理を行ひ、航空部隊の充實、兵器の改良等國防上の新威力を整備すること
 - 七、農林商工兩省を分立し、産業の發達獎勵に資することとせり
 - 八、電話交換擴張の要望切なるに鑑み、これが擴張の計畫を立てたり
 - 九、預金部制度を改正し、預金の運用を一層公明にすることを期せり
- 昭和元年度（成立）前年度において極力行政財政の整理緊縮を計り、もつて財政の基礎を強固にするを得たるも、財政經濟の現状に鑑み、なほ従前の方針を持続するの必要を認む、よつて大正十五年度豫算は前年度同様緊縮を旨とし、大體左の方針によりこれを編成せり
- 一、歳出豫算の財源たるべき公債の發行額は前年度同様、一般會計特別會計を通じて一億五千萬圓とし、かつこれを一般市場に公募せざることとせり
 - 二、歳入に著しき増減なからしむる範圍内において税制整理を行ひ、もつて國民負擔の公正を期せり
 - 三、現行關稅定率は現時の經濟界の實情に適合せざるをもつて、これが一般的改正をなすこととせり
 - 四、小學校教員俸給國庫負擔の増加、健康保險法實施に關する經費、陪審法施行準備に要する經費の増加を計上し、

多年の懸案を解決することとせり

- 五、貿易の振興、移植民の保護獎勵および外國航路の擴張を計りもつて國際貸借の改善に資することとせり
 - 六、社會政策的施設に關しては健康保險法實施、移植民保護獎勵のほか小作調停に關する經費の増加、家計調査、自作農創設計畫につきそれ／＼經費を計上し、なほ歳入の方面にありても前述税制の整理に當り特に社會政策的見地に重きを置きたり
 - 七、對支借款を整理し、もつてこれによる財界年來の病根を除くこととせり
 - 八、北海道拓殖計畫は大正十六年度において同年度以降の計畫を樹立することとし、本年度においては差向き相當の追加をなすこととせり
 - 九、朝鮮における産米増殖の計畫を樹て、食料問題の解決に資することとせり
- 昭和二年度（成立）加藤内閣成立以來數年度にわたり政府は極力行政財政の整理緊縮を圖るとともに幾多財政上の禍根を交除し、かつ前年度においては第一次税制整理を行ひたり、ために帝國の財政はその面目を一新したりと信ず、しかれども財政經濟の現状に顧み、なほ前年度同様緊縮を旨とし、もつて財界回復の促進を期するの要あると同時に、國防上その他年來の懸案にして解決を要するもの少からず、よつて大正十六年度（昭和二年度）豫算は大體左記の方針によりこれを編成せり
- 一、歳計上生じたる國庫剩餘金は必ずその一部を割きて國債償還の財源に充つるの制度を確立しもつて國債の聲價を高め、かつ金融の緩和を期せり
 - 二、海軍補助艦艇建造費を追加しもつて現有勢力の維持に遺憾なきを期せり
 - 三、國防上支障を來さしめざる範圍において陸軍歩兵在營年限短縮の計畫を定めたり

- 四、北海道第二期拓殖計畫を樹立し、その開發促進に努めたり
- 五、貿易の振興ならびに蠶糸、農林、畜産、水産業の助成につき新たに施設するところありたり
- 六、社會政策施設としては、移殖民の保護獎勵、不良住宅改善、公益質屋建設等の計畫を立て、殊に人口食料問題につき、これが調査を遂ぐべき機關を設置することとせり
- 七、通信現業員その他比較的給與の非薄なる吏員の待遇改善をなすこととせり
- 八、勳章年金を相當増額することとせり
- 九、航空路設置その他國際航空に關しその方針を定めたり
- 一〇、町村電話の普及を計るためその施設ならびに維持に關する計畫を定めたり
- 一一、市町村義務教育費國庫負擔金をさらに増額したり
- 一二、第二次税制整理を企て國民負擔の均衡をはかるとともに社會政策的の効果を擧げ、かつ官民相互の手續を省略することに努めたり
- 一三、歳出豫算の財源たるべき公債の發行額は前年度同様一般會計特別會計を通じて一億五千萬圓とし、かつこれを市場に公募せざることとせり
- 一四、北海道、朝鮮および臺灣における鐵道の建設改良につき新たに計畫を立て、一層拓殖開發の促進に資することとせり

政友會の積極

昭和二年度豫算は若槻内閣の下に成立したが第五十二議會（昭和二年春）の閉會に近づいていはゆる片岡藏相の失言から昭和恐慌が勃發し、四月には田中政友會内閣が生れた。藏相高橋氏は恐慌鎮靜と共に六月退いて三土氏が後を襲ひ、その編成した昭和三年度豫算案は全く憲政會内閣と反對の方針

によつた。如何に積極策を高調してゐるかは綱要を見ればわかる。しかしこの豫算は昭和三年議會が解散されて不成立となり、文字通り同じ方針が昭和四年度豫算の編成に踏襲された。この兩豫算案は見るが如く積極策を高調してゐるが、時勢がその實行を許さぬのと三土藏相の性格、總選舉の結果が朝野伯仲だつたことによつて生じた政局の不安等から、實質は口でいふほどの積極豫算ではなかつた。昭和四年度豫算は議會の協賛を経て成立した。

昭和三年度（不成立）經濟界の不況は今春（二年）金融界動亂の結果さらに深刻の度を加へ、今や産業の振興により國運進展を策すべき必要特に切實なりとす、これをもつて昭和三年度豫算の編成に當りては極力既定經費の節約を計るとともに大體左記方針により政府の政策に屬する新規事業は努めてこれが實現を期せり

- 一、産業振興に關する新規施設につき特に力を用ひ財源の許す限りこれに要する經費を計上せり
- 二、交通通信機關の整備普及に重きを置き、鐵道建設の繰上および新線の追加とともに、産業道路、電信電話、海運ならびに航空につき新に施設するところあり
- 三、治水および港灣修築の事業については既定計畫の繰上をなすとともに新規の河川港灣を追加した北海道の拓殖については既定の財源に對し九百二十餘萬圓の費額を増加計上して、もつて地方資源開發に資することとせり
- 四、教育の振興を計るため教育基金の復活、實業補習教育費ならびに青年訓育費の増額、社會教育局の新施に要する經費を計上せり
- 五、移殖民保護獎勵に關する經費六百餘萬圓を計上し、かつ新たに拓殖省（後、拓務省と決定）を設置し、もつて拓殖移民に關する事務の充實刷新を期せり
- 六、帝都復興に關する經費については總額五千二百萬圓を追加しもつてその完成を期せり
- 七、地租はこれを地方に委譲し、もつて地方財政の基礎を強固にするの計畫を樹て、昭和五年度よりこれを實現する

こととせり

八、營業收益税法を改正し、もつて純益比較的小額なる個人營業者の負擔を軽減することとせり

九、歳出豫算の財源たるべき公債の發行額は一般會計特別會計を通じて一億九千八百萬圓とせり

昭和四年度（成立）經濟界の現況に照し歳入の増収を見積るの餘地乏しといへども國運の進展に必要な施設は一日も忽にすべからざるをもつて昭和四年度豫算は財源の許す限り、政府の政策に屬する新規事業の實現に努め、かつ地租、營業收益税を國稅より撤廢するの計畫を樹て大體左記の方針によりこれを編成せり

一、産業振興に關する新規施設については特に重きを置きたり

二、交通通信機關の整備普及のため鐵道建設の繰上および新線の追加とともに産業道路、電信電話、海運ならびに航空につき新たに施設するところあり

三、治水および港灣修築の事業については既定計畫の繰上をなすとともに新規河川港灣を追加し、また北海道拓殖については既定の財源に對し五百十餘萬圓を増加計上し、もつて地方資源開發に資することとせり

四、教育の振興を計るため實業補習教育費補助ならびに青年訓練費補助の増額、社會教育局の新設等に要する經費を計上せり

五、拓殖に關する經費七百六十餘萬圓を計上し、かつ拓殖省（後に拓務省に決定）を設置し、もつて拓殖事務の充實刷新を期せり

六、陸海軍兵卒の待遇および通信現業員労働條件の改善に意を用ひ、および限りこれが經費を計上せり

七、國稅および地方税を通じて税制整理を行ひ、もつて地方財政の基礎を強固ならしむるとともに國民負擔の軽減公正を期するため昭和六年度より地租および營業收益税はこれを國稅より撤廢し、地方自治團體をして土地および營

業に對して相當の課税をなさしむることとし、差當り昭和四年度より兩税につき相當の軽減をなすこととせり

八、歳出豫算の財源たるべき公債の發行額は一般會計特別會計を通じて一億九千八百餘萬圓とせり

徹底したデフレ

昭和四年六月、田中内閣は、**某重大事件**で倒れ、濱口民政黨内閣となつた。藏相は井上氏である。大戰以後、憲政會や金融資本家に誣はれ通した財政の緊縮は實にこの内閣によつて

最も徹底的に行はれた。即ち濱口内閣は成立早々金輸解禁を中心政策とし、一切の財政政策を緊縮の一點に集め、昭和五年の總選舉に大勝し、思ふ存分にやつた。昭和五年度、六年度の豫算は正にこの政策を具現したものである。たゞし五年度豫算は不成立である。昭和六年四月濱口首相が兇變後の病軀をもつて退き、第二次若槻内閣となり、藏相は同じ井上氏であつたが、遺憾なく試練された緊縮政策は效果において結局行詰らざるを得ない羽目になつた。その編成した昭和七年度豫算は少くとも公債政策においては破綻を見せ始めたが、その編成を終つた時に、滿洲事變や金流出から醸された非常時局の反映を受けて内閣が倒れた。六年十二月成立した犬養政友會内閣は七年度豫算について自己の政策を色づけるいとまがなく前内閣の編成した昭和七年度豫算案をそのまま議會に提出したが、これは議會解散が既定の事實であり、この豫算の通過を期待しなかつたのであるが、事實においてもその通り不成立となつた。七年度豫算綱要が型破りに出來てゐるのはそのためである。

昭和五年度（不成立）わが國財政經濟の立直しを行ふため財政の緊縮、公債の整理を計り、國民消費の節約を促すことの緊要なるは論を俟たず、かくの如くして初めて多年の懸案たる金の輸出禁止の解除を決行し、かつその解禁後における經濟界の堅實なる發達を庶幾することを得べし、よつて昭和五年度豫算は極力緊縮の方針を採り、大體左記によりこれを編成せり

一、既定經費に對し出來得る限り節約を加へたり

- 二、新規の事項は極力これが見合せたり
 - 三、歳出の財源たるべき公債は一般會計においては全然これを發行せず、特別會計においては豫定額を半減せり
 - 四、國債元金償還額は一般會計および各特別會計においてこれを負擔することとせり
 - 五、今後ドイツより受取るべき賠償金はこれを國債償還に充つることとせり
 - 六、地租の課税標準を賃貸價格に改むることとせり
 - 七、義務教育費國庫負擔額千萬圓を増額し、よつて生ずる地方財政の餘裕をもつて地方税の輕減に充つることとせり
 - 八、國有鐵道貨物中生活必需品、原料肥料等に對し約六百五十萬圓の運賃引下げを行ふこととせり
- 昭和六年度（成立）今春以來わが財界は著しく不況の狀況にあり、從つて昭和六年度において租税、官業および官有財産收入その他歳入に激減を來すべきは想像に難からず、しかも他方ロンドン海軍條約の主旨により國民負擔の輕減を計るため減税を實行することとせり、これをもつて昭和六年度豫算編成に當りては極力既定經費の整理節約に努むるとともに、新規事項の計上は眞に必要やむを得ざるものみに止むることとし、大體左記によりこれを編成せり
- 一、既定の經費に對し極力整理節約を加へたり
 - 二、新規事業の計上は眞にやむを得ざる最小限度に止めたり
 - 三、公債政策に關しては大體前年度の方針を繼續することとせり
 - 四、ロンドン海軍條約の實施に伴ふ海軍主要兵力および充實計畫を樹立したり
 - 五、ロンドン海軍條約成立の主旨に鑑み、地租、營業收益税、砂糖消費税および織物消費税につき減税を行ふこととせり
 - 六、地租の課税標準を賃貸價格に改むることとせり

- 七、各特別會計において恩給を分擔することとせり
 - 八、今後ドイツ等より受入るべき賠償金は當分の内國債整理基金に繰入るゝことを中止したり
- 昭和七年度（不成立）内閣成立日なほ淺く第六十回帝國議會の開會は目前に迫り、ために新たなる方針をもつて昭和七年度豫算を編成するの餘日なし、よつてやむを得ず、同豫算は大體前内閣の決定したる概算によることとし、たゞ二三の點につき修正を加ふるに止め、かつ新規の事項はこれを追加豫算において詮議することとせり、右により編成したる昭和七年度豫算の特色を擧ぐれば大略左の如し
- 一、財界の不況に伴ひ歳入は著しく減少したること
 - 二、減債基金の繰入を一部中止したること
 - 三、歳入歳出差引き歳入の不足は公債をもつて補填したること

インフレ行進へ

犬養政友會内閣は昭和七年春の總選舉で空前の大勝を得た。七年度豫算は不成立になつたが、六年九月に起つた滿洲事件、七年一月の上海事件で巨額の軍費は責任支出され、同時に農村疲弊も放任できず、一方民政黨によつてトコトンまで試練されたデフレ政策の反動も手傳つて一大インフレに移る順序になつた。かつ、滿洲事件勃發の二日後の六年九月廿日には英國の金本位が停止され、圓は外貨に逃避するもの滔々として所謂ドル買問題、正貨の流失となり、同年十二月十三日、犬養内閣成立の翌日をもつて金解後二年に滿たずして金輸出は再禁止され、爲替低落によつてインフレを一層強化した。七年五月犬養首相の兇變で非常時局の非常相は一層濃化し、巨額な軍備補充費と時局匡救費が要求され、齋藤内閣は遮二無二インフレへ押しやられた。昭和七年中には三回の臨時または特別議會を開いて尨大な六、七年度の追加豫算を通過した後に、昭和八、九年度の躍進的膨脹豫算が高橋藏相によつて編成され、成立した。

昭和八年度（成立）昭和八年度においては前年度に引続き、滿洲事件費およびいはゆる時局匡救に關する經費の計上を要し、また兵備改善の必要ならびに爲替相場の變動に基き經費を増加するのやむを得ざる事情にあり、しかしして他方財界の現状は租税その他の經常歳入に關し増收計畫を樹立するに適せざるものあるを以て歳入の不足は公債財源をもつて補填することとし、大體左記により昭和八年度豫算を編成せり

- 一、兵備改善に關し緊急の必要に基き經費を計上せり
- 二、滿洲事件費は滿洲における現状に鑑み、本年度所要額を計上せり
- 三、農村の振興その他いはゆる時局匡救に關し必要の經費を計上せり
- 四、その他の新規事項は爲替相場の變動に基き國債元利拂の増加等、差向き必要避け難き經費のほかは成るべくこれが計上を見合せたり

五、爲替相場の變動著しきに鑑み會計の區分を明かにするため、外貨支拂に關する貨幣交換差金は一般會計および各特別會計においてそれ／＼これが負擔をなすことに改めたり

六、増税その他増收計畫を樹てざるをもつて歳入歳出差引歳入の不足は公債財源をもつてこれを補填することとせり

昭和九年度（成立）國庫歲計ならびに公債政策の前途に鑑み、昭和九年度豫算は極力緊縮を要するところなるも、國際情勢の現状は陸海軍の國防費に多額の増加を必要とし、また滿洲事件費、時局匡救費および爲替の變動に基き經費は前年度に引続き相當多額を計上せざるを得ず、従つてその他の諸經費に至りては、いはゆる義務費に屬するものほか殆どこれが増加計上を見合はすの已むを得ざる事態にあり、しかして歳入の狀況は經濟界の恢復に伴ひ相當額の自然増收を計上し得るも、未だ増税その他の増收計畫を樹立するに至らざるを以て歳入の不足額は前年度同様公債財源に依るのほかなきも、極力これが發行額の減少に努むることとし大體左記により昭和九年度豫算を成編

せり、

- 一、兵備改善に關し緊急の必要に基き經費を計上せり
- 二、滿洲事件費は滿洲における現状に鑑み本年度所要額を計上せり
- 三、農村の振興その他いはゆる時局匡救に關し必要なる經費は既定の方針により前年度額より相當減額の上これを計上せり
- 四、その他の新規事項は爲替相場の變動に基き國債元利拂に要する貨幣交換差減等、差向き必要避け難き經費のほかは殆どこれが計上を見合せたり
- 五、兵備改善に關するものおよび特殊の財源によるもの／＼ほかは新規繼續費の計上を見合せたり
- 六、滿洲事件に關する行賞につき所要の經費を計上せり
- 七、増税その他増收計畫を樹てざるを以て歳入歳出差引歳入の不足は公債財源を以て補填することとせり
- 八、通信事業特別會計制度實施のため通信事業に關する歳入歳出はこれを計上せず

經 費 史

先づ經費論から

國家活動の質と量とを主たる對象としようとする限り、まづ十年間の國費の支途、即ち國家が如何なる項目によつて如何なる金額の貨幣を費消し、之によつて如何なる國務を遂行したかを明らかにせねばならぬ。私經濟は入るを量つて出づるを制するものであるが、公經濟即ち財政は出づるを量つて入るを制するものとの原則に囚はれるわけではないが、經費論が收入論に先だたねばならぬことは一般に認めら

れよう。一體國家の經費に不必要なものはない。各人の立場からいへば或る經費は不生産的であり、或る經費は他の經費に比較して緊急の度が少ないなどと批評することはできるかも知れないが、必要か不必要かといふことになる。請託その他の不正行爲によるものを除いてはすべて必要な經費である。たゞその場合に時代の力が物をいふ。その時には絶対に必要缺くべからざる經費として支出されたものが後になつて餘計なこと、もしくは無効または有害の經費と見られることがある。しかしその場合にも支出されるときには正しく緊急缺くべからざる經費だったのである。従つて經費の支出された跡を吟味するのが國家活動の質と量との推移を知る最捷徑になる。無論國務は支出するものを支出すればそれでよいといふものではない。これを支辨するに如何なる方法で、如何なる財源から調達し、それが國民各自や各階級にどういふ負擔になり、影響を與へるかを公正に適切に按配するといふもう一つの大きな職務もあるが、これは要するに先づ經費の支出あつての收入論である。そこで國家經費の十年、即ち支出実績を研究しよう。

豫算と実績の差

すでに豫算制度は確立してゐる。そこで前掲の豫算編成の方針が大體において歳計の実績を左右することは自明である。しかしこれは飽くまで大體においてである。豫算なるがゆゑに實施に當るとその通りには行かぬといふ意味もあるが、そのほかに豫算制度の機械的拘束力に對する變通の途として設けられた豫算外支出が、最近の十年において特にしばしば巨額に利用される風がある。豫算外支出のうちでも第二豫備金支出のものは或る意味で豫算の範圍内に屬するものともいへるが、豫備金外の臨時支出に至つては全く豫算に何等の關係もない應急支出である。最近それが多くなつた。社會萬般の事情がめまぐるしく變轉して一年以前に豫想できない國家活動が突發的に起る回數が多くなつたともいへるし、もつと實際的に見れば或る程度まで豫想が出来ることも、政策的に緊急支出にする方が種々の點で便利が多いためでもある。参考として大正十二年度から昭和六年度までの豫備金支出ならびに豫備金外臨時支出を揭示すれば次の如し。(單位圓)

年次	豫備金支出		豫備金外臨時支出	
	金額	單位圓	金額	單位圓
大正十二年	一四、〇〇〇、〇〇〇	三三、三三、三三	一三、九四、七五	三三、〇九、六四
同 十三年	一六、四七、八三	九、四四、八三	一四、〇〇〇、〇〇〇	一七、八三、六五
同 十四年	一三、七、六四	五、四八、七三	一〇、四一、二八〇	—
昭和元年	一〇、二七、一八〇	—	—	—
同 二年	一四、〇〇〇、〇〇〇	五、〇一、六五	一四、〇〇〇、〇〇〇	五、七七、五八
昭和三年	—	—	—	—
同 四年	—	—	—	—
同 五年	—	—	—	—
同 六年	—	—	—	—

以上の九ヶ年度の中、豫備金支出で間に合つたのは昭和元年度と同五年度の二年度のみ。他の年度にはみな豫備金外の臨時支出が要つた。殊に關東大震災に關聯する大正十二年度と十三年度、支那山東出兵のあつた昭和二、三年度および滿洲事變の起つた昭和六年度においてはその額も非常に多い。この臨時支出と同時に、豫算と実績とを食ひ違はせるものに翌年度繰越と不用額とがある。事業の性質上その年度内に國務が終らず、または契約として經費の支出が翌年度に延ばされるものが繰越であり、國務の實際所要額が豫算額以下で賄はれたときに不用額が出る。そこで豫算編成の方針は大體において經費の実績を左右するがそれはどこまでも、大體においてであることを重ねて附言しよう。

行政費の分類表

さて、いよく經費検討の本論に入るが、經費史は甚だ面倒な手續をとらぬと満足な検討は出来ない。極く大體の傾向だけをいふのなら何とでもいへよう。十九世紀末期のドイツ財政學者は近代國家經費のうち社會的經費の増加傾向を強調した。もつと大まかに近代國家の經費は必然的な膨脹傾向を有するといふだけでも經費の一特徴をいひ現はしたことになる。しかし、こんな抽象的な言葉では納得が行くものでない。そこで個々の經費を見ようとするとそこには何千何萬の費目がある。その一つ一つを個別的に見て行つたところが結論が出るものではない。また議會の豫算審議に當つて論議の紛糾したのだけをとつて見るのも大した效

果はないものである。いはゆる超黨派的の重要かつ巨額の経費は往々にして論議の紛糾を招くことなしに協賛されるからである。そこで経費研究の適當な方法は凡百の経費を手際よく分類して表示することであるが、これがいふは易くして行ふは甚だ難いのである。時に克明な財政學者がこの分類をする場合も多くは或る個々の年度の豫算についてである。近ごろ主計局は本豫算または成立豫算に對して便利な費途別分類を出す。ところがそれが甚だ氣紛れであつて、出すこともあり、出さぬこともある。豫算不成立に終つた年度の施行豫算や實行豫算については全く黙殺される場合が多い。大正十四年度の三派内閣の編成豫算の時から通常議會の終了後に、成立豫算とそれの解説と見られる豫算提要といふ冊子が一般に賣り出され、歳計上重要な数字や事項を要領よく載せてゐたが、これも豫算不成立の年度にはなく、昭和四年度分以降は出てゐないのである。極めて廣汎にして多岐にわたる経費の分類は、種々の意味で民間側では完全なものが出来にくいのである。官廳事務の上で特殊の取扱ひをし特殊の名稱を持つ費目で掲出されるものが甚だ多いからである。そこで官廳側の發表こそ唯一の資料であるのに、それが不完全なこと前述の如くであるから経費論の研究はこの點で大きな障害にあひ財政學上でも一番遅れてゐるようにも見える。本來わが國家経費の區分は所管省別といふ形式主義になつてゐるから、もつとこれを綜合、分類して國務の貨幣的表現を明確に公示する必要がある。またそれは近代國家の義務でもあるまいか。殊に経費分類の必要は決算された年度のものについて特に緊切である。豫算に對しては不満足ながらも前掲の経費分類があるが、決算に對しては殆ど全くない。毎年度の本豫算の議會提出に添附される豫算参考書には十ヶ年間の歳入歳出對照表が出てゐて、歳出經常部については極く大きな分類が掲示されてをり、これは既往の決算をも含んでゐるが、遺憾ながら臨時部経費は所管省別のまゝに載出されてゐる。あれをホンのもう少し手を入れれば経費の研究にどれほど手助けになるかわからぬ。何れにしても経費の分類は甚だ面倒であり、民間の個人がこれを計畫しても到底不完全たるを免かれないが、これをそのまゝにして置いて

は経費の検討は出来ない。歳出を皇室費、國債費、年金恩給、軍事費、行政費に區分した分類表は既に掲げたが、このうち、行政費は歳出總額に對する比率が最も小さいときでも四割を占めてゐるのだから、これをそのまゝにして置いては内容がわからぬ。記者はこゝに行政費の分類を試みた。無論甚だ面倒な仕事であり、分類方法も時間と煩勞を節約するために不満足な方法を探るほかに仕方がなかつたのであるが、經常部経費については前記の豫算参考書掲出の分を綜合し、臨時部歳出は「欸」によつて一つ一つを拾ひあげた。経費區分の形式の欸項目節のうち、この種の分類は勿論「節」によつてなされるべきであらう。「欸」による場合は殆ど所管省別によると同様な不合理に出會ふ。たとへば同じく補助費の欸に入るものでも、地方團體の水道施設費補助と、公益質屋への補助とでは性質が丸きり違ふからであるが、今はその不合理を懸念してゐられない。不満足ではあるが作り上げたのが別表(五)(六)の行政費分類表である。

(四) 行政費總括 (單位千圓)

年 度	行政費合計	經常部	臨時部	年 度	行政費合計	經常部	臨時部
大正十二年	七〇,〇九三	四七,六五〇	二二,四四三	昭和四年	八二,一八二	四九,九六四	三二,二一七
同 十三年	六五,三六六	四三,〇六一	二二,三五五	同 五年	六八,八七二	四九,五五五	一九,三二六
同 十四年	七四,五三〇	五二,六六六	二一,八六四	同 六年	六九,九六六	四九,九八八	二〇,〇七七
昭和元年	七四,〇六一	四六,四七七	二七,五七三	同 七年	八七,六三三	四七,七三三	三九,九〇九
同 二年	八六,五三三	四九,五三三	三三,〇〇〇	同 八年	九六,一七六	四七,三三四	四八,八四二
同 三年	八五,三九九	四二,四八八	四二,九一一	同 九年	六三,八七〇	三三,九九九	二九,八七一

非伸縮的の行政費

即ち(二)歳出分類表と(五)(六)の二表の行政費の内譯二表に從つて経費の内容を見ようといふのである。まづ行政費から初めよう。最も大きな費額であるとともに記者の分類表については注釋を加へる必要もあるからである。(二)の歳出大分類表によつて明らかやうに行政費は大正十一

(五) 經常部行政費内譯 (單位千圓)

年度	合計	官廳費	國稅金、拂戻金、繰入金、預金、子、森林費	教育費	法務費	補助費	國庫備金
大正十二年	407,350	7,401	18,533	20,055	148,659	5,010	
同十三年	399,021	7,733	24,099	7,766	150,627	5,366	
同十四年	376,566	8,558	20,499	5,075	151,998	4,655	
昭和元年	426,477	7,601	20,699	18,428	151,099	6,177	
同二年	455,553	8,155	20,633	13,652	170,399	6,693	
同三年	441,488	8,433	25,993	13,277	157,266	9,639	
同四年	455,648	8,818	26,656	16,733	181,733	9,371	
同五年	454,555	8,099	26,366	15,810	177,366	9,131	
同六年	456,916	7,055	26,677	14,405	177,366	9,095	
同七年	447,733	8,733	20,388	13,899	170,600	2,053	
同八年	433,344	8,455	26,999	14,333	174,355	2,334	14,000
同九年	366,999	8,655	25,488	14,655	133,399	2,339	14,000

【備考】(一)八、九年度は豫算、他は決算(二)八年度は第六十五議會提出の追加豫算を含まず(三)九年度は本豫算のみ

(六) 臨時部行政費内譯 (單位千圓)

年度	合計	管轄及官廳の創設變更	治水港灣道路	震災復興復舊	植民地、内地、植民、拓殖	民間企業の統制監督及投資	補助費	社會費	農村振興、地方改善	國庫備金	其他
大正十二年	323,433	34,844	9,333	23,066	9,406	5,733	19,066	39			22,844
同十三年	333,755	33,260	20,046	25,233	22,406	5,433	16,766	406			2,644
同十四年	378,848	24,588	26,558	27,333	20,666	7,933	17,933	199			2,366
昭和元年	377,733	26,755	26,755	22,366	22,666	7,066	19,966	199			2,566
同二年	455,040	33,074	26,999	27,933	26,766	7,422	19,922	229			2,766

年度	合計	管轄及官廳の創設變更	治水港灣道路	震災復興復舊	植民地、内地、植民、拓殖	民間企業の統制監督及投資	補助費	社會費	農村振興、地方改善	國庫備金	其他
同三年	444,022	33,329	28,811	29,777	25,522	20,422	32,733	55			26,326
同四年	355,227	20,091	27,327	27,066	25,999	20,010	26,666	22			25,833
同五年	334,266	23,260	26,633	24,833	25,322	22,133	26,766	22			23,377
同六年	233,077	10,955	23,699	19,844	22,355	22,406	23,666	22			23,566
同七年	259,899	22,271	26,322	22,200	25,422	23,566	25,330	1,099			26,566
同八年	444,222	26,800	26,488	26,766	26,222	26,622	29,330	2,755			20,000
同九年	255,877	25,955	24,333	28,766	25,622	26,266	26,599	5,588			20,000

【備考】(一)七年まで決算 (二)八年は第六十五議會提出追加を含まぬ豫算 (三)九年度は本豫算のみ

年度以來始めて最大費額となつたのである。歐洲大戰中ならびに大戰後において軍備殊に海軍軍備の擴張は列國の競争となり。わが國でも、寺内、原兩内閣を通じて八八艦隊、廿五師團計畫の下に軍事費は、極度に膨脹したのである。しかし列國ともこの状態に困り果てた末に大正十年秋のワシントン軍縮會議となつた。この會議における軍備制限條約の批准書寄託が完了したのは大正十二年八月といふ加藤(友)首相薨去直前であつたが、その精神はすでにそれ以前に實行され、大正十一年度豫算にも一部分具現したのであつた。一體加藤(友)内閣の軍縮に伴ふ財政整理の主旨は軍縮による剩餘財源を積極的行政施設に振り向けるにあつたから、十一年度の行政費が増加して僅少なから軍事費を超えた。それが十二年度になつて海軍軍縮の効果がほと完全には現はれ、その剩餘財源が行政費に振り向けられて確定的に行政費が經費區分上の最大費目となつた。本稿は丁度この年度から初まつてゐる。

しかるに昭和九年度に軍事費がまた第一位を占め、行政費は第二に落ちた。一方に滿洲事件以後の支出ならびに一九三六年を目指して軍事費が躍進的に増加すると共に、通信事業特別會計の設置のために一般會計の行政費自體が表

面激減したからである。昭和九年度の通信事業特別會計資本勘定および業務勘定の歳出合計から通り抜け勘定と豫備金とを差引くと二億一千二十九萬四千圓となり、これを加算すれば昭和九年度行政費は八億三千三百十六萬一千圓であつて軍事には及ばぬが重要な経費であることはわかる。過去十二ヶ年度において行政費は昭和六年度の六億五千萬圓を最小に、昭和八年度の九億一千六百萬圓を最多とし、その間二億六千五百萬圓の開きがあつたが、包括する費目が極めて多いこの経費としては意外に増減の範囲が小さいといはねばならぬ。即ち最高額年度の分は最小額年度分の四割増加であるが、他の経費たる國債費、年金恩給、軍事費等はいづれも十一ヶ年度の間に最小と最多との間が十割内外の動きになつてゐるのである。そこで行政費は全體としていへば伸縮性の少い経費といへるらしいが、一應その内容を見よう。即ち經常部の歳出は一層伸縮性が乏しく(三割)、臨時部において十一割ほどの増減になつてゐることを知る。さらにその細部について見ると經常部経費のうちで官廳費はたゞに金額が案外に小さいばかりでなく、伸縮性が極度に狭いことがわかる。世間には往々に行政財政の整理とさへいへば官省、局課の廢合と解する者があるが、それによつて生み得る経費が幾何もないことはこの伸縮性に乏しいことから明瞭に推論される。昭和四年秋、濱口内閣の公私經濟の一大緊縮運動は官吏俸給の減額を決意させ、強烈な反對にあつて取止めたが、結局行政的にそれを実現した。近年において緊縮節減が最も徹底されたと見られる昭和六年度においても官廳費はなほ七千七百萬圓を要し、最多額たる大正十四年度との開きは僅かに六百萬圓に過ぎないのである。無論政治は天下を利導するにある。官民を通じて一大緊縮運動を起すが如き場合には、節減の實效よりも、官廳経費の緊縮をこれほどまでやつてゐるといふ指導的の意味で局課の廢合や減俸にまで手をつけねばならぬ必要もあらう。しかし結局これほどまでも政策的意味に過ぎぬものであつて實際の効果はないのである。或る年度に無理をして節減しても、要るものは結局要り、翌年度または翌々年度にはまた膨脹し、とどの詰りは人員淘汰に要する退職賜金だけ損をする場合が多い。現在の中央官廳の

入費は今日の行政組織をもつて、今日の行政事務の方法によつては殆ど節減の餘地に乏しいと見てよい。

經常部行政費内容

經常部行政費のうち、記者が第二項としたものは國稅徵收費および稅關費、森林費の如き一方に歳入を伴ふ経費と、諸拂戻金や煙草專賣局益金、樺太廳特別會計繰入、預金利息および手数料の如き變態的支出の合計である。この経費は一見甚しい増減があるやうに見える。即ち最小は昭和六年度の五千四百萬圓であつて、これに對する最多額たる大正十三年度の一億二千四百萬圓は十二割の増加になつてゐる。しかしこれには説明が要る。預金利息の支出は大正十四年度以降創設された預金部特別會計に移されて、一般會計を経由せぬことになつた。そこで大正十二、十三兩年度分から預金利息および手数料を差引くと(單位千圓)

年度	預金利息 手数料	殘額	年度	預金利息 手数料	殘額
大正十二年	三、六三	五、八六	同	三、八三	七、三五
昭和六年度決算	三、三三		昭和八年度決算	九、三六	
昭和七年度豫算	四、四〇		昭和九年度豫算	四、三〇	

となつてそれほど大きな増減はないことになる。たゞこの項目において注意すべきことは大藏省所管の諸拂戻金および補填金を含み、爲替變動に基く経費の一部を算入してゐることである、即ちその中の貨幣交換差損金は(單位千圓)である。昭和八年度における一般特別兩會計を通じての爲替差損金は實に九千三百三十七萬九千圓(昭和九年度は七千九百六十三萬七千圓)といふ巨額であるが、この項目に入つたものは右の額である。しかるに昭和七年度の分は四百六十六餘萬圓に上るが故に、同年度の第二種の經常部行政費は異常に膨脹したまでである。これらの點を考慮に入れると國稅徵收費や稅關費、森林費等の歳入を伴ふ経費もまた殆ど動いてゐないのである。第三項の教育費は昭和元年度に跳躍的增加をし、さらに年々増加の傾向になつてゐるが、この増加の殆ど全部は義務教育費の國庫負擔金の増額で

ある。この経費は教育費とはいへ、實は地方財政の救援費であつて、地方財政の困窮に伴つて累年増加された。今義務教育費國庫負擔金とそれを控除した教育費とを對照せしめると左の如くであつて實際的教育費は別に増加の跡はないのである。(單位千圓)

大正十二年	昭和三十四年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	小學教員俸給分擔金	
								上掲を除いた教育費	上掲を除いた教育費
40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
7,055	7,055	7,055	7,055	7,055	7,055	7,055	7,055	7,055	7,055
32,945	32,945	32,945	32,945	32,945	32,945	32,945	32,945	32,945	32,945
47,055	47,055	47,055	47,055	47,055	47,055	47,055	47,055	47,055	47,055
54,110	54,110	54,110	54,110	54,110	54,110	54,110	54,110	54,110	54,110
70,968	70,968	70,968	70,968	70,968	70,968	70,968	70,968	70,968	70,968
86,500	86,500	86,500	86,500	86,500	86,500	86,500	86,500	86,500	86,500
103,555	103,555	103,555	103,555	103,555	103,555	103,555	103,555	103,555	103,555
121,610	121,610	121,610	121,610	121,610	121,610	121,610	121,610	121,610	121,610

法務費、逓信費は人口の増加に伴つて起る當然の増加であるが、このうち法務費の増加は極めて小さく、逓信費も通信施設の擴張する程度に比較すると内輪であり穩當な増加傾向である。昭和九年度から通信事業特別會計が創設され、資本、用品、業務の三勘定の特別會計となつた。用品勘定全部を通抜け勘定として除外し、資本、業務兩勘定を見ると(單位千圓)

資本勘定	業務勘定	計	内
45,833	34,226	80,059	通り拔勘定
34,226	29,296	63,522	豫備金
			以上差引
			81,881
			77,688
			30,355

法務費、逓信費の項目が昭和九年度に激減したのは主としてこのためである。經常部行政費のうちで比較的顯著な逓増をしてゐるのは補助賞である。社會事業が主として地方團體の手によつてなされる當然の結果であるが昭和七年

度から跳躍的に増加したのは時局匡救の影響である。以上經常部の行政費を通視すると爲替差損金と小學校教員俸給分擔金および補助費を除くと他の経費は殆ど増減はなく、國營企業の一つたる逓信費が規模の擴大に従つて若干増加するのみに過ぎないことを知る。しかもこの事業も特別會計となつたのであるから、一般會計の行政費には特に伸縮性がないのである。

臨時部行政費の特色

これに對して臨時部行政費はその性質上當然増減常ない経費である。第一項は土木的経費ともいふべき營繕、新營、官廳創設移轉費であり、第二項は治水、港灣、道路費

第三項は關東震災その他の震災の復興復舊費および各省の毎年度の災害費であるが、これらは財政上の都合でしばしば繰延べまたは繰り上げられる。そのうち特に注意すべきは震災費である。日本は地震國であつて本稿に取扱はれる十二ヶ年度においても關東大震災を初めとし、山陰震災、豆相震災、さらに八年の三陸地方の震災があり、おの／＼國費の支辨を要してゐる。殊に關東大震災は、帝都復興の名において全國民の負擔をもつてこれに掛け過ぎたとの非難もあるくらゐだ。大正十三年度のこの経費が特に多いのは震災復興事業の眞實の意味における初年度であつたばかりでなく、彼の火災保險出捐助成金の六千三百五十八萬四千圓が責任支出をもつて支辨されたからである。臨時部行政費中比較的増減の少いものは第四項の植民地特別會計補充金、北海道、沖繩縣その他僻遠地の開發および助成金と内外植民に關する経費であるが、その金額は約年々五六千圓である。國家が民間企業を統制し監督し、さらにこれを指導するための調査研究費たる第五項の経費は多い時には八千萬圓、少い時で三千萬圓である。なほこのうちには産業組合中央金庫に對する政府の出資金、製鐵所擴張資金、造船業貸附金の如き投資的経費も含まれてゐる。農村振興費は大正十二年以降小額ながら農商務省豫算に出てゐたが、昭和六年度から時局匡救の意味において激増し始めたが、これに地方改善費を加へて第八項とした。即ち昭和六年度において失業救濟道路改善費として一氣に二千

四百萬圓がこの費目に加はつたが昭和七年度からは本式の時局匡救と銘を打つた巨額な経費が登場した、時局匡救費自體としては昭和七年度に一億七千六百萬圓、昭和八年度は一般特別兩會計を通じて二億二千三百萬圓、昭和九年度には二億二千五百萬圓に上り、これに地方負擔に屬するものが昭和八年度にあつては内地の一億三千二百四十萬圓、朝鮮臺灣の二百九十九萬圓でそれを加へると總計三億五千八百萬圓であり、昭和九年度においては地方負擔に屬するものが七千三百萬圓あつて通計二億百餘萬圓となる。なほこの外に兵備改善費中から時局匡救と見做すべき経費をとると昭和八年度で通計五億五千萬圓、昭和九年度は四億七千三百萬圓に上るが、これには補助費、道路費等も含まれて、その一部がこの臨時部行政費中の第八項に出てゐるのである。第六項の補助費は毎年遞増の傾向があり、各種の補助を含んだもの、第七項の社會費として分類された経費は割合に小額であるが、社會費的性質の経費は他の分類中に多く入り、殊に補助費の中に多い。近時の世界ならびに國費の情勢から社會経費は諸種の形で増加する傾向にあるのは當然である。こゝで臨時部行政費を通じていひ得ることは災害費の支出が漸く小さくなると時局匡救の如き経費の必要を生じ、その間に資本主義行詰りを打開するための民間企業の統制改善費や、土木費、地方および植民地の補充または補助費が半ば經常的に支出され、大正の末葉から昭和の始めには震災費に、その後緊縮豫算で行政費全體としては小さくなつたが、七年度からまた増加に轉じたことである。

年金恩給と軍事費

行政費の説明を終つた後は國債費、年金恩給費、軍事費の大分類による経費についてあるが、先づ年金恩給の中、特に恩給の増加傾向に對して恩給亡國論などの議論もあり、恩給法の改正は多年の懸念であつたが、漸く八年春の議會で改正案が通り、恩給額の自然増加を一時食ひ止めることになつた。軍事費はワシントン會議の海軍主力艦軍縮から、大正十四年の陸軍軍縮におよび、昭和五年度のロンドン會議の結果海軍補助艦に對してさらに縮小が行はれて昭和六年度に至るまでは漸次減額の傾向を辿つて來た。そ

の間田中内閣の昭和二年における山東出兵があつたが、この世界的軍縮の波はとに角昭和六年度までは續いたのである。ところがある意味においては、この軍縮の反動と見るべき滿洲事變が昭和六年九月に勃發して全く形勢を變へてしまつた。滿洲、上海の事件は昭和七年度をもつて一應片附いたが、同時に一九三六年を目指す軍備改善となり、軍事費は十餘年前に歸つてまた行政費を凌いで経費の筆頭項目になつた。しかしこれらの費目の増減よりも多くの意味を含んでゐるのは國債費の増減である。

経費検討の結論

わが國の國債は額において歐米交戰國の如く多いのでない。國債發行の経路については歲入の推移を研究する次項において述べるが、こゝに國債費を述べるに當つて是非注意せねばならぬことがある。それは從來述べて來た各種の年々の経費以外に、この十餘年間において最も巨額な支出の豫約がなされ、その原因がかつて見なかつた新しい事情から來てゐることである。明らかに公債増發の重大な一原因だつた震災費の支辨や、行政整理による交附公債の如きはこれに比べると多く問題にしなくてもよい。また軍事費支辨財源としての公債も今後の問題に屬する。われ等が特に新現象といふのは崩壊過程にあるといはれる資本主義の經濟組織の維持存続のために非常に巨額な負擔が歲出として、交附公債の形で發行され、また發行の豫約をされてゐることにほかならぬ。震災手形損失補償、臺灣金融救済の交附公債はすでに發行され、特融損失補償の五億圓も近く發行される。補償生絲の公債、西原借款、臨時國庫證券の處理は凡て公債となり、行きつまるる資本主義の支持に投げられた國費である。殊に最近には米穀需給調節において、英國の失業保險と同種の財政の痛を見ようとしてゐる。しかもこれ等の経費は歲出として現はれず國債の利子として徐々に現はれるのである。國家経費の必然的膨脹傾向を見出したドイツ財政學者はその膨脹の理由を説明しなかつた。むしろ資本主義最後の段階としての帝國主義の政策を見附けたマルクス學派によつて、國費膨脹の必然的傾向は最も完全に説明されたといふ。即ち戦後の短かい軍縮時代

を経て、世界はブロック経済の建設に轉向し、日本は最も攻撃的な帝國主義の表現として對支政策を契機に昭和七、八年度の経費を躍進的に膨脹せしめると共に、資本主義第三期の相は諸種の財界救済の名において右の國債費の膨脹を來さしめたのである。これがわが國家経費検討の結論である。

歳入史

歳出の支辨財源

以上の國家経費は如何なる財源によつて支辨されたであらうか。歳出支辨財源の内譯の金額はすでに(三)表に掲出した。即ち普通歳入によつて歳出總額を賄ひ得た年は過去十二年にたゞの一年もなかつたのである。歐洲大戰中(大正四年度から同八年度まで)は豫算編成期に豫想したよりもその施行中に景氣が向上したので、わが國としては荷が勝ち過ぎるほどの海陸軍の擴張計畫を支辨してもなほ普通歳入をもつて歳出總額を支辨して新たな國庫剩餘金を生み、公債募集金はそのままこの國庫剩餘を加増するに過ぎなかつた。ところが大正九年度以降は政友會内閣またはその支持する内閣のいはゆる積極政策のために歳出は膨脹し、實質的に公債財源を要しましたは剩餘金を食ひ込むことになつたが、この十年史の始まつた大正十二年度以降は、財政策は大體において消極に傾き、豫算編成もその方針で行はれたにも拘らず、景況の悪化は一步早く、いよ／＼公債金が必需財源となり、ますます過去の剩餘金を食ひ込んで行つた。殊に昭和七年度以降に起つたインフレ熱はわが財政史上にも稀に見る歳入の不權衡を來した。いま歳出總額を百とする各支辨財源の比率を示すと(七)表の如くなる。

大正十二年度から昭和六年度まではとに角、普通歳入は八割五分以上になつてゐたが、昭和七年度は僅かに六割六分、八年度には五割八分を支辨するに過ぎず、公債財源に頼る率が八年度の如きは四割一分といふ驚くべき巨率であ

(七) 歳出財源比率 (單位%)

年	歳出總額		普通歳入		公債及借入金		剩餘金	
	總額	普通歳入	公債及借入金	剩餘金	總額	普通歳入	公債及借入金	剩餘金
大正十二年	100.0	68.9	23.3	8.8	昭和四年	100.0	68.4	5.8
同十三年	100.0	90.8	7.9	1.3	同五年	100.0	90.3	2.4
同十四年	100.0	91.8	3.1	12.9	同六年	100.0	91.9	8.2
昭和元年	100.0	93.4	2.3	4.4	同七年	100.0	63.3	33.8
同二年	100.0	63.3	35.5	1.2	同八年	100.0	53.3	46.7
同三年	100.0	55.5	8.7	5.8	同九年	100.0	29.9	70.1

る。これは正しく異常財政であつて舊式財政學の歳入出均衡論では許さるべきものでない。

不況を深刻に反映する經常歳入

しかし歳計均衡の問題はこの篇の結論である。それに先だつて歳入の内容にもう少し立ち入らう。(八)(九)表の如し。

(八) 經常部歳入内訳 (單位千圓)

年	經常部歳入		内訳		特別會計		會計
	租稅及日銀納附金	印紙收入	官業及官有財産收入	雜收入	より繰入		
大正十二年	77,333	6,368	33,666	16,901	5,555	1,303,833	
同十三年	87,377	9,730	38,177	3,731	5,833	1,483,664	
同十四年	84,808	9,550	47,623	3,733	8,559	1,443,334	
昭和元年	86,699	8,337	51,444	3,699	11,018	1,455,499	
同二年	89,673	8,444	47,493	3,199	11,733	1,484,779	
同三年	95,699	6,679	47,494	1,839	10,091	1,505,013	
同四年	89,555	9,377	47,964	1,635	13,101	1,481,243	
同五年	85,041	9,704	47,660	1,658	13,055	1,433,059	

年	租税及日 銀納附金	印紙 収入	官業及官有 財産収入	雑収入	特別會計 より繰入	合計
昭和六年	七五、五四	五、四三	四七、八四	二四、六八	一六、六一	一、三四、九一
同 七年	七〇、四六	六、六七	四六、七四	二九、七〇	一六、四六	一、三三、〇七
同 八年	七九、三三	六、三六	四六、〇五	二七、七一	一七、二七	一、三九、一三
同 九年	八〇、三三	七、五三	三三、七〇	三、四五	八、〇四	一、四八、三〇

【備考】(一)昭和六年度以前は大蔵省年報による決算(二)七年度以降は豫算参考書により、七年度は決算(三)八年度は豫算であつて第六十五議會提出追加豫算を含まず(四)九年度は本豫算のみ

(九) 臨時部 歳入 内 譯 (單位千圓)

年	普通歳入	公債及 借入金	國庫剩餘 金繰入	臨時部計	經常臨時 歳入合計
大正十二年	四七、七九	五、〇四	六七、五五	七四、四六	二、〇五、二九
同 十三年	五、五三	一七、六九	五四、二七	六八、五二	二、一七、元一
同 十四年	九、六六	四、五九	五〇、三六	六八、二四	二、〇七、五九
昭和元年	三、五七	三、〇三	五四、三〇	六三、九一	二、〇五、六一
同 二年	元、四六	六、〇四	四七、五五	五七、九五	二、〇三、七五
同 三年	四、六〇	一五、〇五	二九、〇三	五〇、六八	二、〇五、六九
同 四年	五、六一	九、八三	一九、八六	三九、三〇	一、八六、四四
同 五年	四、七四	八、〇〇	九、二七	二四、九三	一、五六、七三
同 六年	五、七九	一〇、三三	元、一八	二六、二〇	一、五三、〇三
同 七年	四、四八	六、五三	四、三六	七六、三七	二、〇五、二五
同 八年	五、九三	九、八四	一三、三四	一〇、八一	二、三九、四四
同 九年	五、三三	七、〇七	一九、四七	八三、八三	二、二三、二三

【備考】(八)表に同じ

このうち當然普通歳入の説明から初めるが、これは、公債借入金と國庫剩餘金を差引いた全部である。即ち經常部歳入の全部と臨時部の一部分とである。普通歳入の幹根をなすものは固より租税収入である。ところが租税収入は最も財界景況の影響を受け、歐洲大戰以來の不況によつて漸減し、殊に昭和四年秋の濱口内閣の緊縮政策、金解禁と並行して起つた世界不景氣によつて激減した。その間長く手を着けられなかつた税制整理が大正十五年度以來頻繁に行はれ、その都度若干の増税が行はれた、もつとも政府の立前は増税ではなかつたが實質的には増税となる場合が多かつたのである。この結果昭和二、三、四年度には租税収入は多少の増収氣配を見せたが、それ以後は加速度的に激減歩調となり、昭和六年度の緊縮歳計の如きは、政府の政策の結果といはんよりも、むしろ租税の減収に強制され、施行中幾度も實行豫算を組み直して散々苦心の末の他力緊縮であつたのだ。たとへば租税のうち最も強く財況の影響を受ける所得税と酒税を採つて見よう。他の租税は比較的財況の影響を受けることが少く、またはしばしば改正されてこの期間の標準となり得ないが、所得税と酒税は大正十五年三月に改正されたまゝであるから、租税収入に對する財況の影響を如實に示してゐる。たゞし所得税は昭和三年度に、酒税は同四年度におのゝ税整による過渡期減収期を終つて平年度収入になつたものである。従つて正確には昭和五年度分からが標準になるのであるがとにかく財況の

年	所得税	酒税	昭和四年	所得税	酒税
大正十一年	三九、一三	三三、五五	同 四年	一九、八五	三三、五三
同 十二年	二六、八六	三三、四七	同 五年	二〇、六六	三三、八四
同 十三年	三〇、九三	三三、五七	同 六年	一四、五二	一八、九六
同 十四年	三三、九一	三三、六八	同 七年	一五、三三	一七、三五
昭和元年	三〇、五七	二六、五三	同 八年	一八、〇三	一八、四九
同 二年	二五、〇〇	二四、〇七	同 九年	一五、〇六	二八、七二
同 三年	二六、七四	三三、七九			

税収入におよぼす影響を知るに最も適してゐるものとして、こゝにかゝける。なほ大正十二年度の所得税減収は大震災による減免の結果である。比較の便宜上大正十一年度から掲出した。(単位千圓)

最近不況の影響が如何に烈しいかと如實にわかる。昭和八年の歳入見積りの如きは幾分樂觀的であつた。しかも最高収入年度に比較して所得税は四割以上、酒税も二割五分以上の減収である。たゞ昭和九年度において景況恢復と見て相當の自然増収を見込むに至つた。印紙収入も租税と同じ傾向である。いなその大部分が租税収入である。登録税、印紙税、狩獵免許税、骨牌税等の印紙貼用をもつて納附する租税が印紙収入の七割五分を占めてゐる。従つて印紙収入も租税収入と同じく、最近の不況のため減少傾向が強く、昭和九年度から若干増加し始めた。これに對し官業および官有財産収入は殆ど減少してゐない。こゝに注意すべきは、この内部において官業収入は漸次増加し、官有財産収入のみに減少が多いこと、ならびに一般會計の歳入に現はれる官業収入とはすべての官業の分でなくて、郵便電信電話収入や専賣局益金の如き租税的性質の多いものを主としてゐることである。これは何を意味するかといへば、わが國の官業が年々規模を擴大し、不景氣の影響を現はす以上に設備を擴張し、わが國の全企業に對する國家の直轄分野がいよゝゝ強大となること、および國有財産収入がやはり激烈な不況を受けてゐることを示すにほかならぬ。なほ上表官業収入のうち製鐵所益金は昭和元年度までは一般會計に入つてゐたが同特別會計が昭和二年度以降獨立會計となつてその益金は資本勘定により自ら擴張資金に使用し一般會計の歳入項目から除かれた。また特別會計より繰入金のうちで預金特別會計からの繰入れも同様に預金部制度の改正の結果、大正十四年以降一般會計から除外されたのである。さらに昭和九年度から通信事業特別會計が獨立しその收入二億七千五百八十三萬九千圓(資本業務兩勘定の歳入合計から通り抜け勘定を差引いたもの)を失ひ、それが同年度の激減の原因である。

臨時部の普通歳入のうちで特に説明を要するものは大正十四年度分が特に多いことであるが、これは同年度に臨時

軍事費および臨時國庫證券收入金その他の特別會計の整理が行はれてその殘金または剩餘金が繰入れられたためである。なほこの項目中には歳出増減に伴ふ歳入の増減、即ち土木工事の地方分擔金が含まれてゐる。公債金と國庫剩餘金は後述する。

税制の變遷

國家經費の支辨財源として租税は瞥見したが、租税の問題はこれだけではない。租税は一面において國家經費を國民に分擔せしめる強制公收手段であるが、他方に單に收入を得るのみを目的とせず、これによつて各階級各地方の貧富懸隔を矯正する使命を有する。従つて社會ならびに經濟界の進展ととも時々改正するを要する。しかるにわが國は明治維新をもつて近代國家の組織となつたが、その當初は當然封建時代の農民中心の税法を立て、中途、産業の發達を見、これに應じた税制を立つるころになつて日清、日露等の戦費負擔と軍備擴張のために租税の體系を考へる暇もなく、手當り次第に増税または新税を創設した。しかも歐洲大戰中に産業革命を完成した後は、いよゝゝ税制の時代錯誤が甚だしくなり、つひに大正九年の原内閣の近代的所得税の創設となり、さらに加藤(友)内閣のやゝ廣範圍の税制整理となつたが、これ等は何れも應急的、部分的整理に過ぎなかつた。しかし原内閣の組織した臨時財政經濟調査會は税制の整理について組織あり體系ある具體的答申案を作成し、税制整理の方向を明示し、手腕識見ある財務當局の實行をまつことになつた。この實行者は濱口藏相において現はれた。即ち加藤(高)三派内閣は成立の初年の大正十三年に緊縮方針を表明するため、從價十割の奢侈品關稅を起し、ついで大正十四年度豫算にまづ財政の整理をなし、翌大正十五年(昭和元年度)に極めて廣汎な税制整理を實現した。この税制整理案の立案を機として大正十四年度に三派内閣は瓦解し憲政會の單獨内閣となり、その後の政黨の離合に一轉機を劃したが、これは餘談である。いづれにしろこの第五十一議會の税制整理はわが國としては勿論、世界にも類例のない廣範圍の税整であつて、その後殆ど毎年行はれる租税の部分的改正もこの大税整の延長と見られる。

大正十五年の劃期的大稅整

内國稅 憲政會内閣の稅整は正しく廣汎なものである。濱口雄幸氏はこれによつて將來の民政黨總裁ならびに首相の資格を約束され、これによつて

その健康をも害した。當時、議會の分野は憲政、政友、政友本黨の三大黨に分れ、政友は正面の敵としてこの稅整案に反對し、政府は政友本黨との妥協によつて一小部分の修正を受けたのみで、この歴史的な大稅整を殆ど無難に通過せしめたのであるが、かゝる不安な政局の下に成立した稅整なる一事が、同時にその稅整の性質を規定した。即ち一言でいへば無理のない、従つて不徹底な稅整である。原内閣の設置した臨時財政經濟調査會の答申第一案によれば、直接稅の體系は所得稅を中樞とし新設される一般財產稅をもつて補完せしめ、地租營業稅は地方に委譲し、一般財產稅を創設することになつてゐたが、濱口藏相の直稅體系は凡て從來の稅種を生かし、僅かにその間に體系らしいものを設けたに過ぎなかつた。改正、廢止、新稅創設にもおよんではゐるが、無難な稅整たることを目標としたのが特徴である。稅制における最も熾烈な社會政策的要求は極めて輕度にし充されなかつたといへる。要綱左の如し。

稅整要綱 今回の稅制整理においては歳入に著しき増減ならしむる範圍内において稅制の整理を圖ることとし

- 一、直接國稅の體系に關しては一般所得稅を中樞としてこれに適當なる改正を施し、地租に相當改正を加へ、現行營業稅はこれを廢止し、これに代ふるに營業收益稅をもつてし、新たに資本利子稅を設けて租稅の體系をととのへ
- 二、所得稅および相續稅の免稅點を引上げ、新に地租に免稅點を設け、また綿織物の消費稅を免除し、通行稅、醬油稅、賣藥稅を全廢し、中産階級以下多數國民の負擔を輕減し、もつて社會政策的の効果を擧ぐるに努め
- 三、所得稅において法人留保所得の累進的課稅を廢止し、比例稅となし、外形標準による現行營業稅を全廢し、これに代ふるに營業純益を課稅標準とする營業收益稅をもつてし、第一種所得稅と第二種所得稅および營業收益稅と地租または資本利子稅の重複課稅を避け、また地租の課稅標準を賃賃價格に改め、田畑地租に對し相當輕減をなし、

もつて産業の發展に資し

- 四、これら諸稅の改廢による減稅額を補頭せんがため、資本利子稅を創設し、相續稅の稅率を引上げ、なほ嗜好品と認めらるゝ酒および酒精含有飲料に對する増率、清涼飲料稅の新設、煙草の定價引上を行ふ

この方針に従つて法律案を第五十一議會に提出したが、議會は(一)市町村義務教育費國庫負擔額の増加に伴ふ財源の一部に充當するの趣旨で田畑地租輕減の規定を創設し、(二)住居地市町村田畑地價合計額二百圓未満に對し地租を徵收せぬ規定を、住居地およびその隣接市町村における田畑地價合計額二百圓未満にして小作に附せざる地租を免除することに修正して自作農保護獎勵の趣旨の一端を明らかにした。かくして帝國議會の修正を経た稅制整理の内容を各稅別に示すと次の如くなる。

- 一、所得稅 (イ)法人の留保所得に對する累進的課稅を廢し、留保所得との區分をなさずこれに百分の五の比例稅を課す(ロ)同族會社に關する規定を改正して一定限度以上の留保所得に、配當したものと同様の課稅をなす(ハ)に徵稅上の缺陷を除く(ヘ)法人の第一種所得稅額よりその納附した第二種所得稅額を控除す(ニ)個人所得の課稅最低限度を八百圓から千二百圓に引上ぐ(ホ)扶養家族に關する控除金額を改めて一人につき百圓とし、また勤勞所得に對する控除金額を改め、六千圓を超え一萬二千圓以下の所得者の六千圓以下に屬する勤勞所得につき二割を控除す(ヘ)山林所得に對する課稅方法を改めその負擔を輕減す

- 二、地租 (イ)課稅標準を賃賃價格に改め、田畑に對し課稅最低限を設くることとし、約二ヶ年をもつてその調査を完了せしめ、大正十七年(昭和三年)分より改正法により地租を徵收する方法とした(ロ)改正法施行に至るまでの間は居住地および隣接市町村において小作に附したものを除き田畑地價二百圓未満のものを免稅す

- 三、營業稅 (イ)大正十五年分限り廢止す(ロ)大正十五年分については相當の輕減をなす

四、營業收益稅 (イ)營業稅に代へてこの稅を創設し、大正十六年(昭和二年)一月一日よりこれを施行す(ロ)課稅標準は營業純益とす(ハ)營利法人に對しては原則として本稅を課し個人に對しては大體現行營業稅法の課稅業體に限り本稅を課す(ニ)個人に對する課稅最低限を營業純益四百圓とす(ホ)法人の營業收益稅より地租および資本利子稅を控除し、個人の營業收益稅より地租を控除す(ヘ)現行營業稅法による營業稅額に比し幾分輕減し、その稅率は法人千分の三十六、個人千分の二十八とす

五、資本利子稅 地租および營業收益稅との權衡上、配當金以外の資本利子(國債利子を含む)に對し本稅を創設し、百分二の比例稅を課す

六、相續稅 (イ)課稅最低限を、家督相續は二千圓から五千圓に、遺產相續は五百圓から千圓に引上ぐ(ロ)比較的相續財產の大なるものについて遞次稅率を相當引上ぐ

七、通行稅 廢止

八、酒稅 麥酒は一石當十八圓を二十五圓に、清酒は三十三圓を四十圓とし、その他は約二割を増稅す

九、清涼飲料稅 炭酸ガスを含有する清涼飲料に對し、清涼飲料稅を創設して一石につき十圓程度の課稅をなす、たゞし玉ラムネ壘詰のものは一石七圓とす

十、醬油造石稅、自家用醬油稅、賣藥稅 すべて廢止す

十一、織物消費稅 綿織物に對し免稅す

十二、骨牌稅 稅率を改正し、麻雀一組三圓その他一組五十錢とす

十三、專賣局益金 製造煙草の各品種を通じて約二割を引上ぐ

關稅 この內國稅の改正とともに關稅に對して改正が行はれた。從來の關稅率は明治四十三年の創定にかゝり、

その後十數年の間僅かに數度の部分的改正を加へたことはあるが、全般にわたつて改正したことは一回もなかつた。その間内外の經濟界は著しく變化し、殊に歐洲大戰以來物價も産業貿易の狀況も一大變化を來たしたので、舊來の關稅率は重要産業保護の點から見ても、從量稅と從價稅との權衡の上からいふも不適合となつてゐた。加藤三派内閣は大正十三年八月以來、關稅率改正委員會を設けてその一般的改正を計畫し、第五十一議會に提出し、これも政友本黨との妥協で若干の修正を経て通過した。その要領は左の如くである。

根方本針 内地産業の生産條件を有利ならしむるとともに重要産業については外國品の競争に對し必要なる程度の保護を加へ、他面消費者の利害を考慮して國民生活の安定を策し、かつ稅率の適當なる按配を計らんとするにあり、即ち

一、産業方面においてはわが國に生産なきかまたは生産に乏しき原料品については現行率の通り無稅または低稅を据置くのほか新たにこれを無稅とするに努め

二、重要産業にして今なほ發達の道程にあるものおよび將來新たに成立の見込あるものには外國品の競争に對し必要なる程度の保護を與ふることとし

三、事業の基礎鞏固なるかまたはわが國に生産豊富にして外國品との競争に堪へ得るものに對しては或は稅率を輕減し、もしくは現行稅率据置の方針を執り

四、國民生活の必需品に對しては稅率を輕減して成るべく低稅とし、もしくは現行稅率を据置くこととし

五、嗜好的消費に屬する物品に對してはその消費を抑制する趣旨をもつて相當の高稅を課することとしたり

六、なほ課稅の技術上よりして從價稅はなるべく從量稅に改むるの方針を執ることとしたるが、今回の改正に當りては歲入の増加はこれを目的とせるものにあらず、また釐澤稅を課しをれる各種の物品については釐澤稅設置の趣旨

に顧みてこれに手を觸れざることゝしたり

七、右改正に基く關稅收入の増減については當初政府の原案によれば初年度において七百五十萬圓、次年度以降平年度において約千九百三十萬圓の増加を來す見込みなりしが、議會における修正の結果、右見込額は多少の變更を來すべし。しかしして右の増収は現行稅率が多數年前の制定にかゝり、現在の物價および産業状態に照し、概して低率に過ぐるもの多きがため、その増率となりたるもの相當多數に上りたると同時に從價稅と從價稅との間の均衡を是正したるもの少からざりしとによるものにして、歳入増加の目的をもつてこれを考慮配したるがために非ざること前述の如し

憲政會内閣の第二次稅整

憲政會内閣は濱口藏相の第一次稅整について、その翌年若槻内閣の片岡藏相の下に第二次稅整を行つた。第一次稅整の補充的意味を多く出でゐない。第一次

稅整と同様に内國稅と關稅の兩方に行はれた、要領左の如し。

内國稅 第二次稅制整理においてはこれによる歳入の減少額は現下の財政状態に鑑み、認容せらるべき範圍内において稅制の整理を圖ることゝし

- 一、(イ)國民租稅負擔の均衡を得しむることに努め(ロ)社會上、經濟上の現況に照し成るべく社會政策的効果を擧ぐると同時に(ハ)稅務行政實行上の便宜を計り、出來得る限り官民相互の手續を省略すべき方針の下に改正案を立て
- 二、登録稅において不動産所有權の移轉、質權抵當權の取得等の場合における課稅に相當の輕減を加へ、不動産信託の場合における課稅の方法を改善し、社會政策的ならびに公共的施設遂行の場合における課稅を免じ、また土地臺帳の登録稅を廢し、上記數種の改正に伴ふ歳入の減少を補頭しかつ負擔の均衡をはからんがために商業登記その他一部の定額稅につき相當の引上を行ひ

- 三、印紙稅において從來の比例稅および定額稅併用制度を改めて階級定額稅および定額稅併用制度となし、賣買仕切書等の證書に免稅し、上記數種の改正に伴ふ歳入の減少を補頭し、かつ負擔の均衡を圖らんがために通帳および判取帳の稅率を引上げ

- 四、砂糖消費稅において庶民階級の需要たる第一種糖に減稅をなし、第二種糖と第三種糖との區分を廢しこれを併合して第二種糖として從來の第二種糖稅率を適用し、第四種糖を第三種に、第五種糖を第四種に改め、糖蜜糖水には減稅を行ひ、同時に砂糖に對する關稅率を改正して兩者相まつて消費者の負擔を輕減するとともに糖業の發達を阻害せざることゝした

これに關する法律案は第五十二議會に提出されたが、議會は登録稅につき、自作農の創定維持事業に關して土地所有權取得の場合の登録稅免除の範圍を擴大することに修正したほかは凡て原案を通過した。

關稅 前年の一般改正に洩れた砂糖、コバルト、澱粉類、バター、オレイン、カツサバルト等について行はれたのであるが、特に砂糖に關しては從來の保護程度を變更せず砂糖消費稅の改正と相俟つて改正を加へた。

ついに實現せぬ政友會の地讓案

加藤憲政會内閣の稅制整理に反對した田中政友會内閣は、地租および營業收益稅の委讓を實現せんとし、昭和二年暮に開かれた通常議會に提案

したが議會は解散となり、越えて昭和三年暮の通常議會に同案を提出し、衆議院はこれを可決したが貴族院で擱り潰しとなり、兩稅委讓は今日に至るまで實現の機會を得ないのである。政友會の兩稅委讓案の要領は左の如くである。

根本方針 地方に獨立かつ確實な財源を與ふるため、國稅たる地租および營業收益稅を地方に委讓し、窮狀にある地方財政の基礎を鞏固にし、併せて地方分權の實を擧ぐるとともに、國稅地方稅を通じて稅制の整理を行ひ、社會政策的租稅制度の確立を期す

一、兩税を委譲した後の直接税の組織は(イ)所得税を改正して第一種所得および第二種所得に増税を行ひ、第三種については従来の累進税のほか各類により軽微な比例税を課し、かつ三千圓以下の小所得者に低減して一萬圓以上の富裕者の累進率を高め同時に同族會社に對する加算税率を引上ぐ(ロ)資本利子税中、國債利子以外は所得税に編入す(ハ)地租の地方委譲の結果地籍事務の處理をなすために地籍法を制定(ニ)兩税委譲は準備期間を要するをもつて昭和六年より実施す

二、兩税委譲の実施に至る経過期間中、昭和四年度分から(イ)田畑地租の税率を引下げ(ロ)營業收益税の免税點を引上げて負擔を軽減す

三、兩税の委譲を受けた地方はこれをもつて戸數割家屋税および雜種税の軽減に當てしむ

關 稅 田中内閣の兩税委譲案はつひに實現しなかつたが、關稅および噸稅の改正は通過した。

一、木材その他の關稅 木材、染料中間物、ビヤノ等の關稅改正で特に木材については内地山林業保護を徹底せしめた

二、釐澤品關稅 茶その他二十有餘の食料品、體育文化用品を釐澤品關稅中から除外す

三、噸稅 明治三十二年の制定以來三十餘年間据置かれたこの稅に對し、増稅した

倫敦會議後の減稅的稅整

濱口内閣は昭和五年のロンドン軍縮條約の締結によつて生じた剩餘財源をもつて減稅をすることとし、併せて稅制整理を行つたのが井上藏相によつて第五十

九議會に提案し通過した減稅的稅整案である。この稅整案のうち主要なのは舊地租條例を廢止して地租法を制定し、地租の課稅標準を賃貸價格に改めたことである。その他營業收益税、砂糖消費税、織物消費税にも減稅的改正を行つた。その要領は左の如くである。

一、地租法 (イ)大正十五年の稅制整理に際し地租の課稅標準たる地價を賃貸價格に改むることとし、昭和二年末ま

でに賃貸價格調査は終了してゐたが、田中政友會内閣は地租の地方委譲を政綱としたためにその實施を見なかつた。濱口内閣はこれを実施することとし、同時に地租制度全般に改正を加ふるため舊條例を廢して新地租法を設けた(ロ)改正の第一は前述の賃貸價格調査は十年毎に改訂することとし(ハ)改正の第二は税率は各地目を通じて一律に百分三・八とし、舊稅の如き宅地、田畑等の各地目による税率の異同を廢し、同時に稅額に一割五分方の減稅を行つた(ニ)改正の第三は自作農地の免税點を舊稅法で地價二百圓とあつたのを賃貸價格二百圓と改めた

二、營業收益税 (イ)法人の税率百分の三・六を三・四に、個人の税率百分の二・八を二・六に引下ぐ(ロ)個人の純益千圓以下の金額に對し負擔を軽減し、税率を百分の二・二とした

三、砂糖消費税 各種別を通じて税率の引下を行ひ、しかも下級糖に對する軽減割合を上級糖の軽減割合よりも多くした

四、織物消費税 税率を百分の十から百分の九に引下げ、かつ免税織物の範圍を擴張した

五、以上の減稅は、昭和六年度の財源の關係上、その完全な實施は昭和六年十二月または昭和七年一月一日からとした

世界關稅戰に投ず

犬養政友會内閣は昭和六年暮の通常議會(第六十回)を解散し、選舉直後の第六十一議會會では滿洲事變の追加豫算の協賛を受け、第六十三議會を前にして首相免變に倒れて齋

藤内閣に代つた。同内閣は小麥、銑鐵その他輸入稅表中の廿四項目の關稅に保護的色彩の濃厚な改正を行ひ、同時に外國爲替相場低落によつて割安となつた從量稅に三割五分の附加稅を課する法律案を通過せしめた。この双方の關稅改正は明らかに最近の勢ひたる世界關稅戰にわが國も投じたことを意味する。なほこの議會において日銀制度改善案が提出され、兌換銀行券發行稅は廢止されて日本銀行納附金制度が採用された。なほ第六十五議會には通商擁護法を制定して名實共に關稅戰に突入したが、これは財政の問題ではない。

赤字埋めの増税的税整時代来る

昭和八、九年度の歳出豫算は各未曾有の老大な額に達し、赤字公債のみで各七億圓に達したので、當然増税論は起つたが、高橋蔵相は景氣回復の曙光漸く見えるに至つた時に増税をするのは再び財界を萎縮せしむるものとしてこれを肯んじない。しかし單に歳入補填の意味からでなく、インフレ景氣の部分的出現に對し、収益を均分せしむる意味においても増税はやむなき形勢となり、政府部内の税制改正準備委員会は八年四月十五日第一回會合を催して増税を含む税整を研究することとなつた。それが如何なる方向に向ふかは推測を許さぬが、新税の増設、切手、煙草の値上も考慮されてゐる模様であるが、今後の増税の重要目標は、従来しばしば唱へられながら常に甚だしく微温的であつた社會政策的税制に一躍進を見なければならぬであらうことはいふまでもない。

歳計の大不均衡

普通歳入をもつて歳出を支辨し得ない結果、しかして國庫剩餘金の枯渴せる結果は、當然國稅または借入金金の激増となる。昭和四年に濱口内閣が出来たときに國債は斷じて六十億圓以上は超過させぬと大見得を切つたものが、昭和七年末にはすでに七十億圓を超え八年度末までには必ず八十億圓臺になる形勢にある。しかもこれはいはゆる國債であつて短期の證券や借入金金は含まぬ。これを算入し、借替差増を加へるときは百億圓になるのは極めて近い將來であらう。これは從來の財政論からいへば甚だ容易ならぬことである。ところが近ごろこれをあまり問題にしない。なるほど議會の財政論客や一部の理論家のうちには財政の前途を憂慮する向もある。が、國民全體に對して國債増加のこの傾向が以前のような恐怖心を起させることはない。却つて英米または歐洲交戰國の老大な公債額に比較して憂ふるに足らぬといひたげなものさへある。事實世界的に極端なインフレが行はれようとしてゐる現在においては國債の増加は餘り問題にしくなくてもよい。ドイツは破産的インフレによつて公債ならびに一切の債權債務を切下げて仕舞つたが、あれほどまでに行かぬにしても、多かれ少かれ、あの例

が應用される。借りたものはその實價で必ず返さねばならぬ、と思へばこの國債の大激増は安閑としてをられぬ心配事であるが、インフレによる總體的な、實質的な切下げを不可避とすれば舊來の理論は通らぬ。しかし如何なる形にせよ切下げを豫想する財政が心配にならぬことはない。別表に國債と國庫剩餘金の現在額年次表を掲出して置く。インフレといふ得體の知れぬ怪物に對して、その正體がわかるまでは不安ではあるが行くところまで行くほかはない。

(十) 國債額移動表 (單位千圓)

年度末	内外國債		總計
	證券	借入金	
大正十一年	四、四一、八五五	一五、五三三	二〇、四四三
同十二年	四、七九、七五五	三三、〇三三	三〇、七九一
同十三年	四、八三、〇三三	三六、八八六	四一、七一九
同十四年	四、九九、二六六	四三、三六七	四八、三六三
昭和元年	五、一七、七六六	四九、六三三	五四、八一〇
同二年	五、三七、六六六	五三、九五五	五九、三三二

(十一) 國庫剩餘金表 (單位千圓)

年度末	歳計剩餘 使用財源	次年度繰越 使用財源	差引純剩餘	内	
				前年度使 用剩餘	新規剩餘金
大正七年	四二、〇〇〇	三、三七七	三九、六二三	三、〇七六	三六、七六七
同八年	六六、三三四	八、四七七	五七、八五七	一九、一三六	三九、七二〇
同九年	六〇、七三四	九、三三三	五二、四〇一	三九、三三三	一三、〇六八
同十年	五五、八五五	一三、三三三	四二、五二二	三五、七四〇	六、七八二
同十一年	六七、六五五	六、〇三三	六一、六二二	二九、六六八	三二、九五四
同十二年	五五、三〇七	六、一七七	四九、一三〇	三三、五二二	一五、六〇八
同十三年	五三、三三七	三、〇六九	五〇、二六八	二四、六三三	二五、六三五

大正十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
54,360	47,550	29,033	19,886	9,127	5,128	5,306	4,124	—	—
5,283	4,933	4,833	5,555	4,555	3,127	5,033	5,433	3,333	19,437
50,077	42,617	24,203	14,331	5,573	2,001	1,273	1,691	—	—
33,050	36,626	23,465	9,644	4,552	—	—	—	—	—
17,046	10,933	5,522	4,655	—	—	—	—	—	—
19,913	19,193	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【備考】第六十五議會本豫算提案時の計算である。

以上で財政十年史を終る。當初の計畫に對して甚だしく尻つぼみであつた。國家活動の方向を見るにはもつと他の點をも見なくてはならぬ。官吏の數、國有財産、國庫に屬する各種資金、公營企業や半官機關の規模等である。しかし與へられた紙數をすでに遙かに超過してゐる。要するに貨幣に表現された國家活動が最近十年間に躍進的に多角多額となり、かつ集中的に、帝國主義的に、國家社會主義的に進展しつゝある事實だけは判明した。

公營企業や半官機關の規模等である。しかし與へられた紙數をすでに遙かに超過してゐる。要するに貨幣に表現された國家活動が最近十年間に躍進的に多角多額となり、かつ集中的に、帝國主義的に、國家社會主義的に進展しつゝある事實だけは判明した。

金融

金融市場の整備

銀行の整理

銀行と公債は富を資本主義的資本に轉化せしめる最重要な道具だ。それゆゑ資本主義發達の時期には銀行の設立およびたゞしき數に上るが、彼らが富の動員てふ社會的使命を一應終へると今度は彼ら自らの整理せられる順番がやつて来る。日本における各種銀行數はアメリカほどのことはないが、最高數は二千三百を超えたことがある。銀行の初期の使命完工は大體日露戰役前後におかるべく、統計に徴するも自來銀行數は増えてゐない。しかし社會的使命のなくなつたものでも、整理が自動的に行はるゝものとはかぎらない。彼等は却つて地方の政治的權力と結んで頑強に自己を保存しようとする。それで結局彼等を清算するものは恐慌の重壓と中央の金融勢力および政治勢力による上からの強壓でなければならぬ。第一表を見よ。

そこに示さるるものは(第一)明治末期以來今日までの銀行數の著しい減少傾向、之は戰時活躍期を含む大正二一一年においても行數の増加が見られない(第二)大正期における銀行減少は、しかし昭和期のそれよりズツト緩慢であること、公稱資本金、拂込積立金はなほ年々増大傾向を示してゐたこと(第三)昭和期に入つての行數の減少は

如何なる時代よりも急激であること、そして資本金積立金支店数さへ絶對的に減少に轉ぜること(第四)は行數や資本金の減少にもかかわらず銀行平均單位の目ざましき擴大である。明治四十年末全國銀行の平均規模は二十六萬五千圓(拂込資本および諸積立)だった。大戰を経てそれは百三十萬圓となつたが、今日では四百萬圓を突破しつゝある。

(第一表)

年次	全國各種銀行				普通銀行			
	本店	支店出	公稱資本	諸積立及當り平均	本店	支店出	諸積立及當り平均	諸積立及當り平均
明治四十年	二,三〇七	二,三九七	六〇九	五五五	一,六六六	一,六二一	三三〇	三五五
大正二年末	二,七三三	三,三三九	九〇七	九〇七	一,六四四	二,〇九九	五〇四	三三八
同 十一年末	二,〇〇三	六,〇〇九	三,〇三三	二,六七九	一,七四四	五,一三三	一,九九九	一,〇七〇
同 十二年末	一,八九三	六,一四二	三,一四二	二,八四四	一,六八六	五,三三九	二,〇一一	一,一五五
同 十三年末	一,八七二	六,三三三	三,一五〇	二,九〇五	一,六〇〇	五,三三八	二,〇七三	一,三三三
同 十四年末	一,七三二	六,三三三	三,〇三三	二,九〇七	一,五九四	六,三三〇	二,二二五	一,三六〇
昭和元年末	一,五五五	六,三三三	三,〇三三	二,九〇七	一,四七二	五,三三七	二,二四七	一,五八八
同 二年末	一,四四五	六,一七九	三,〇一一	二,九三二	一,二八〇	五,三三八	二,〇九六	一,六四〇
同 三年末	一,二六六	三,九八八	二,八八八	二,八三二	一,〇八八	五,〇四四	一,九六四	一,九二〇
同 四年末	一,〇三三	五,七八八	二,八四四	二,六六一	八八八	四,九七七	一,九七七	二,三五〇
同 五年末	九三三	五,六四六	二,六六六	二,七七七	七九九	四,七三三	一,八七九	二,三六〇
同 六年末	七七七	七,三三七	二,五五五	二,五五五	六三三	六,三三三	一,七六四	二,六二〇
同 七年末	六六六	六,六六〇	二,四四四	二,六五五	五五五	五,八三三	一,七四八	三,三五〇

昭和期に入つてからの銀行整理の著しい進行の原因となつたものは、上に一言した恐慌(九年恐慌)に引きつゞき十一年の小バニック、昭和二年大バニック、昭和四、五、六年の恐慌、大銀行の壓迫、中央行政官廳の干渉である。このうち一言すべきは中央官廳の干渉である。大藏省の銀行政策が新設防止から合同整理勸奨に變つたのは明治末期である

が實現手段としては銀行合同に際して登記税の減免とか、新設の場合の資本金に關する内規の如き間接的な方法に訴へたものである。それと今日の銀行整理事方針と比較して見よう。資本金に關する内規は今や新銀行法の強制規定となり、規定資本金に不足なるものは存続を許されぬ。地方長官は管下銀行合同の促進者をつとめ、場合により合同の強制者である。最近では縣の出資による混合型銀行の出現さへ見るに至つた。大都市では日本銀行が積極的に合同斡旋を試みてをり、震災手形や特融の如き日銀の特恵を受ける向きに對しては四肢解體的整理を強要した例は少くない。かゝるスピード的銀行集中の意義はどこにあるだらうか。大戰を契機として著しく進行せる産業の集積ならびに集中の反射として銀行の大規模化は必然的なコースである。地方的信用媒介、地方産業の育成なる地方銀行の役割は、地方産業の發達によつて否定せられる。何ゆゑなら、地方と中央との連絡が密接となれば中央大銀行との取引が開かれ、起債市場により資金調節の便宜が與へられるからである。地方銀行としてなほ残るべきものありとすれば、中央大銀行の手足として間接的資金仲介者の役割たるにすぎない(但しこの場合、危険の負擔は地方銀行に利益は大銀行にといふのが原則となる。生糸金融の組織を想起せよ)。銀行破産の影響が社會的であることから、政府が公共利益の防衛を口實とする干渉の路を開く。政府活動の結果地方の小銀行が適度に合同せられ、従前よりいづらか強い地方中心銀行は出來よう。しかし下級の銀行が適度の強さを持つことこそ、大銀行による間接投資の成立しうる前提なのである。かくて昭和期の歴史的銀行整理は大銀行の金融獨占に路を清める役割を演ずるものであつた。

大銀行獨裁の完成

銀行の整理合同の過程は平均規模の擴大をもたすが、同時に強大なる銀行トラスト成長の過程でもある。特に大正末期より昭和期にかけての合同運動は貨幣資本集積における首位を目ざしての大銀行相互の白熱戦であつたといふことが出来る。地方銀行の合同は數において多かつたが、それらは畢竟大銀行トラストの壓迫を受けての強制合同である。また前述した如く、終極には彼等は銀行トラストの

從屬的機關に墮ちるものであるから地方合同を傍流的なものとして差支へないであらう。

大銀行と二流銀行の懸隔が大正末期に、俄かに現はれたのでないことは勿論である。三井や第一、或は十五銀行の如き、スタートから群小を抜いた大銀行であつた。彼等は日本資本主義の幼年期少年期壯年期のそれぞれの時代にリダーたる役割を果たした。しかし今こゝでの問題は、日本帝國主義の段階で金融の首座をねらふところの意識的競争である。世界大戦の大活躍期を終へて劃期的大膨脹をとげた日本の金融市場に、支配を争ふものとして立ちあらはれた一流大銀行におよそ二十行を數へられた。彼等は、いづれも國債シンジケートメンバーとして、他と區別さるゝ特權とプライドを持つてゐた。だが、戦後大反動のショックを受けて、シンジケートメンバー中すでに致命的重傷を蒙りたるもの少しとせず、加ふるに十二年の震災はいよゝ／＼シンジケート内部にバランスの破れる大原因をなした。大正十四年の臺灣兩行の第一次整理は、やがて來るべき嵐の前兆のごときものであつた。しかし銀行が恐慌で傷痍を受けたといふ以外に、銀行トラストの形成を促進したる重要モメントがある。それは資本の缺乏から産業會社が強く銀行と結ばざるを得なくなつたといふこと、換言すれば銀行資本の金融資本化が大正後期に著しく進んだといふことである。銀行資本が産業資本として固定化すればするほど、銀行側は危険に耐へるため自己資本(預金に對する意味)の強大化をはかり、手元資金の集中化をはかる必要が生ずる。この必要より大正八九年以來大銀行にして増資を行ふものが多くなつた。また系統銀行の一銀行への集中が行はれた。商業銀行としての時代にはチェーンバンク制度で間に合つてゐたのであるが金融資本としての活動には嚴格な集中が必至となる。かかる傾向への劃期的なものとしては大正十二年安田系十一行の大合同をあぐべきであらう。直接の原因が舊安田銀行網の統率者の死去にあつたといふことはおいて、大合同後の安田銀行は一億五千萬圓の資本、五億六千萬圓の預金を擁して一躍日本第一の銀行となつた。しかも新統率者は積極的な結城豊太郎氏であり、氏は入行後安田の獨裁者として花々しい活動をやつた。東洋汽船の

郵船合併、東京電力の東電合併の如き金融資本らしい働きとして世人に深い感銘を與へたものである。安田を目標としたといへば語弊があるだらうが、大正十二年前後に大銀行首腦者の意識に一變革が生じたことは事實であらう。大銀行相互の競争は激化した。大正十二年三井が別働隊として三井信託を創立すれば、安田住友以下が直ちにその跡を追ふ。起債市場で引受の競争をやる。支店出張所を増設して預金争奪をやる。昭和二年パニック前後、預金争奪のため預金協定が破裂せんとすることのたび／＼であつたのは有名な話である。この金融首座をめざしての大銀行の自己膨脹振りを左表に語らしめよう。

(第二表) 戦後の大銀行増資一覽

	増資期	増資額	新資本額
三井銀行	大・八・七	八千萬圓	一億圓
三菱銀行	昭・四・三	五千萬圓	一億圓
住友銀行	昭・四・三	森村銀行吸収 四千萬圓	七千萬圓
第一銀行	大・八・十二	二千七百三十萬圓	五千萬圓
	昭・二・三	東海合併 古河銀行合併	五千七百五十萬圓
	昭・六	十一行合同	一億五千萬圓
安田銀行	大・十三・七	二千五百萬圓	五千萬圓
冊田銀行	大・九・一	攝陽銀行合併	五千二百二十萬圓
山口銀行	大・十五・三	三千萬圓	五千萬圓
	大・十二・四		

昭和二年パニックはシンジケート銀行團のバランスを決定的に破壊した。十五、近江、加島、臺灣、第百の五行は没落し、没落せざるまでも落伍しさうな形勢となつたものに大阪で鴻池、名古屋三行中の一二行がある。パニック以

後三井三菱住友第一安田の五行はビッグ・ファイヴとして目立つて他を抜いて来た。パニック以来の國債シンジケートは没落組を除いたまま組織替へはなかつたとはいふものの、事實はAクラス、Bクラスに割れて圓滑なる運行が出来なくなつたのは事實だつた(例へば、昭和三年の國債借替に際し、Bクラス銀行が賣抜けして問題を醸した如し)。しかし、世界恐慌の大浪は五大銀行をすら安泰ならしめない。五大銀行のバランスがさらに破れて、三大銀行或は四大銀行トラストにならうとする大勢は決定的に見える。三大銀行とは三井三菱住友だ。十二年の大合同以来預金高の首座にゐた安田が、住友、三井、第一に譲らざるを得なかつた。安田の凋落は人的動搖もあらうが、主たる原因はその形態にあつたであらう。安田は地方に百餘の支店網を持ち、その上に第一次合同に加はらなかつた子銀行十數行に上る。店舗の多いことは危機に對する抵抗力を弱むるものであり、手元現金の集中を困難ならしめる。畢竟安田は金融資本時代の銀行形態として不適當だつたことが、三銀行のあとにつかされるやうになつたのである。

昭和八年八月突如大阪に三和銀行が出現した。卅四、山口、鴻池の三行寄合世帯で、預金額は九億圓を超ゆる筈である。この合同の動機は資本系統を異にする三行がビッグ・スリーの住友から受ける壓迫に對する共同防衛で、安田系大合同とはよほど趣きを異にするのである。しかし、三和がビッグ・スリーの上上に君臨するものであるとか、第一を加へて新ビッグ・ファイヴのバランスをつくらうとの豫想には、賛意を保留しておかう。何故なら三和にせよ第一安田にせよ、背後に産業の獨占支配を持つてゐない。彼等も金融資本化してはゐるものゝ商業金融的色彩が強く、産業支配は他との共同支配に参加してゐるにすぎない。銀行トラストのトラストとしての力は必ずしも、預金高に存するのではないこと、八年上期三井が預金順位の第五位にあるのでわからう。なほ三井、三菱住友の銀行トラストたるを得しめる條件に、外國爲替に活躍し、國際金融市場との連結を有する點を看過出来ない。日本の資本蓄積が貧弱であることは、産業の發展のため外國資本に頼ることを餘儀なくさせる。そして大銀行は、外國資本の仲介者たる

資格において内地産業の支配權を握ることが起り得るのである。現に三井の電氣支配は外資の地盤に立つてゐる。爲替の激變期に貨幣投機が、如何に利潤率高きものであるかは、説明を要しない所であらう。三銀行が外國爲替業を持つことが非常な優越點であることは動かさない。

最近十年間における銀行トラストの成長に關する數字的立證は次表に譲る。

銀行トラストの發展 (單位百萬圓)

一、大正十二年末				二、昭和八年六月末				
	拂込資本	積立金	預金	貸出	拂込資本	積立金	預金	貸出
三井	六〇	四八	一〇	三	六〇	五	六七	四四
三菱	三〇	三	三〇七	一〇	三	三	七五	三三
住友	三〇	三	三〇三	一七	三	三	八六	四九
第一	四〇	四	三〇三	三〇	三	三	八九	四七
安田	三	三	三	三	三	三	三	三
五行計	一三六	一〇	一、三〇七	一、三〇七	一三六	一〇	一、三〇七	一、三〇七
對全國銀行比率	一八%五	三%一	一五%四	一六%九	三六%四	四%五	四三%二	三三%五

【備考】昭和八年分の全國銀行拂込積立金は不明につき七年末を利用せり

特殊金融機關の發展及び變質

わが金融市場の構成において異色あるものは、政府の直接間接統制下におかれてゐる、一連の金融機關の存在である。大藏省預金部を筆頭として、官業保險資金(簡保、郵便年金、健康保險、官業共濟組合基金)は直接政府に集積されたる貨幣資本であり、日銀、臺灣銀行、正金、勸業、興業、北拓、朝鮮殖産、農工の各特殊銀行は政府の間接支配におかれてゐるものである。この龐大なる政府系統の金融諸機關により管理せらるる資金の總額は、わが國貨幣資本の三分一以上を占める。この事實

より判断して、わが経済機構に國家資本主義的色彩の濃厚を指摘する論者は多い。確かに國家資本主義臭の多きことは是認せらるべきであらう。が同時に、形式だけを見て所謂、特殊銀行の現實に果しつゝある役割を、どれも一色に塗つてしまふことには賛成しかねるのである。現存の特殊銀行は、それ／＼別個の使命のもとに創設せられたものであるし、創設後の發展によつて當初の使命とは變化したる目的に奉仕するものが現はれて來た。こゝでは、金融資本支配大銀行トラスの成長が、これら政府系統金融機關を如何に變質せしめつゝあるかの觀點より發展を敘述して見たい。

(A) 日本銀行 わが日本銀行は中央銀行として金融市場と結合し、市中銀行をリードすべき役割にあることはいふまでもない。しかし、現實の日銀の意義と理想のそれとは甚だしく懸隔してゐる。日銀の公定金利變動が市場金利に影響するところ極めて薄く、況んや金流入に響いたり、景氣を左右せしめる力は殆んどない。一口にいへば、金融市場より浮び上つた存在であり、積極的意義を持たざる機關となつてしまつてゐるのである。この理由を考へて見るに種々ある。第一は日銀組織の官僚的性質で、人事より金利政策の決定まで大藏省の指揮下におかれ、宛然大藏省の出店である。第二は市中銀行と有機的連絡を持たない。市中銀行の準備金にして、平素日銀に預入れらるゝものは極めて少く、大銀行は資金入用の場合でも原則として、日銀の融資を仰がず、それを誇りとする有様である。第三は日銀が影響力を及ぼし得る本來の市場たる割引市場が發達してゐない。市中銀行の日銀借入をもとむる場合は常に國債擔保の借入である。第四は國際金融市場との連結がない。日銀は昭和五年はじめて外國爲替手形の賣買に應じたが、再禁止とともにやめてしまつた。

中央銀行としての日銀の機能不發揮は決して最近にはじまつたものではない。日銀制度の改正問題は幾度も議せられたが、上記の弊は毫も改善せられないし、その上最近十年における著しい變化は、益々その本來の使命より逸脱せ

る日銀の變質ぶりである。第一は日銀の救濟機關化とその必然的結果たる資産の固定化である。周知の如く十二年震災の處置として、震災手形割引が行はれ、これは昭和三年まで續いた。震災手形とは空虚な手形であり、不良銀行に對する固定貸である。この震災手形貸附が清算されんとする時、大パニックが發生し、新たに豪銀貸附と特別融通を生んだ。かくて日銀貸出の流動性は益々喪はれつつあるのである。左表は日銀割引手形中の普通割引と特殊固定的貸附の割合を示す。

日銀割引内容別 (單位百萬圓)	特別割引の占むる%		特別割引の占むる%	
	特別割引	普通割引	特別割引	普通割引
大正十二年末	三三	六六	三三	六六
同 十三年末	三三	六六	三三	六六
同 十四年末	三三	六六	三三	六六
昭和元年末	三三	六六	三三	六六
同 二年末	三三	六六	三三	六六
同 三年末	三三	六六	三三	六六
昭和四年末	三三	六六	三三	六六
同 五年末	三三	六六	三三	六六
同 六年末	三三	六六	三三	六六
同 七年末	三三	六六	三三	六六
同 八年六月	三三	六六	三三	六六

【備考】特別割引は震災手形十二年より昭和三年まで、豪銀融資法による割引は昭和三年中、特融は昭和二年以降、割引には外國爲替貸附を含まず

日銀資産の固定化はひとり割引勘定に生じたに止らない。最近政府貸附、實質は、これと等しい公債手持についても生じた。八年以上期末の日銀半期報によりその状態を示せば、政府貸上金二千五百萬圓、公債四億四千三百萬圓に達す。かくの如き中央銀行資産の固定化は何を意味するか。日銀自體としては、これを好まなかつたのは事實だ。しかし、恐慌に襲はれた金融市場の崩壊を支へるために、尨大なる救濟資金放出が必要だつたのである。では誰がそれ

によつて利益したのか？ 直接には被救済銀行に相違ないが、弱體銀行の急激な倒壊により喪はるべかりし貸金を生かしたものは大銀行である。臺灣融資法によつて臺銀に對するコール貸が返済されたる如き顯著なる例ではないか。更に最近の日銀の公債増加についても、公債金が何に使はれたかを考へるならば説明は不要に歸するのではないか。

昭和七年春の議會で、日銀制度に部分的變更があつた。それは正貨準備減の對策としての保證準備の擴張、發券税の低下と利益納附金制の新設、日銀參與の新設である。新設の參與として三井の池田常務、三菱の申田會長、住友の八代會長が任命され、三大銀行トラストの首腦は、今や直接日銀の最高政策に干與することとなつた。日銀と市中銀行との隔離、金融市場との不連絡といふ關係は、一舉に大銀行トラストの日銀支配なる新たな關係に移つたのである。最近、日銀參與制度を廢止すべしとの論が一部に擡頭しつゝある。論據は大銀行が日銀の機密に參與するを奇貨として國債思惑その他自己の利益を圖りつゝあり、かくて銀行界全體の公平を缺くといふのである。蓋し日銀參與制の意義を、これほど明白にしてくれたものはあるまい。

(B) 臺灣朝鮮兩行の縮小 臺灣朝鮮兩銀行は、本來植民地發券銀行として、植民地開發資金の供給に任すべく、あはせて植民地貿易に伴ふ外國爲替業務をなすべく、創立せられたものである。しかるに世界大戰の好況時代兩銀行は本來の使命を乗りこえてあまりに手を擴げすぎた。即ち外國爲替では正金や民間銀行と競争し、對外貸附には支那南洋に活躍し、なんら植民地産業と關係なき事業にまで手を擴げ、預金やコール吸収によつて、内地金融界を攪亂した。過度の擴張は必然に行詰り、大正十四年第一次整理を見るにいたつた。整理内容は朝鮮は半額減資(四千萬圓)臺灣は四分一減資(四千五百萬圓)を行ひ損失補填をなすとともに、爲替業務を縮小し原則として内地事業より撤退することなどである。内地事業よりの退去が嚴格に行はれてゐたならば、昭和二年パニック、臺銀の第二次整理は或は起らざりしかも知れぬ。が、臺銀と鈴木系事業團との關係はすでにあまりに深く、後者の倒壊なくして絶縁は不可

能とまでなつてをり、臺銀はつひに鈴木に引ずられてしまつた。臺銀は二億圓の日銀融資を受け再開したが、再生臺灣銀行は資本金千五百萬圓のさゝやかなる存在で、内地産業との關係は全く絶えた。

朝鮮銀行は臺銀の如き荒療治をなさなかつただけに、未だ半整理銀行の域を脱しない如くである。今日、臺銀兩行の存在理由について新たな疑問が生じてゐる。植民地發券業務の日銀統一論で、理論上は今日、これに異議を立てるものはあるまい。發券業務を委譲せる兩行は普通銀行に還元すればよい。たゞ鮮銀については、滿洲國の出現、日滿經濟融合の進展に伴ひ新たな使命が拓かれたるもの如くである。金券たる鮮銀券は滿洲國幣とともに重要な通貨となつてをり、邦人の發展にとつて鮮銀は、兵站部たるの役割をつとめなければならぬかも知れない。

(C) 債券發行銀行 わが國には一聯の半官的債券發行銀行がある。創立の順序からいへば、日本勸業銀行が明治卅年、府縣農工銀行が卅一年以降、北海拓殖が卅三年、日本興業は卅五年、最後に大正七年朝鮮殖産が出來てゐる。

(第三表) 特殊銀行債券發行及貸附高累年表 (單位百萬圓)

年次	日本興業		日本勸業		農工銀行		北海拓殖		朝鮮殖産	
	債券	貸附高	債券	貸附高	債券	貸附高	債券	貸附高	債券	貸附高
大正二年末	五・一	五・七	一七・七	一八・四	七〇・四	一七・四	一五・五	二四・三	—	—
同 十一年末	三〇・八	三〇・七	五〇・八	六三・三	三三・〇	三九・三	一〇三・七	一四七・八	一〇〇・二	一六四・五
昭和元年末	三二・二	三二・二	七四・六	七八・二	三三・四	三九・一	九六	一六七・七	一四四・八	二〇五・四
同 二年末	三三・四	三三・七	七六・九	八六・一	四四・九	六一・六	一五九	一七九	一七三・四	三九・五
同 三年末	三三・〇	三三・八	八四・六	八七・八	四六・八	六一・八	一三三・二	一七五	一七三・二	二四八・一
同 四年末	三三・五	三三・二	八三・九	九元・八	五六・四	七〇・〇	一三三・九	一七九	一九九・六	三六六・六
同 五年末	三三・三	四七・九	九四・八	一〇三・九	四九・七	六四・五	一三三・七	一八七・一	二四二・一	二九四・四
同 六年末	三三・三	四八・六	九七・〇	一〇五・一	四四・五	六五・九	一三七・一	一八七・一	二四七・五	三三三・三
同 七年末	四〇・〇	四三・五	九五・一	一〇五・四	五九・一	六三・一	二四三・二	三二二	三六〇・九	三六六・一

日本興業が工業金融のために設立せられ、勸銀以下の諸行が農林漁業金融、不動産金融の金融システムたることはこゝにあらためて説くまでもない。何故にかゝる廣大な銀行網が、しかも政府監督下に設けられたのかの理由もまた省いておく。そして直ちに最近の發展状態をうかがひ、かれらが、その使命を果しつゝありや否やの論評を試みたい。發展指標として先づ債券發行高と貸出高の推移をかゝげる。(第三表)

各銀行法により許されてゐる債券發行限度は、興銀の拂込資本金に對する十倍とある以外、他は全部拂込資本の十
五倍まで發行が許されてゐる。債券發行について、なほ詳しい制限があるが、當面の必要には詳述の要はなく、たゞ
勸銀のみ割増金附債券發行の特典を有してゐることを附言しておく。さて諸銀行の發展テンポである。債券發行銀
行は債券が活動の主力であるから、市場における債券の消化如何が發展の前提となる。全體として觀察すれば、確か
にかれらの活躍は目ざましいものがあるとしなければなるまい。便宜上、前表より債券發行高總額の推移を摘記すれ
ば左の如し。

各銀行債券現在高變化

年次	實額	指數
大正二年末	三百萬圓	100
大正十二年末	一、三二〇	440
昭和七年末	二、三九〇	768

即ち大正二年を基準とするならば、十年に四倍となり、約二十年で七倍といふスピード發展である。しかし、こゝ
に問題なのはすべての機關が平等に伸びて來てゐるかどうかの點である。そして更に、この債券取得金の放出先が果
して本來の目的に奉仕しつゝあるかどうかである。第一の問題を先きに片づけるならば、農工と北海拓殖の伸力が停
頓しつゝあること明かである。勸銀農工拓殖の三者は多少の差異はあるにせよ、大體一つ目標の金融機關である。だ
とすれば、資力の大なるもの、有利なる條件で債券の發行出来るものが伸び、次第に他を壓して行くのは當然だ。最

初に勸農工を設立したときは、地方分權的思想がなほ強かつたのであらう。しかし經濟の發展は容赦なく、地方分權
を打破し、中央集中を強制する。府縣別農工の設置が無意義化したのはすでに、明治末期からといつてもよからう。
それが大戰の好況に浮かれ、暴騰した不動産に貸しすぎた反動の來た時には、行詰つた農工が各所に出來た。大正十
年の議會で勸農合併法が成立した。この時から勸農分立主義は葬られ、勸銀は農工を吸収し農業金融のトラストたる
べく決定されたのである。合併法施行以來、勸銀の農工吸収狀況を一表にして左に掲げる。

勸銀の地方農工合併一覽表

大正十年	被合併銀行名		合併後 資本金 千圓	昭和二年	被合併銀行名		合併後 資本金 千圓
	山梨、佐賀、防長、福岡	四、七三〇			千	肥	
大正十一年	島根、鳥取、讃岐	四、六五五	昭和四年	長	一〇〇,〇〇〇		
	兩羽、福井、富山、石川	五、六六四		肥	一〇〇,〇〇〇		
大正十二年	土佐、沖繩	五、七三三	昭和五年	奈	一〇一,五〇〇		
	静岡、新潟、秋田、京都	六、八三三		岩	一〇八,七五〇		
	青森、和歌山	六、八三三		手、			
	六月の單純増資	九四、〇〇〇		崎			
				玉			

勸銀は地方農工を合併したる場合、その本店を勸銀支店とすることを法規上命令されてゐる。それで、今日の勸銀
は、全國三十五支店、十三出張所といふ龐大なる組織を有するに至つてゐる。今日獨立を保てる農工の數は十六、こ
のうちどれが、今後十年存在を續け得るか。蓋し疑問であらう。現在のもので一行の債券發行高五千萬圓を超えるは
東京、大阪、兵庫の三行あるのみ。地の利を得たる三行にわづかに將來がかけられるのではあるまいか。
そこで第二の問題に移る。わが國農業金融の首座を占めた勸銀の貸出高は、十一億五千萬圓を超えてまことに威容
堂々たるものがある。だが、この堂々たる威容の影に種々嘆聲のあることは、同時に認められねばなるまい。その一

に、勸銀（農工を含めて）は果して農村の利益に奉仕してゐるかの疑問がある。数字はいさゝか古いが、日本農業年鑑に第四表の如き資料のあることを注意しよう。

（第四表）勸業銀行貸附高内訳

年	勸業銀行貸附高内訳			農工銀行貸附		
	内、農業	準農業	農業貸附の比率	内、農業	準農業	農業貸附の比率
明治四三年	六、四三三	三、〇三三	三、四〇三	五、五二一	三、〇三三	三、〇三三
大正四年	三、四六六	一、〇九七	三、三三六	一、五九一	一、〇三三	一、〇三三
大正一四年	七、五二四	三、六三六	五、〇八八	四、三三九	一、九八七	三、八七
昭和五年	一、〇三、八五五	三、六三六	七、四〇〇	六、三三三	三、四〇六	四、〇六

農村貸附忌避の傾向は農工の方がむしろ勸銀を凌いでゐる。それはともかくとして、勸農工の如き本来の不動産銀行が、農地抵當を避け市街地貸附、工場貸附に轉向しつゝあることは明白なる事實だ。何故に農耕地抵當貸を避けようとするに至つたか、こゝには重大な問題が伏在するわけだが、それに觸れないこととしよう。そしてたゞ結果論として、勸農工の不動産金融機關が興銀の範圍に接近して來たこと、普通銀行の業務にさへ近づいたことを指摘するに止める。勸銀の工場貸附は明かに勸銀の金融資本化である。なほその場合に屢々天下りのポロ事業救済に終ることがあるのを注意しよう。

昭和六年の不動産抵當證券法の實施、續いて七年の不動産融資損失補償法の公布は、勸農工に新たな使命を課した。新使命とは、勸銀をして地方銀行整理機關たらしめるといふことである。不動産抵當證券は、地方銀行の土地貸附の資金化を圖つたものだ。不動産融資補償法は地方銀行貸附の直接勸銀肩替りを規定したもの、昭和二年パニックにおける日銀の特別融通に匹敵するものといつていい。しかも地方銀行なるものは、徐々に死滅すべきもの、或は大

銀行トラストの下級環節化するものであるならば、この勸銀の新使命は終局において銀行トラストに奉仕するものといはなければならぬ。

日本興業銀行についてもやはり、本来の使命が終つたといふこと、並びに救済機關化したといふことがいはるべきであらう。興銀の初期に果したところの長期工業金融、株式社債の引受發行、外資輸入の仲介等の諸業務は、今や普通銀行、信託會社のなし得るところとなつた。民間銀行は債券發行によらず預金により、蓄積せる自己資本によつて、工業金融に積極的活動をなしつゝある。かうなると、興銀は民間大銀行にとつての邪魔な競争者である。貸附先社債發行先の激烈な争奪戦の事例は一々あげる煩に堪へぬ程多い。近來民間大銀行トラストの側では頗る虫のよい戦術をとつてゐるのである。即ち自分達がやつて不利な危険多き業務を興銀に押しつけること、その好き例は中小商工金融、船舶金融である。興銀の公的的使命、債券發行の特典が強調されるときは、興銀に貸出させて自分たちの舊債権を回収するたくみのあるときだ。安全で有利な放資なる場合市中銀行は大いに興銀と争ふが、危険の伴ふ場合興銀を抱き込むことを忘れない。興銀が大銀行トラストの救済機關として利用された著しい例は、昭和五年秋の結城總裁の活動である。第五十九議會における津雲代議士の演説は詳細如實にこれを暴露したものであつた。

「……その結城君をして貸出させた件数が、まだ今日あたりも貸してをりませうが、とにかく五十數件、七千數百萬圓、その中には民政黨とは特殊關係にある根津嘉一郎君の系統に屬する日本麥酒醸造會社、東武鐵道會社に對する約千五百萬圓、大川田中系に屬する樺太工業に約三四百萬圓、大日本人肥に對する五百萬圓……九州水力電氣會社、九州電氣鐵道會社、露骨にいへば、松方幸次郎君救済のために去年の暮押しせまつて出した二千四百萬圓、これ以下ぞろぞろとある。略。大藏大臣は日本興業銀行の金を貸した先をちよつとも武藤山治君の御質問に對して答へない。大丈夫だ確實な貸金だとかういつてゐるが、私の知り得ただけでもちよつとも確實な貸金はないぢやない

か。皆銀行が多年金を貸して固定して取れなくなつて困つてゐる肩代りに貸したのではないか。肩代りに貸した貸金が安全な貸金であるなんていふことは日本の大蔵大臣井上君でなければ言へないことなんだ。略。」

日本興業銀行は、幸にして豪銀の二の舞を演ぜずに済んだ。それはその後のインフレーションにより救済會社が蘇生したるためである。しかし、興銀の現代的意義はもはや多言を加へる要ないほど明かになつた。

附記。この項下に横濱正金の發展をも敘すべきであるが紙幅上略す、以上により特殊銀行の變質過程の全貌を想像されんことを。

(D) 大蔵省預金部 日銀以下の特殊銀行が、政府の理事者任命權、金利決定權、債券發行許可權等により間接統制下におかれてゐるのとは異り、預金部は政府直屬の金融機關である。今や預金部資金總額三十八億圓に上り、資力は特銀資力を凌ぐばかりか、民間銀行の半額に匹敵する強大なるものとなつてゐる。故に預金部の發達およびそれがわが金融市場におよぼせる意義は重大なりといはねばならぬ。特に最近十年は預金部運用組織上大なる變革があり、資力の激増したる點においても、過去の十年二十年の比ではない。先づ預金部資力發展の方から見る。元來預金部資力を構成するものは(一)郵便貯金(二)振替貯金(三)貯蓄債券賣却代金(四)各特別會計預金(五)預金部積立金(六)預金部収入金等である。勿論、これが主力をなすものは郵便貯金、振替貯金だ。八年九月末現在の預金部資金構成状態を示せば左の如し。(單位百萬圓)

預金部資金内容		金額	割合
郵便貯金、振替貯金	金額	二、八〇	七四・五
復興債券、収入金	金額	七	三・〇
特別會計、預金	金額	四	二・五
合計	金額	三、八七	一〇〇
預金部積立金	金額	三六	九・〇
預金部収入金	金額	一六	三・〇
合計	金額	五二	一〇〇

わが郵便貯金制度は、明治八年五月にはじめられ(最初驛遞局貯金と稱す)英國、ベルギーに次いで世界最古のものに屬するさうである。しかしその後の發展テンポたるや、あまり捗々しいものではなかつた。貯金殘高の一億圓に達したのが漸く明治四十一年である。五億突破が大正七年、十億に達したのが大正十一年末といふ有様である。かゝるテンポで進むなら、郵貯三十億の聲をきくまで恐らく二三十年、否、それ以上を要したであらう、ところがこの三十億圓が昭和七年八月早くも達せられたのである。嚴密には三十億に三千萬圓不足の二十九億七千三萬圓ではあつたが、大正十一年の十億から昭和七年の三十億圓まで、その間十年をおいたにすぎない。それは政府貯金といふ見地から確かに偉大なる成功に違ひなからう。しかし、これが背後には、眞に異常なるもの、即ちわが金融機構の一半を構成する地方銀行體系の崩壊が潜んでゐたのである。最近十年の郵貯増加二十億圓の全部とはいはないが、二分の一以上三分の二は地方銀行、都市二流銀行預金の移動したるものである。郵貯への移動は地方銀行金庫の空虛を意味する。そして地方銀行預金―貸出―預金の環をなして循環しつゝあつた農村、地方都市の資金は、にはかに回流を絶たれて、未曾有の信用飢饉が農村を覆うた。郵貯増加を普通銀行預金と對照すれば第四表の如し。(單位百萬圓)

(第四表)

年次	郵便貯金		普通銀行預金		前年比				
	金額	前年比較	金額	前年比較					
昭和二年末	一、五五	七二	九、〇七	△一五	昭和五年末	三、三七	二五	八、七六	△五五
同 三年末	一、七三	三七	九、三〇	三三	同 六年末	二、六四	一七	八、三九	△四九
同 四年末	二、〇五	三三	九、三三	△元	同 七年末	三、六九	一五	八、三九	五〇

地方銀行を犠牲としての政府貯金の膨脹は、次第に政治問題化した。パニックに怯え、郵貯への流出を恐れて、銀行家は預金利下を躊躇するやうにもなつた。そこで昭和五年九月、十六年ぶりに動かしたことの無い郵貯利率を六厘

引下げて四分二厘に改めた。續いて昨七年十月更に一分二厘の大幅利下げを斷行して年三分となした、第二次大幅利下げはさすがに郵貯の銀行還元を促進して、夏の三十億を時に減少の月が続いた。しかし、年三分は低率にせよ危険プレミアムを含まざる純金利である。半壞の農村銀行の高率預金に勝ること數等と見るならば、農村預金の郵貯化は大勢としては止まざるものと考へねばなるまい。

預金部資源の發展を見れば、當然その運用にふれなければならぬ。まづ大正十四年の預金部大改革の意義である。この改革により預金部運用委員會なるものが構成され、資金運用の範圍が定まり「有利かつ安全」が運用原則であるとせられた。かういつたのみですでに改革前の預金部の亂脈ぶりが想像せられるではないか。運用のことは大藏大臣の獨斷に任せられ、政黨政商輩の乗するに屈竟の仕組であつた。十億圓に垂んとした預金部資金は、彼等に食ひ潰されて伏魔殿をもつて世間より呼ばるゝにいたつたのである。そこで十四年の運用規則は預金部資金の運用を左の數種に限定した。(一)國債地方債の買入(二)政府貸附(三)特殊銀行債券の應募または貸附(四)外國政府債の買入(五)日本銀行に對する在外指定預金。しかもその範圍において資金を運用する場合、それを運用委員會に附議するを要すとなしたのである。同委員會は大藏大臣これを主宰し、大藏次官以下各省次官級、日銀總裁等のほか會計検査院長を加へたることを特に注意すべきであらう。十四年の改革以來、ともかく情實貸附のあとは絶つた。しかし、預金部資力の大膨脹は、これが運用の社會的政治的責任について新たな問題を提起しつゝあるのである。その一つをあげれば、預金部資金の地方還元問題である。農村に信用飢餓をつくつた郵貯の膨脹は、これを元のごとき産業水路に戻すことは不可能である。政府は府縣の事業に貸附をなし、府縣債の引受により高利債の負擔を免かれしむる方法を取つてゐる。だが預金部で借替へらるゝ府縣高利債の貸附主は都市の大銀行か、乃至は地方的大銀行であらう。彼等が返済されたる資金をもつて地方産業に放資するであらうといふ保證は一つもない。地方の救濟事業の受益者が何人であ

るか、これまた論ずるを要せぬ。こゝにおいて大藏省預金部は、他の特殊銀行と均しく、金融資本、大銀行トラスの利益に奉仕するものといはなければならぬ。改革以前の相違は、無計畫にかつ一部の資本家利益に偏したのが、今は銀行トラス全體の利益に計畫的に奉仕するといふ一點だ。左に八年九月末の預金部運用内譯を示す。

八年九月末預金部運用狀態 (單位百萬圓)

金額		同上割合	
國債證券	一、三三三	在外預金	四
地方債證券	八六六	内地預金	三三三
銀行債券	六六六	預金部支出金	一〇三
外國政府債券	三三三	其他共合計	三、七〇〇
貸附金	五五五		

附記 預金部以外政府直營の資金に簡易保險、年金官業共済組合資金がある。それに各々預金部運用規則に近いものが規定せられてゐるが省略する。直營機關全體の資金の大きさについては後記を参照されんことを。

新興金融諸機關

(A) 信託會社の興隆 金融界の最近十年は、銀行トラス成長によつて特色づけられ、既存諸機關が本來の使命より逸脱し金融資本に奉仕するの過程であつた。しかし金融資本は新しい情勢に適應した新しい機關の創設をも忘れるものではない。新機關の筆頭にあげられるべきものは、信託會社である。大正十二年信託法が制定せられ、十三年四月三井信託(資本金三千萬圓)が新法最初の信託會社として姿をあらはした。信託法以前信託の名を冠した會社はなかつたのではない。否、全國數百會社に上つて、曖昧なる諸般の業務に従事してゐたのである。信託法は信託の營み得る業務範圍を定め、最低資本金額の制限をおき、曖昧會社が信託と稱することを禁じた。新法下に認められたる營業範圍は、受信業務では金錢信託(特定および指定)金錢債券信託、有價證券信託、不動産信託となし、授信業務は投資の安全を眼目として證券投資、貸附割引に種々の制限をお

いた。信託會社出現の金融的意義は、企業金融の新勢力を加へたことにある。短期商業金融部門へは、信託會社資金の性質が不適常ならしめてゐる。信託の勢力伸張は、事業長期貸付について興銀や民間大銀行の競争者となり、特に起債市場における活動では早くも先進の銀行を抜いた感さへある。かくて信託なる新金融形態は、金融資本化の傾向濃厚を加へたる時代にヒットしたから、諸財閥は競つて三井の跡を逐うた。主要信託會社設立年次は第五表の如し。

(第五表)

信託會社	設立年次	公稱資本	銀行との聯關
三井信託	大正一三年四月	三〇,〇〇〇千圓	三井
安田信託	同 一四年五月	三〇,〇〇〇	安田
住友信託	同 一四年八月	三〇,〇〇〇	住友
川崎信託	同 一四年八月	一〇,〇〇〇	川崎
鴻池信託	同 一五年十月	三〇,〇〇〇	鴻池(舊稱橋津)
加島信託	同 一五年十一月	三〇,〇〇〇	加島
三菱信託	昭和二年四月	三〇,〇〇〇	三井
共同信託	同 二年七月	三〇,〇〇〇	三井
關西信託	認設可立 大正十四年七月	一〇,〇〇〇	山口

信託會社の資源は金銭信託にある。信託概念より論ずれば、金銭信託と銀行定期預金とは異つたものである。前者には確定預金利率なるものはなく、寄託者の指示に従ひ運用したる収益中、信託會社は手数料を引去り残額を寄託者受益者に交附するといふ仕組である。従つて最初に運用収益率が豫定され、約束さるべき性質ではない。しかし信託會社は金銭信託吸收の方法として収益豫想を發表し、或は有力諸社集合して収益率の協定を行ひ、實質上銀行定期預金の長期(二年以上)の一種類なるかの觀を呈してゐる。これがため、銀行對信託の預金争奪戦が屢々表面の問題となつた(金銭信託の期限が最初一年以上とあつたのが現行二年とされたのは銀行側の壓迫による)銀行は信託壓迫策

を講じたが效なきを知つて自ら信託經營に走つた。前表の示す如く、十三年から昭和二年のわづか四年の間に出揃つた大半の理由は、直接には、大銀行の預金擁護に發してゐると見られるのである。今日では一流銀行にして信託を経営せざるもの第一銀行があるにすぎない。八年夏大阪に三和銀行が結成されたが、この合同に伴つて關西、共同、鴻池、三信託の合同も早晚實現するものと見られてをり、銀行と信託は今や放し難き關係になつた。銀行に預金集中の顯著なる如く、むしろ、それ以上に顯然たるは信託における集中だ。八年七月末の各社勢力を示すに左表の如し。

信託會社	金銭信託		信託總計		同上百分比
	金額	信託總計	金額	信託總計	
三井	三三,三三三	四八,六三三	八,六三三	一〇,四九九	七・〇
安田	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	三,三三三	四・四
住友	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	三,三三三	二・〇
川崎	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	三,三三三	九・九
鴻池	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	三,三三三	一〇〇・〇
加島	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	三,三三三	一〇〇・〇
三菱	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	三,三三三	一〇〇・〇
共同	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	三,三三三	一〇〇・〇
關西	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	三,三三三	一〇〇・〇
合計	三三,三三三	三三,三三三	三,三三三	三,三三三	一〇〇・〇

三井信託一社にしてすでに全信託財産の二割七分を占めてゐる。一割以上を占むる三菱、住友、安田を加へて四信託の勢力を見れば七割一分、更に近く三和銀行に統率さるる新合同信託を念頭において五大信託とすれば、實に全信託の八割八分が、これの勢力下におかれてゐるわけだ。かくの如き高度集中は他部門にもあまり類似のないところであり、新興信託事業における一特色たるを失はぬ。信託資金は固定的性質を有するから、銀行に比し一層有價證券投資、長期貸附の方面に活躍するを得しめる。信託勃興の初期において親銀行が自己の固定貸附を信託に押しつけるような傾向もあつた。しかし、それでは信託は銀行

の整理機關であり、信託としての發展が期せられぬ。そこで有力な信託會社は新分野を開拓し、銀行との聯繫を有機的なるものたらしめ、金融資本支配の有効なる組織を造り上げようと努めつゝある。銀行と共同での融資、銀行との共同社債引受といふ形態は、最近の數年特に目立つてあらはれて來た。融資會社に對する會計監督、社債擔保物の管理の如きは、銀行が行ふより信託の仕事として適するから、銀行と信託の間に技術的分業が行はれんとする傾向にありともいへる。ともかく初期に見られた銀行對信託の對立關係が解消され、金融資本の活動に一勢力を加へたるは事實だ。左は最近の信託會社資金運用の状態を示す。

信託會社資金狀態 (千圓)		金額		百分比	
	金額	百分比		金額	百分比
有價證券投資	50,433	31.1	短期貸附	18,646	11.5
國債地方債	204,333		不動產	36,874	22.5
社債株式	298,156		預金現金	4,850	2.9
貸附金	90,631	55.3	其他共計	1,522,266	100.0
長期貸附	72,933				

【備考】貸附金中短期貸とは有價證券擔保貸を假に分ちたるもの。

(B) 保險會社 保險會社を金融新勢力としてあげることが或は當を得てゐないかも知れぬ。保險は信託の如き新事業ではないし、準備金を運用するが公衆の預金を吸収するものではない。しかし、筆者が着目する點はその形式ではなく、その新たな意義だ。保險資産は最近第六表の如き發展を遂げた。

(第六表) 保險準備金および支拂備金 (千圓)		金額		百分比	
	金額	百分比		金額	百分比
大正二年	107,778	23.0	大正一五年	89,333	15.5
同 一〇年	477,933	100.0	昭和五年	1,388,855	100.0
生命保險	23,000	3.8	生命保險	1,053,093	75.9
損害保險	28,778	4.7	損害保險	1,559,011	112.3
合計	51,778	10.0	合計	1,598,104	100.0

六表の示す通り保險資産は昭和五年度末に十五億圓を超えた。最近は恐らく十八億圓を超えてゐる筈である。金融勢力として信託會社を一步抜いた勢力である。しかも保險資産は取附の心配ない資金で、信託より以上に長期投資貸附が可能とされてゐる。但し保險資金の社會的性質のため分散投資が強要せられてゐるから、一事業一會社に投資して支配を握る點でやゝ不便を伴ふ。それにも拘らず、保險資金の膨脹は事業支配の傾向を帯び、契約が大會社に集中し、弱小會社の没落するに従ひ獨占性は強くなつてゆくのた。近年の保險集中の傾向はすでに別項の如く損害保險においては三菱(東京海上を中心とす)の單一トラストが完成し、生保では日本(山口財閥)明治(三菱)帝國(古河系)千代田(大倉系)第一相互五社とこれに續く三井、住友、安田、愛國、日華(川崎第百系)の諸社で獨占的勢力が作り上げられつつある。そのみではない。大保險會社は今や自己の力を意識して共同行動による保險トラストを結成するにいたつたのである。保險トラストへの意識的踏出しの第一歩は、昭和五年恐慌における生保證券設立であつた。これは直接には株式市價維持の道具であつたが、昨年解散して投資シンジケート組織に改めた。表面的指導者は愛國の原邦造氏で、改組後は起債市場に頗る活潑な働きをなした。ある。

内國生保會社の七年度末資産運用状態が保險協會により發表せられてゐるから左に掲げる。(單位千圓)

金額		百分比			
	金額	百分比		金額	百分比
預金	244,544	55.2	不動產	103,638	23.1
貸附金	55,166	12.3	合計	1,833,655	100.0
有價證券	80,355	18.1			

なほ保險資産運用の事業別を示す詳細な數字が出されてゐるが、紙幅をとるので省略する。まとまつた投資(社債及び貸附)としては電氣ガスに三二九萬圓、鐵道に一六五萬圓があるくらゐなもので、他の事業では概して分散してゐる。所詮保險は、それ自體として産業支配をなすことは出来ぬ。保險に許されるものは共同支配である。しか

し、金融資本にとつて保険資金こそ最も頼みとなる股軍で銀行トラストに代つて事業の危険を背負つてくれるものなのである。

(C) 貯蓄銀行 貨幣資本の集積といふ點で貯蓄銀行が、また無視し難き一勢力であることはいふまでもない。が貯蓄銀行について、最近の十年を限つて特にいふべきことはない。大銀行が自己の支配下に貯蓄銀行を必ず持つてゐるかといふに、さうではないのである。ビッグ・スリーの三井、三菱、住友は貯蓄銀行を持つてゐない。有力銀行にして貯蓄と聯繫あるものは山口の大阪貯蓄、安田の安田貯蓄、第一の東京貯蓄、川崎第百の川崎貯蓄および東京貯蔵を加へるにすぎない。また貯蓄銀行においても預金の集中は行はれつゝあるが、預金高の首位を占むるものは上記いづれにも屬せざる不動貯金銀行なのである。本年末の現勢第七表の如し。(單位千圓)

(第七表)

	預金高	貸附金	有價證券
不動貯金	四、九六八	一、六〇三	三、九七九
大阪貯蓄	三、七七一	九、四八	三、八六九
川崎貯蓄	三、〇三三	四、五五	三、〇三三
安田貯蓄			一、二、三、三
東京貯蔵			一、二、三、三
東京貯蓄			三、七七一
東京貯蓄			三、七七一

大銀行が何故に貯蓄經營に大なる努力を拂はないかの説明が、この表にあらはれてゐるではないか。どの貯蓄を見ても資金の大部分は有價證券投資、殊に國債投資に向けてゐる。貸附の大部分といふものが、また貯金者に對する貸附なのだ。大銀行がねらふ産業支配のための貨幣資本は、貯蓄銀行を通じたものでは得られないのである。

一應の結論

論じ來つてすでにかなり長くなつた。こゝで一應のしめくゝりをやらねばならぬ。最近十年の主要なる發展の線が、三井、三菱、住友三大銀行トラストの完成——金融資本の著しい進出な一事であることは度々いつたところだ。この銀行トラストは普通銀行界の覇者であるといふにとどまらない。トラ

ストは右に信託保險の二大新勢力をひつさげ、左に老大な資金を動員する國家的金融機關を自己に奉仕せしめてゐる。國家的金融機關の發展をもつて金融資本勢力に對抗するものと見ることは外觀に偏しすぎてゐる。況んや國家資本主義的要素の成長をその中に認めて、資本主義の修正を期待するに至つてはお目出たすぎる。

(第八表) 金融機關別現勢表 (昭和七年末、單位百萬圓)

	預金高	貸附金	證券投資
普通銀行	八、三三七	六、三二一	三、九四一
特殊銀行	三、四〇三	三、五三〇	八、四〇
貯蓄銀行	一、六八三	九、一	一、二五
信託會社	一、三〇〇	六、六	四、七
生保會社	一、一〇三	六、一	四、六
損害保險組	二、七六九	二、四九	一、八〇
政府預金部	二、七六九	二、四九	一、八〇
簡易保險及年金	三、〇九	二、一	二、七〇三
合計	一、八、四九四	一〇〇、〇	一〇〇、〇

【備考】 特殊銀行中日本銀行を除く、特銀預金には債券發行高二、〇五九百萬圓を含む、産業組合は昭和六年末

第八表はわが金融市場の構成を平面的に示したるものである。この表は、各機關の預金貸出證券投資において占めつゝある比例關係を示す。しかし現實の勢力はかゝる平面的な比例にあらはれて來るものでないことも勿論である。願はくは讀者諸賢の眼光が數字の背後にまで徹せんこと。

金利變動

高金利の嘆き

「金利が高くてやり切れぬ」「高金利の負擔のため、日本は國際商戦に立運れるのだ、金利を下げよ」この嘆聲は日本資本主義の年來の嘆聲であつた。財政家も、銀行家も、無論産業資

本家も、金利問題を取り上げはした。然し問題を取上げたといふだけで、問題の解決にはどうしてもいかなかつた。大正十五年に三菱銀行の山室宗文氏は左の如く書いてゐる。

我國の金利はこれを十年若くは、廿年前と比較しても、その間に金融市場の状態により高低はあるが概して變らな
い、時代の進歩に伴つて全く改善されて居らぬ。今簡単に我國金利の趨勢を説明するために、日本銀行公定歩合に
ついて明治十五年日本銀行設立以來の變遷を見るに、同行における商業手形の割引率の最高は、明治十五年十月の
第一回公定歩合二錢八厘で、最低は二十六年五月ならびに四十三年三月の一錢三厘である、それでこれだけの數字
では我國の金利は漸次低下しつゝあるかのやう思はるゝが、すでに明治十七年四月に一錢八厘に下り、同十八年よ
り二十七年まで約十ヶ年間は僅か一二回極く短期の例外を除いては常に二錢以下であつた。しかも二十六年には、
今日までの最低率である一錢三厘の出現を見てゐる。しかして、四十三年三月に最低率一錢三厘に改訂せられたの
は四十一年以來の財界不況漸落の際に四分利借替公債發行のために、財政上の都合もあつて必ずしも市場の眞の利
率を表してゐるものとは思へない。かやうな次第で歐洲大戰中我國は毎年輸出超過のために資金の豊富となるに従
ひ銀行預金は激増し貸出はこれに伴はざる状態で、大正五年より同七年までは、一錢四厘を最低に一錢八厘を最高
に金融緩慢の時期であつたが、大正八年より九年にかけ熱狂的な景氣のために物價は暴騰し、投機は旺盛を極め、
資金の需要従つて激増して大正八年十一月二錢二厘に改訂せられたるまゝ、その後不景氣は漸次深刻となるに至つ
ても利下の機會なく、大正十四年四月二錢に引下げられたるまで、實に五年四ヶ月以上も二錢二厘の利率を維持し
たのであつて、現在なほ二錢であるからかやうに長期に亙りて日銀公定歩合が二錢臺を繼續してゐることは、我國

の金融史上に未だ嘗つてないことである。故に我日本銀行の公定歩合が現時二錢であることは、我國の過去の金融
市場と比較しても決して低率であるとはいへない。(山室宗文著「我國の金融市場」より)誠に山室氏のいふ通り
だつた。

日本の金利はむしろ明治末期に安く、大正期は大戦中の數年を除いて逆行高の形勢にあつたのである。なほ山室氏は
金利前途觀をもつて章を結んでゐるが、それによると日銀日歩一錢六厘までの低下は困難なしとするも英米並みの三
分とか四分とかは「遺憾ながら到底期待出來ぬ」とされてゐるのである。だが、今はどうだらう？ 現行公定日歩一
錢、年利換算三分六厘五毛となつてゐる。然し筆者は山室氏の豫測の外れたことを咎めようとするのではない。それ
よりか氏の豫測をかくも裏切つた金融市場における變化の深さを、味ひたいと思ふのである。

金利は何故高きか

然らば日本の金利高は如何なる要因に歸せられるか？ もう少し山室氏よりの引用を續
けよう、氏は「わが國の金利は何故に高きか」と出題して、それは一言にせば「資金の缺
乏」であるが、資金の供給不足なる所以は(一)日本においては資金が、比較的有効に使用せられてゐないこと(二)
生産の發達、資本の増加を伴はざる資金の需要が比較的多いことであるといふ。氏の説明はかなり長いので原文を引
用するわけにいかないから左に要點を摘記して見る。先づ資金の效率高からざる理由として次の諸項をあげてゐる。

- 一、銀行數が過多で金融の集中統一に困難である
- 二、割引市場が未發達である
- 三、國民の投資觀念が發達せざるため銀行定期預金利率が高く、従つて銀行は資金原價の高きに苦しむ
- 四、九年恐慌後更に震災にあひ財界の整理が進行せず銀行の貸出は固定せるものが多い
- 五、水力事業の如き未だ十分に利益を生まざるものに資金が固定してゐる

六、商工組織が不備であり信用調査機關も駄目だ
 七、わが市場が東洋に隔絶して國際金融市場との連繋がない

次に資金の不生産的使用を説明しう。

一、わが國の貿易は年々輸入超過を續けてゐてそれは消費貨物の輸入が多いからである。この輸入超過を決済すべき貿易外受取がなく、蓄積された正貨を喰ふか外債を起す外にはない。結局國をあげての蝸配當である
 二、一方には人口は稠密、天然資源は缺乏、生産能率は低いに拘らず國民は消費水準を下げず、かくて日本の物價は國際的に見て割高である

三、投機的企業や投機取引が盛んで生産的ならざる資金の需要を多からしむ

以上の山室氏の所説は新奇でないが、それ故に客觀的である。大正末期のわが金融事情經濟事情をかなりはつきりと浮び上らせてゐるといへよう。氏の所説中のポイントは當時における銀行資金の固定、腐敗と水力事業その他への過大投資の指摘である。銀行の腐敗はそれより一年にして大パニックに發展した。このパニック發生の不可避は當時誰にも感ぜられてゐた。金融界の痛と稱せられてゐた震手處理が満期より二年も延はされたことにあらはれてゐたし不良銀行の親玉臺灣朝鮮兩特銀の第一次整理(大正十三年)とそれの不徹底にも反映してゐた。要するに大正末期の金融界はパニックを孕んだ危機の繼續だったのである。金利の高きは當然といはねばなるまい。然もかうした危機を内包しつゝ水力事業鐵道電鐵事業が莫大な資金を固定させつゝあつた。それも大銀行の援助の下になされたのである。

長期金利高と外資輸入

前二項に大正末期の高金利をかなり詳しく説明したから、然らば金利はどんなに高かつたかを示さう。わが國金融市場では、長期金利短期金利がはつきり分れてゐるとはいへまい。それは山室氏の所説にもあつたが、確實な投資對象を缺き國民の方にも投資觀念が發達してゐない。

爲に普通の銀行が證券投資から長期抵當貸付までやらざるを得ないし、社債の形式はあつても極めて短期で本來の事業金融の恒久性を保證するものではない。二年三年の社債もあれば、社債と銀行貸付の中間といふべき事業單名手形が盛んに發行されてゐた。然し長期の金利標準といへば矢張り公社債利廻りを示すのが適當であらう。しかして公社債利廻りの基準となるものは銀行定期預金とか郵便貯金利率とかの貯蓄的投資的預金の利率であつた。今日の如くコールを取つて國債の利鞘を稼ぎコールが國債市價を決定する如きはパニック以前には見られなかつたところである。

【第一表】債券利廻りと預金利率

年	國債利廻り	地方債利廻り	社債利廻り	東京甲種定期預金	國債利廻り	地方債利廻り	社債利廻り	東京甲種定期預金
十一年十二月	六・三七	七・四五	八・七三	六・〇	五・九六	七・三九	七・九七	六・〇
十二年六月	六・三六	七・五六	八・七六	同	五・九七	七・四〇	七・九七	同
同 十二月	六・三六	七・五六	八・七六	同	五・九七	七・四〇	七・九七	同
十三年六月	六・三六	七・五六	八・七六	同	五・八九	七・三九	七・九七	同
同 十二月	六・二四	七・六二	八・七〇	同	五・七九	七・三九	七・九七	同
昭和二年六月					五・七九	七・三九	七・九七	五・五

【備考】債券利廻りは勸銀調査各月初日のもの、郵便貯金は年四分八厘にて不變なれば掲げず

國債が六分利廻りを割るといふことが困難なことであつた。十四年に入つて漸く五分臺に下つたのは當時、三派内閣の財政緊縮策がとられ、新規債の非公募主義を聲明するなど銳意國債の信用引上げを策したからであつた。續いて片岡藏相が國庫剩餘金四分の一の繰込みにより減債基金を増額することあつて、十五年における國債市價は上向傾向が強かつた。だが地方債社債利廻りを見ると隨分高い。殊に會社債は震災後平均九分を超えてをり、今日の常識の殆んど信じ難い高さである。十五年になると社債類も大分下つてゐるが、それは國債高と前年來の外資輸入によつて起債が樂になり、高利債借換が行はれるやうになつたからである。

こゝで簡単に當時の外資輸入状態を語れば、震災まで大口外債の全くなかつたわけではないが（十二年に東電三百萬磅、満鐵四百萬磅が成立してゐる）盛んに行はるるに至つたのは十三年以降であつた。十三年二月に成立を見た政府の英貨二千五百萬磅、米貨一億五千萬弗の所謂國辱國債が、その後の外債談の口火を切つたものとなしてもいい、日本の金融市場で長期建設資金の調達不可能だつた大電力會社は盛んに外債を起した。政府にならつて、東京市、横濱市の如き地方團體が、またその復興資金を英米に仰いだ。そしてこの外債手取金は政府に買上げられ、輸入決済爲替資金として消費されてしまつた。第二表は震災後の外資輸入の大勢を示せるもの。

【第二表】外資輸入一覽表（△印償還済のもの）

會社名	金額	利率	償還期日	會社名	金額	利率	償還期日
大正十二年				東邦電力	一四,〇〇〇千弗	七・〇	同三十年
△東京電燈	三,〇〇〇千磅	六・〇	昭和廿三年	東京市	六,〇〇〇千磅	五・五	同三十六年
東洋拓殖	一九,九〇〇千弗	六・〇	同廿八年	横濱市	一九,七〇〇千弗	六・〇	同三十六年
南滿鐵道	四,〇〇〇千磅	五・〇	同二十三年	△東邦電力	一〇,〇〇〇同	六・〇	同四年
小計	一〇八,三六〇千圓			小計	二八,三六〇千圓		
大正十三年				昭和二年			
政府英貨	三三,〇〇〇千磅	六・〇	同二十四年	東京市	三〇,〇〇〇千弗	五・五	同三十六年
政府米貨	一五〇,〇〇〇千弗	六・五	同二十九年	信越電力	七,六五〇同	五・〇	同二十年
大同電力	一五,〇〇〇同	七・〇	同十九年	小計	三七,六五〇同		
△興業銀行	三,〇〇〇同	六・〇	同二年				
小計	六九,一七〇千圓			宇治川電	一四,〇〇〇同	七・〇	同二十年
大正十四年							
大同電力	一三,五〇〇千弗	六・五	同二十八年				

コイル市場の變調

長期金利の趨勢を語つたので、短期金利を語る順序だ。すでに述べたる如く大正末期のわが金融界は大パニックに發展すべき禍因を内包しつゝ、彌縫に彌縫を重ねてゐた特異なる一時期であつた。然して、その特異性を最も端的に反映せるものといへば、コイル市場をあぐべきであらう。コイルは元來、銀行間の最も流動的な貸借であるべきである。一流債券の擔保があり何時にても回収し得べく、これを出手側よりいへば、預金の支拂準備と見なさるべきものでなければならぬ。然るにコイルをもつて營業資金となし長期投資、投機的貸出に使用して憚らぬといふのが、當時銀行の實情であつたのである。従つてコイルレートが非常に高い。月末に出し手銀行の回収にあへば、忽ち奔騰し、それも日銀より貸出が仰ぎ得るものならば日銀日歩を超えな

年	月	東京コイル 最高	東京コイル 最低	大阪コイル 最高	大阪コイル 最低	日銀公定日歩	日銀民間貸出月末残高
大正	十一年五月	三・〇	一・〇	二・八	一・五	二・二	三九百萬圓
同	十二年五月	二・七	一・三	二・六	一・〇	二・二	五五〇
同	十三年五月	二・七	一・三	二・六	一・〇	二・二	三三
同	十三年五月	二・七	一・三	二・六	一・〇	二・二	八五
同	十三年五月	二・七	一・三	二・六	一・〇	二・二	五三
同	十三年五月	二・七	一・三	二・六	一・〇	二・二	七四
同	十三年五月	二・七	一・三	二・六	一・〇	二・二	二五
同	十四年五月	二・五	一・五	二・四	一・〇	二・〇	六七
同	十四年五月	二・五	一・五	二・四	一・〇	二・〇	三七
同	十四年五月	二・五	一・五	二・四	一・〇	二・〇	三七
同	十四年五月	二・五	一・五	二・四	一・〇	二・〇	五七
同	十四年五月	二・五	一・五	二・四	一・〇	二・〇	九〇
同	十四年五月	二・五	一・五	二・四	一・〇	二・〇	九〇
同	十四年五月	二・五	一・五	二・四	一・〇	二・〇	八五

い筈である。しかるに弱體銀行はすでに平素より日銀の援助を受けてをり、日銀に提出すべき擔保がない状態にあつたから月末コール高こそ當時の金融界危険信號であつた。次表は東京大阪のコール利率を示したものの、各月を掲げるは煩はしきたため年中金融の最も緩慢なる五月と、反對に最繁忙の十二月を對照せしむることとした。

恐慌來とその経過

前に一言したる如く金利大勢は大正十四年に軟化を示し、十五年昭和二年と漸く、その勢ひは濃厚であつた。日銀公定日歩は十四年四月の第一次利下げ(二錢二厘より二錢へ)について十五年十月第二次利下げ(一錢八厘へ)更に昭和二年三月八日に第三次(一錢六厘へ利下げ)があり、その間市中銀行でも預金利率の引下げをなしてゐる(昭和二年四月甲種定期六分より五分五厘へ、乙種は六分五厘より六分へ)。然し、この低金利は金融危機の解消を意味するものではあり得なかつた。外資の連續輸入の下に爲替高物價安事業沈衰より來つた消極的金融緩慢であり、銀行界の實情はかへつて強大銀行と弱體銀行との懸隔を甚しからしめる。金利が低下し貸出需要が減つたと稱せられながら、全國組合銀行の勘定は連年貸出の超過を大ならしめつゝあつた。蓋し固定せる貸出は事業界沈靜のため利拂さへ不能となり、利息が元金に累加せられて膨脹し預金の増加テンプを凌いだからである。一方の預金についても、弱體銀行は吸收難にあへぎ高利の預金を漁り同業を非議し爭奪戦を演ずるもの甚だ多かつた。従つて低金利といはれながら、それは業界の一部現象にすぎず、一皮下を見れば銀行は資金原價の高きに苦しみ、事業は高金利をかこつてゐた事情に變化はなかつたのである。

金融恐慌後の金利

二年パニックの前と後とは日本の金利水準は全く一變した。例をコールにとれば、パニック以前コールは一錢に接近したことはあるが、一錢臺を割つたことはなかつた。それが二年七月中旬一錢丁度に落ち八月は最低八厘、九月に七厘が出た、しかもコール安は月央時だけの現象ではなく月末繁忙時においても二年の九—十一月は一錢二厘で通した。一錢二厘といへば、當時のコール最低協定利率であ

る。コール協定の起源は大戦時に發するが、二年パニックの以前においてこれは殆んど有名無實であつた。何となれば、コールレートは常に最低協定利率に落ちることなくそれを上廻つてゐたからである。然るにパニック後のコール市場は構成的變化を蒙つた。月央は協定銀行のコールを利用するものなく、月末数日のみ協定資金が出勤するといふ有様で、一方協定銀行にあつては月末でも、資金を剩す状態であつたから日銀レートの下で賄つたのである。即ちパニックの洗禮を経たわがコール市場は、ここに始めて安定し、本來の準備金運用市場たる使命に立ちかへつたのであつた。(次表参照)

年次	東京大 阪		東京		大阪	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
大正十四年中	二・五	一・五	二・五	一・〇	二・五	一・〇
昭和元年 年中	二・〇	一・五	二・〇	一・三	二・〇	一・〇
同 二年 上半	一・五	一・〇	二・〇	一・二	一・五	一・〇
同 二年 下半	一・〇	〇・五	一・五	〇・五	一・五	〇・五
昭和三年 上半			二・〇	一・五	二・〇	一・〇
同 三年 下半			一・七	〇・五	一・五	〇・五
同 四年 上半			一・三	〇・五	一・五	〇・五
同 四年 下半			一・〇	〇・五	一・五	〇・五

二年以來のコールの急落は一口にいへば取手需要の激減、出し手側の遊資過剩の然らしめたるところであつた。従來の大口コール取手たりし臺銀はパニック以來翻然臺灣本位に立ちかへつてコールを取らず、特銀にしてなほコールを需要したものは正金鮮銀が輸出形買取資金として、興銀が事業資金として存在してはゐたが、少量にすぎない。却つて證券業者がコール取手として出現したことは特筆して置くであらう。パニック後の極端な金融緩慢は國債市價を騰貴せしめ、更に地方債社債の人氣をよんで二年後半—四年上期にわたる二年間起債市場の大活動を見た。證券業者はこの期をつかんで引受資金にコールを利用し、コールを取つて國債市場に活躍した。コール市場と證券市場の連

結はこゝに従前になく密接なるものへ進んだ。

貸出利率の急落と貸出協定

パニック以後金利低落は獨りコールレートに止らず、銀行貸出利率の全般にわたつた。蓋し莫大なる預金を擁する大銀行が資金をコール市場に運用することが出来ず、貸出レートを低下せしめて資金の處分を圖る以外に途がなかつた。貸出擴張への焦慮は遂に大銀行間の猛烈なる競争従つて金利の急低落を招致し、一時結ばれた單名手形排斥の申合せの如き早くも、破れんとする形勢が展開された。そこで二年暮大阪側銀行の發議で一の貸出協定が成立した。協定の要旨はコール協定を擴張して割引貸附貸越の一切に適用せんとするもので、東京側でも成文ではないが、とも角自制協定が成立した。當時の金利低落が如何に急調であつたかは次表が語るであらう。

東京市場割引貸附金利

昭和二年	二年六月	二年九月	二年十二月	三年三月	三年六月	三年九月	三年十二月	普通商業手形			銀行割引			銀行貸附		
								最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
同	同	同	同	同	同	同	同	二・三〇	一・七〇	二・三三	一・三〇	二・三〇	二・五〇	一・六〇	二・五〇	二・五〇
同	同	同	同	同	同	同	同	二・四〇	一・八〇	二・三三	一・三〇	二・三〇	二・五〇	一・六〇	二・五〇	二・五〇
同	同	同	同	同	同	同	同	二・二〇	一・四〇	二・三三	一・三〇	二・三〇	二・五〇	一・六〇	二・五〇	二・五〇
同	同	同	同	同	同	同	同	二・一〇	一・五〇	二・三三	一・三〇	二・三〇	二・五〇	一・六〇	二・五〇	二・五〇
同	同	同	同	同	同	同	同	一・六〇	一・一〇	二・三三	一・三〇	二・三〇	二・五〇	一・六〇	二・五〇	二・五〇
同	同	同	同	同	同	同	同	一・六〇	一・一〇	二・三三	一・三〇	二・三〇	二・五〇	一・六〇	二・五〇	二・五〇
同	同	同	同	同	同	同	同	一・六〇	一・一〇	二・三三	一・三〇	二・三〇	二・五〇	一・六〇	二・五〇	二・五〇
同	同	同	同	同	同	同	同	一・六〇	一・一〇	二・三三	一・三〇	二・三〇	二・五〇	一・六〇	二・五〇	二・五〇
同	同	同	同	同	同	同	同	一・六〇	一・一〇	二・三三	一・三〇	二・三〇	二・五〇	一・六〇	二・五〇	二・五〇

國債奔騰と起債活動

大銀行における遊資過剰は到底貸出擴張によつて、切抜けられるものではなかつた。事業界は急激なる金融變動のためむしろ沈静し新規の資金需要なるものは起らなかつた。

つた故に大銀行の貸出競争は、全く甲の貸出を乙が奪ひ乙は丙を侵すといふ状態に外ならなかつたといへる。そこで金利の低下にも拘らず遊資を抱く大銀行は頻りに國債を買附けた。偶々日本銀行においても、救済資金がインフレーション的悪結果を生まんことを恐れて手持公債の賣却による資金回収をねらつてゐた。日銀は二年四月早々から手持公債の賣却を實行し、年内に一億五千萬圓を賣つた。然し、この程度ではまだ十分とはいへなかつた。三年五月の特融縮切りに際して五億三千萬圓の巨資が新に放出された。そこで日銀は前年來の手持債賣却を繼續し、償還期近き國債の繰上げ借替のオペレーションをやつた。國債起債條件は發行毎にからくなるので、或は四分臺の國債發行を見るかともまで觀測され、國債市價は近年での最高記録に達した。詳細は次表の如し。

東京國債相場 (月平均)		昭和二年二月		同二年十二月		同三年七月	
甲號五分	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七
特別五分	九・六	九・六	九・六	九・六	九・六	九・六	九・六
第一五分	九・六	九・六	九・六	九・六	九・六	九・六	九・六
第一回四分	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七
第二回四分	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七

國債高につれて起債市場は活氣づいた、發行條件は殆んど出る毎に發行者に有利で、しかも忽ち消化される有様は恰も無限の需要があるかのやうであつた。それは當時の起債が新規資金が少く大部分が借替へ、しからずば銀行貸出の振替りであつたからであらう。貸出競争は一轉して地方債社債の引受競争になつた。起債が銀行借入の振替りであるとき、この引受競争は正に大銀行信託會社間の貸出争奪である。いま當時の起債活動が如何に旺盛であつたかを數字をあげて示す。

起債條件の推移について、こゝに詳敘することは許されぬが、概していへばパニック以前の一流社債が七分乃至七分五厘であつたに對し、二年下半期に現はれたものが六分六厘であつた。三年は六分六厘の條件が普及し、二三流債

公社債發行債還表 (單位百萬圓)

發行		債還	
國債	地方債	國債	地方債
昭和二年 上期	三九	四九	八五
昭和二年 下期	三五	三三	一〇四
同 三年 上期	五七	八六	一〇五
同 三年 下期	三〇	三〇	一三二
昭和二年 上期	三九	四九	八五
昭和二年 下期	三五	三三	一〇四
同 三年 上期	五七	八六	一〇五
同 三年 下期	三〇	三〇	一三二

までが六分パーで發行可能となるや三年下半期の一流物標準は、五分五厘パー發行を目ざしてゐた。一年半にして債券利廻りが一分五厘乃至二分の低落を見たことは、誠に當時の金融緩慢の深さ、引受競争の激烈さを偲ばしむるものであらう。

なほ記述を忘れてゐたが、この間市中銀行の預金利下げが二回、日銀利下げが一回行はれてゐる。市中銀行の預金利下げはパニック直前(二月四日)のそれについて同年十月五日甲種五厘下げ(五分)乙種二厘下げ(五分八厘)が行はれた、この預金利下げにつき注意すべき點は、甲種乙種の鞘が八厘も開いたことで、當時大銀行における預金増の壓迫と二流銀行における預金不増の不安とが對立してゐたのを反映してゐる。第三次利下げは三年七月に行はるべく殆んど決定してゐたが、二流銀行側からの反對で實現せず、翌年一月三十日に持越した。甲種五厘下げの四分五厘乙種八厘下げの五分丁度とこゝで甲乙の鞘は再び五厘に戻つた。

日銀の第四次利下げは二年十月三日で、引上げは一律一厘下げの商業手形一錢五厘の國債擔保一錢六厘である、この利下げ以後五年十月まで日銀金利の變更を見ず一千九十餘日据置かれた。

昭和四年の金融變調

昭和三年の金融界は日銀特融資金の放出で市場は遊資横溢に苦しみ、金利は底なしに低落するかとさへ思はしめた。然し三年秋に小反動が來り、續く昭和四年は金融の基

調依然緩慢でありながら、一種の變調を呈した。この金融變調の要因は何かといへば、一は低金利謳歌の行過ぎであり二は金解禁の準備である。低金利行過ぎの反動は三年七月に預金利下げが流産したのに端を發し八月の新公債二億三千萬圓が賣残つた。引受銀行團は背負込みを忌避して、國債長期市場に賣繋いだため國債市價は反落、それは下期の賣出しを待つてゐた五分五厘社債に響いて、その多くが引受業の手元で賣れなかつた。證券界が一頓挫のところへ、今度は東京手形交換所で金解禁促進の決議を發表した。金解禁は先年片岡藏相によつて目論まれて果さず、却つてパニックを招來したが、三年秋東京の大銀行家は特融の決定、銀行界整理の進行状態より金解禁の時期迫れりと見たのである。然るに銀行家の決議をつきつけられた政府はまだ解禁の決意をなし得なかつた。當時の三土藏相は解禁賛成とも反對ともつかぬ煮えきらぬ態度を持し、三土氏の公債政策が行詰るや銀行團對政府關係は次第に氣まづい空氣となつていつた。

四年六月政變で政友内閣は去り濱口、井上を首相、藏相とする民政黨内閣は成立した。濱口内閣は金解禁を唯一の政綱とする内閣であつたから、急スピードの解禁準備を進め、銀行界はあげて同内閣を支持した。この解禁準備期における金融を一瞥すれば、コールレートにはさしたる變動はなかつた。デフレーション政策が資金需要を萎縮せしめたから短期金利のあがらざるは當然のことである。だが銀行貸出では割引において、日歩八厘といふ低率は消えて最低一錢としまり、貸附においても最低一錢三厘が、一錢三厘七毛と小縮つてゐる。銀行の貸出先選擇が嚴重となり、貸出擴張をさけて手元蓄積を厚くしようとする傾向がそこに窺はれるであらう。左に四年七月以降の全國交換所勘定を示す。(百萬圓)

金本位復歸と金利

昭和五年一月十一日金本位は復興された、大正六年九月の金輸禁止以來正に十三年振りの復興である。しかもこの再興日本金本位は甚しく短命で廿三ヶ月の後昭和六年十二月

昭和四年七月	八月	九月	十月	同	同	同
貨出合計	五、四三	五、三二	五、四五	五、三九	五、三八	五、三九
手元現金	六五	四七	五九	五八	五八	五八
コイル	一五	一七	一三〇	一四	一四	一四
貨出合計	五、五八	五、七〇	△五	△五	△五	△五
手元現金	五七	六九	六	六	六	六
コイル	一五	一七	一四	一四	一四	一四
昭和三年末比較	同	同	同	同	同	同

政變で没落した。戦後の貨幣安定に最も遅れた日本が率先ではないが、英國について金停止のあとを追ふに至つたことは、多大の感慨なしには考へられぬ一事である。だが、それは兎も角として金本位復歸が金利に如何なる影響を及ぼしたるかを述べねばならぬ。

先づ日本の金本位に復歸したる當時の條件を見るに、政府は前年の輸出ビル買上政策の結果在外正貨三億四百萬圓を持つた。在內正貨は日銀正貨準備として、十億七千二百萬圓を算した。正貨準備率は昭和三年の年平均發行高一、二六八萬圓に對して八割五分、外觀は兎も角堂々たる準備比率と呼べるゝに値しよう。更に政府は第三段の補強手段として英米に各五千萬圓のクレジットを設定した。濱口内閣の組閣以來僅か半歳にこの大事業を完成したる手際は何人も讃嘆なしには見られぬところであるが、しかも上手の手より水が漏れる。否、重大なる見落しが偉業の影に潜んでゐたのだ。第一はアメリカ景氣の觀測を誤つたこと、ニューヨークの十月株式恐慌を單なる行き過ぎの反動と見、そこに却つて金利高の緩和、日本の金に對する壓迫の緩和を見ようとしたのである、この最大の誤謬はやがて、日本財界を二重に打撃（解禁恐慌と世界恐慌）した。第二の見落としといふべきは政府が蓄積したと誇稱せる在外正貨が内容空虚なりしことである。政府は半年で二億七千萬圓のドル貸買持ちを増加せしめたといふが、それは四年下半期の輸出代金がソツクリ政府正金の手に入つたといふだけで、貿易商、電力會社、爲替銀行は必要なる外貨を海外借入によつて調達せざるを得なかつた。そこで在外正貨の増加と見えたものは差引増減なしで、却つて圓高を見越した

340372

外國投機資金の流入が金解禁とともに歸還するや早速に正貨の流出を見なければならなかつた。左に昭和五、六兩年中の金異動ならびに日銀正貨の變動を掲げる。

月	昭和五年		昭和六年		月	昭和五年		昭和六年	
	金貿易出 超△入超	月末金 準備	金貿易 準備	月末金 準備		金貿易出 超△入超	月末金 準備	金貿易 準備	月末金 準備
一	五、六	一、〇三	〇・三	八三	一	一、〇	六七	三五	八四
二	〇・五	九七	〇・一	八六	二	八・三	六五△	〇・三	八八
三	五、六	九八	四・四	八三	三	五、四	八〇	一、一	六六
四	三・三	八九	二・二	八四〇	四	一、四	八〇	一、六	五三
五	三・九	八七〇	〇・三	八四〇	五	一・一	八五	三・四	四九
六	三・五	八七	一・三	八五	六	三・九	八五	三・四	四九
七	二・八	八三	一・九	八六	七	三・九	八五	三・四	四九
年通計					年通計	三九・五	前年比減 三〇	四〇・七	前年比減 三・五

わが金本位復歸後の金移動は明かに三つの波を打つた。第一の波は五年一月に始まり同年五月に終る。これは金復歸に伴ふ外資の歸還、外國借入金返済のための送金を動機とするものであつて約二億二千萬圓の正貨を喪つた（この外に在外正貨の喪失も勘定に入るべきだ）第二の波は八月に始まり十一月に終る。今度は借入金返済ではなしに新外債（五年五月に英米で募集された五分半利政府外債）に對する内地からの應募、既發外債の逆輸入による送金が主たる原因で金額は八千萬圓に上つた。第三の波は六年八月に始まり遂に日本金本位の瓦解へ導いた最後の、しかして一番痛烈なる金流出である。第二次と第三次の流出の間に約八ヶ月の小康期が挟まつてゐた。

金本位時代の金利は大體右の金流出状態をうつして動いた。詳細は次表について見られたい。簡單を期するため東京コールレートをもつて短期金利の大勢を代表せしめ公債利廻をもつて長期金利の大勢を代表せしめたものである。

月	昭和五年				昭和六年			
	最低	最高	公債	利分	最低	最高	公債	利分
一	0.50	1.10	5.03	5.03	0.50	1.10	5.07	5.07
二	0.50	1.10	5.03	5.03	0.50	1.10	5.07	5.07
三	0.50	1.10	5.03	5.03	0.50	1.10	5.07	5.07
四	0.50	1.10	5.03	5.03	0.50	1.10	5.07	5.07
五	0.50	1.10	5.03	5.03	0.50	1.10	5.07	5.07
六	0.50	1.10	5.03	5.03	0.50	1.10	5.07	5.07
七	0.50	1.10	5.03	5.03	0.50	1.10	5.07	5.07
八	0.50	1.10	5.03	5.03	0.50	1.10	5.07	5.07
九	0.50	1.10	5.03	5.03	0.50	1.10	5.07	5.07
十	0.50	1.10	5.03	5.03	0.50	1.10	5.07	5.07
十一	0.50	1.10	5.03	5.03	0.50	1.10	5.07	5.07
十二	0.50	1.10	5.03	5.03	0.50	1.10	5.07	5.07

勿論、コールレートを動かすものは金の流出入のみではない。季節的繁閑がかなり強い影響力を持つことは疑はれない。故に六、十二月の如き決済月を飛ばして前表を讀んで行くと、今度は金の流出入のコールに強く影響してゐるのがわかる。即ち、解禁當月の五年一月五厘を唱へてゐたコールは三月すでに一銭に昂つてゐる。五年下半期は最低率がやゝ軟化したのが、最高率で却つて硬化してゐる。これは商品市場證券市場の惨落が遂に金融上の行詰りにまで發展せんとし、政府は興銀の出勤といふ非常手段まで講じたあの警戒の反映である、五年夏秋の金融危機は短資レートよりむしろ國債相場が、より正直に表明してゐるといはるべきであらう。國債は三月に低落を開始して十月にクライマックスに達した。利廻で見れば五分〇二より實に五分六六六と六厘六毛の急騰である。この十月金融異變について

は本稿前篇に詳しいからこゝでは略す。

六年上半期は金流出が一時止んだので、金融は再び軟化した。六月の如きコールは最低四厘を出して金本位危機は一旦去りたるが如く見えた。それは獨りコールレートばかりではなかつた。惨落した國債は再び信用を取戻して利廻も五分一厘二毛にまで引き返した。國債高につれて前年中萎縮して振はざりし起債市場にも活動復活の兆があつた、このまゝ歐洲に金融動亂起らざれば、日本の金本位は確かに數年の餘命があつたに違ひない。

ドル買と金利變動

オーストリアの銀行破綻に口火を發し、ドイツを席捲し更に英國を混亂せしめた戦後最大の貨幣恐慌は、日本金本位をも瓦解に誘つた。最初ドイツ恐慌とフーヴァ・モラまでは日本に對岸の火災としか映じなかつた。英蘭銀行危しといはれ出した際でも、何人も金停止を豫想するものはなかつた。されば九月二十一日突然の英國金停にあふや日本の爲替銀行は推定二億圓の資金をロンドンに謹詰めにされる憂目を見た。しかも九、一八夜の滿洲事變は形勢如何に發展するかの豫測を許さざる状態にあり、九月二十一日は米取引所を除く諸市場立會停止のやむなきに立至つた。政府日銀は早速日本に金停止の意思なきを宣言し、正金銀行をして爲替維持の統制賣りを實行せしめた。が時すでに遅く、内外重大事變にショックされて、日本財界は完全に自信を失つてゐたのである。その上輸入季に向つてロンドンに資金を封ぜられては、爲替銀行は内地より送金する以外方法がない。政府および正金銀行は外貨要求の意外に多いのに狼狽して投機分子の混入を防がんとしたが、法的爲替管理を布かざる以上それは不可能だ、政府對ドル買連との猛烈な抗争が始つた、政府の武器は内地金利を引緊めて受渡し資金調達を困難にし正金との解合を強制するにある。そこで十月六日、十一月五日の兩度二厘づゝの日銀利上げが行はれ、一錢四厘の公定日歩は一舉一錢八厘になつた。一方日銀は爲替思惑銀行に資金援助をなさざる旨聲明するところあり、十二月には民間銀行の預金利上げを強要した。しかも政府對大銀行との抗争は政府陣營の内訌によつて前

者の惨敗ドル買の勝利に終つた。若槻内閣に代つた犬養政友内閣の手で、十二月下旬金再禁止令が公布された。九月以来のドル買の總決算をして見れば、年内正貨流出が三億五千三百萬圓で、翌年正金の特許輸出が七千七百萬圓、合計四億三千萬圓に上る。最後の現送を終へた日銀の正貨準備は四億二千九百萬圓で、五年一月に比較すれば六億三千三百萬圓を喪ひかくて再び紙幣時代にかへつた次第である。

政府對ドル買抗争時代の金融は特異なる發展を見せた。左に全國交換所銀行諸勘定を示す。(單位百萬圓)

預金	貸出		預金		貸出		預金		貸出	
	コイル	現金	コイル	現金	コイル	現金	コイル	現金	コイル	現金
昭和六年八月	五、八三三	一、六六三	三、二八四	同	五、六八一	五、三三二	一、天	四、二三	三、二七	
同 九月	五、八〇〇	一、〇三三	四、六	同 十二月	五、七〇三	五、三三三	一、六〇	四、八七	三、〇七	
同 十月	五、七三三	一、五九	三、三三	昭和七年四月	五、三三四	五、三三〇	三、〇五	五、八	二、九〇四	

資金の海外流出影響は先づ預金に現はれてゐる。即ち、六年八月と七年四月と比較すると五億圓弱で正貨喪失額とほぼ匹敵する金額を示した。銀行はこの資金の引出しに應ずべく如何なる手段を講じたかといふに、貸出の急回収は恐慌状態において不可能に近く主として手持證券の賣却によつた。國債利廻が六年末六分臺に急騰したことは前項の表で示しておいたが、銀行手持證券は年末に二億八千萬圓を激減してゐる。なほ不足部分は日銀の借入によらざるを得なかつたので月末における日銀貸出は著しく増加した。

日	日		日		日		
	民	同	貸	出	民	同	
九月 末	六、五、六九千圓	十一月 末	九、五、四、四、千圓	九月 末	七、三、三、九千圓	十二月 末	一、〇、六、二、〇千圓

十一月末の日銀貸出九億、年末十億九千八百萬圓はともに新記録であり、正貨流出が如何に銀行の手元を逼迫せしめたかはこゝにはつきりと示されてゐる。コイルレートは十一月に早くも二錢一厘と日銀日歩を上廻ること三厘年末

は躍騰遂に二錢五厘の恐慌レートを現出した。(前項掲載表参照)

【後記】 金再禁止後の金利變動についても記述すべきであるが、一兩年の事實は改めて書く必要もなからう。

株式市場

市況の變遷

【序】最近十年間の株界の動き——端的にこれをいへば、永い間の沈滞から陽光を受けて躍動の序幕に入つた形である。大正九年戦後好況の反動襲來を轉機として、わが財界は虚業の清算、事業の整理時代を迎へた。この整理の途上において、大正十二年には關東大震災火災の慘禍にさいなまれて一步を蹉き、復興の意氣にもえて勇み立つたのも東の間、昭和二年の金融恐慌に際會した。これによつて、戦時景氣の反動以來腐爛し切つてゐた財界各方面は、思ひ切つた切開手術による整理を促したことは否まれないが、それにしても、昭和五年には懸案の金輸出が解禁される、その準備として昭和四年からはデフレーション政策が強行されるといつた具合で、株界も陰慘そのものの推移を續けて來た。尤も時に變態的金融緩慢に浮かれたこともあれば、フーヴァ・モラトリアムに期待をかけて飛躍したこともあるが、陰慘に飽きた人氣が反動的に明りを感じ易いのみで、もとより永續すべきはずがなかつた。それが昭和六年英國の金再禁止に次いで、わが國の金再禁も斷行される、また滿洲事件の突發、農村救済施設のために財政は膨脹の一途を辿り、いはゆるインフレ景氣が展開されて來た。かてて加へて八年に入つては米國までが金本位制を停止し、

こゝに世界的インフレ行進がはじまつた、即ち、沈滞から躍動の序幕へである。過去をふりかへつて、この間十年の株界の波動を検討して見る。

大震災と其善後策

大正十二年九月の關東大震災は、通信交通杜絶金融機關の破壊諸取引の潰滅を來たし、人心の恐怖と相待つて財界を全く混亂に陥らしめ、全國市場は九月二日から立會を中止した。山本地震内閣の成立、モラトリアム發令、日銀の積極的救済貸出聲明に人氣の小康を得て、九月八日から立會再開した大株市場は、取引の大阪集中、關東復興物資の需要を見越しながら、なほ動搖をさまらず、同年八月中六十六四圓を上下しつゝあつた大株新は五十三圓臺といふ同年中の安値を出現し、直接震災の慘禍を蒙つた東京附近所在の事業株中には三四十圓安を告ぐるもの枚擧に遑ないといつたほどで、新東株の如きは一擧六十圓安の五十圓見當の氣配をさへ暗示されたが、その後は次第に落着き、年末にかけては復興景氣を謳はるゝ活況を呈した。

この慘禍に見舞はれた東株は八月卅日現在で長期取引九、十月限の取組高六十八萬五千株、實物受渡未済四萬四千株、國債受渡未済額二百五十七萬圓を算してゐたので、先づこれらの處置に迫られたが、モラトリアムの施行期間中は一切の受渡が不可能なので、その期間中これを延期することとし、株式については長期實物とも強制解合によつて一切の契約を解消し、新規蒔直しによつて市場の秩序回復といふ非常手段をとつた。國債取引は興銀より融資の諒解を得て十月十五日受渡を結了し、翌十六日より臨時市場を興銀内に設けて取引を再開したが、この株式解合は十月十八日に至つて漸く整理の大綱が決定し、實物取引は十月廿七日、長期取引は十一月十五日に至つて、それ／＼假設臨時市場において立會を再開したが、東株以外の各地市場においては、それ以前より再開してゐた關係もあり、立會再開後は案外平穩であつた。八月卅日とこの立會再開當日の大引値段を、重なるものについて見ると次の如し。

大震災後市前後の株價(單位圓)

八月廿日 十一月十五日 比較安		八月廿日 十一月十五日 比較安	
東株	一三・九	明糖	六・〇
新東	九・九	東電	三・〇
鐘紡	三〇・〇	東ガ	四・三
富士	一七・一	大日本	三・五
日糖	一八・三	野セ	一・八
臺糖	五・五	郵船	一・五

萎縮沈滞の三年

震災を轉機としての株界は、いはゆる復興物資の需要増加によつて、これに關係あるものは復興事業の相當長期にわたる關係から、當面の業績を買はれるに反し、直接震災の被害を被つたものは、これによつて整理を促進されるといつた状態であつた。従つて市場の動きも特に目立つたものはなく、大正十五年までは極めて平凡な推移を辿つた。この間の市場としては短期取引の制定、國債取引の創始、株式限月短縮等、制度の上ではかなりの變化を見たが、市況を左右するが如き重大事件の突發はなく、いはゆる國辱外債五億五千萬圓の成立、火保助成金の支出決定、高田商會の破綻、地方小銀行の動搖、英國の金解禁、支那動亂および内閣數次の更迭等の諸材料が點綴し、その時々々の起伏を見せたのみで、眞に財界の彌縫的整理が、そのまゝ相場の上に表示されつゝあつたに過ぎないが、米國株式の活躍が目覺しく、増資増配の頻出によつて海外景氣に期待を寄せる向きもあつて、諸株の値頃は漸次高まつて行つた。

久原鑛業株の買占

この靜穩沈滞の末期において、珍らしく市場人の目をひいたものに、久原鑛業株の買占め事件がある。大正九年の恐慌後、買占めの歴史として世人の記憶に残るものは大阪における石井の米買占めと鐘紡新株の買占めがあり、これと前後して大正十一年の天津取引所株の買占めであるが、そ

の何れも不成功に終り、その後小規模の買占め行爲は隨所に行はれたが、さして注目をひくほどのものはなかつた。

久原鑛業の買占めは、大正十五年十月末から一世の相場師と謳はれた大阪の松井伊助氏によつて企てられ、その背後には會社筋が糸を引いてゐるとか、政黨筋の有力者が介在するとか、いろ／＼の風説が傳へられた上に、久原株そのものがすでに魔性株として投機の好對象となつてゐた關係と、當時政府が爲替相場維持のために數次の正貨現送を行ひ、これが金解禁の準備とも解せられてゐただけに、この畫策は著しく異色あるものとなつた。十五年十月末、六十五、六圓を上下してゐた久原株は、この買占一派の東西市場を通じての策動によつて、七十圓から九十圓臺に飛び上がり、大株市場では立會混亂して十一月、一時立會を中止するほど、商戰は殺氣横溢し、東株市場における同株も百十四圓臺といふ、大正八年以來はじめての高値を現すといつた有様であつた。しかし、買方は取引所の自衛手段たる賣買證據金の急引上げ、それも約定代金と殆んど同額の徴收によつて、その虚を衝かれ、新制度の早受渡手形を利用してゐた買占め資金も、その發行制限によつて供給を斷られたので、十二月十九日には一舉廿圓方の暴落に際會して失敗の幕を閉ぢてしまつた。昭和二年發會の久原株が、大株市場で約半値の六十圓臺を辛く支へてゐたに過ぎないところから見ても、この買占めが如何に無理があつたかよわかるわけであるが、時勢に乗つて、この投機株を操るのに短期市場を買附けて長期取引に賣繋ぎ、これに對して早受手形を利用して金繰りをつけたことは、買占めの新機軸をなしたものといへる。

金融恐慌の襲來

昭和二年の第五十二議會における震災手形損失補償公債法案および震災手形善後處理法案の審議は、果然天下の視聽を聳動せしめた。震災による金融混亂防止の應急策としてとられた施設は、後年、この震災手形處理による金融恐慌を招來したわけであるが、戦後恐慌後この期間における銀行の整理は一番遅れてもゐた。従つて地方小銀行の中には休業續出して來たが、中央の大銀行にはおよばなかつた。それ

が震災手形処理法案の審議に端を發して、東京における二三流銀行の取附が擴大し、時ならぬ恐慌状態を現出し、三月後半から四月中旬まで混亂が続いたが、震災手形を最も多く所有してゐた臺銀救濟非常貸出損失補償の緊急勅令が樞密院の容るゝところとならず、この混亂の渦中において若槻内閣は倒壊した。この危局拾収に當つた田中政友内閣は、當面の秩序維持のためには支拂猶豫令を以て他になしとして、組閣第一日の四月廿二日に全國的モラトリアムを施行し、その間において對策を樹立し、臨時議會にはかることゝなつたため、このモラトリアム期間（四月廿二日より五月十二日までの三週間）は全國株取引は自然休業の外はなかつた。従つて、この期間に受渡期限の到來するものは、すべてこれを五月十三日まで延期され、モラトリアム明け五月十五日限の長期取引組高は、六月廿五日限に無條件乗替へで處理することゝなり、四月廿一日の最終値段を基礎にして乗替値段が査定されて契約が更新された。この間臨時議會が招集され、日銀の臺銀融資損失補償法および一般銀行に對する特別融通損失補償法案の二恐慌鎮壓案を可決し、金融恐慌の結末をつけたが、モラ明け後に再開した株式は、金融界安定施設の實施と相待つて極めて平穩で、乗替値段に比して概して二三圓から六七圓高を示した。

特融景氣に躍る

金融恐慌の襲來は從來の彌縫策の清算であつた。大正九年の反動十二年の震災によつて受けた創痍を、そのまま押しかくして來た財界は、この金融恐慌によつて、根本からの整理を進めねばならなかつたのである。しかし、またその一方には、恐慌鎮壓のために放出された救濟資金、いはゆる特融の約十億圓が、それ〴〵に撒布され、大局的にはともかくとして、遊資の過剰時代が展開し、變態的金融相場を現出した。昭和三年五月の特融締切後における公社債の昂騰や、これに牽制された物色買人氣の誘發から描き出された諸株の活躍は、たとへそれが線香花火式のはかない壽命に終つたとしても、數ヶ年の永きにわたり陰惨な空氣、しかして不景氣に飽きた人氣の自然的躍動と見てもよかつた。しかし、この中間の好況があつたばかりに、次の金解禁

準備時代に移つてからの苦惱は、正に倍加してゐる。

解禁緊縮の重壓

昭和四年七月に成立した濱口内閣は、藏相に井上準之助氏を据ゑて、金解禁の決意を組閣早々に表明した。大戰中金輸出を禁止した各國が、この時期までには主要國が、或ひは舊平價により、或ひは平價の切り下げによつて金本位に復歸してゐたので、わが國としても金解禁は、いはゞ時期の問題として取扱はれて來たが、解禁に對する準備は震災、金融恐慌の打撃もあつて、さらに進んではゐなかつた。従つて解禁までには相當長期間の準備時代を必要とするものと見られてゐたに拘らず、五年一月十一日を期して斷行された。濱口内閣成立から、株界はこの短期間の解禁準備の強行と相俟つて低落の一途を辿り、特に解禁後は一層下げ足が加重して、大部分の株式はこの期間に大正九年來の最低値段を現し、東株上場株にして百圓以上を維持するものは正金、鐘紡、東洋紡その他五指を屈するに過ぎず、額面を維持するものもまことに寥々たる有様であつた。

生保證券の創立

緊縮政策の徹底、金解禁の斷行は、これが豫期されたことではあるがその後における不況の深刻化は政府の呪咀の聲をさへ聞くに至つた。わけて株式の慘落は、その融通力の滅殺によつて、事業資本家の疲弊を一段と甚だしからしめる結果となつた。従つて解禁準備として緊縮政策遂行以來、株式市場救濟の要望は各方面から擧げられたが、政府の施設としては、これといふ救濟策の具現を見ず、僅かに當時の藏相井上氏の意を汲んで原邦造氏等により、昭和四年秋に創立された生保證券會社が、特に實勢を無視して賣叩かれてゐる事業株を投資的に買取つて落潮緩和に資したくらのものであつた。生保證券は有力會社十三社を株主とし創立されたもので、投資の範圍は自ら定まつてゐたが、一般の人氣が財界の前途を極度に悲觀し、恐怖に陥つてゐた矢先だけに、その活動が人氣には可なりの効果を擧げたことは否めない。この生保證券は昭和八年春、目的達成を理由に解散したが、創立當時は豫想もしなかつたほどの好成績を擧げたことは、今後この種投資會社を目論むものと

つて好個の指標を與へたものといへる。

フーヴァ・ブーム

昭和四、五年は株式のみでなく、財界全般を通じて正に破局に沈淪せしめたが、昭和六年のドイツ恐慌は、その所産としてフーヴァ氏の戦債モラトリアム宣言となり、株式界に一道の光明を投じてゐる。世界不況の痛といはれた戦債の猶豫が、歐洲經濟界に一と息入れさせることは當然であり、進んでこれが減額か棒引きが行はれるやうになれば、世界不況の一原因は解消される、といふ風に見られたのであるから、米國株界の活動と相待つて、わが株式も國際的活躍の波に乗り、五年まで高値百廿圓臺、安値八十五圓の間を往來して來た新東株は六年七月初旬には、百五十圓臺に擡頭したが、ドイツの恐慌は日を追うて深刻化するのみならず、全歐洲もこの渦中に捲き込まれて戦債モラの效果も市場人の期待したほどに市況の實態好轉に資することなく、全く一瞬にしてこのフーヴァ・ブームも潰えてしまつた。

二大事件の突發

昭和六年の初秋は、わが財界は眞に多忙を極めたときであり、株界も昭和四、五年を大底とすればこの時期を第二次の底値として今日に至つたといへる。六年九月には滿洲事件が勃發し、次いで英國の金再禁止が斷行された。滿洲事件の發生によつて一撃を喰つた株界は、それに増す英國金禁の衝動をうけて大混亂は避くべくもなく、お定まりの立會停止によつて、ひたすら人心の定安をはかるより術がなく、しかもこの立會停止後の市況はその實、わが國の金再禁をかき入れながらも正貨の現送、日銀の利上げによる民政内閣の金本位維持策の遂行と滿洲事件に伴ふ國際關係悪化といふ悪材料の重圍に陥つて轉落につぐ轉落を演じ、七月中百五十圓の高値を見せた新東は十月に至つて九十五圓臺へ、五割強の暴落となり、さらに歐洲小國の金禁止續出に加ふるに米國の對日態度悪化、國際聯盟の滿洲事件審議等は市場人氣の不安を増大させ、全く低迷の市況と化せしめてしまつたが、年末に押し迫つて内部の不統一を暴露して民政内閣が倒れるに至つて商狀一變し、再禁景氣へとスタ

トした。

再禁後の大活躍

これよりさき、政友會議員總會は十一月十日、金輸出禁止即時斷行を決議してゐる。これに對し當時の井上藏相は金本位維持を聲明し、また十一月末大阪に開かれた關西銀行大會においても、金本位の基礎に不安なきことを強調してゐたが、一般にわが國の輸出禁止は不可避と見て來た。従つて政友内閣が成立し、組織の第一日によい／＼金輸出禁止が斷行されたことは、鬱積してゐた買人氣に油を注いだ形となつて俄然沸騰、十二月十四日には九月の立會中止とは反對に、近年の市場としては全く異例に屬する上げ相場による立會休止を餘儀なくし、東株は人氣を安靜せしめ、市場の秩序維持手段として新東株の未拂込徴收を發表したが、これがまた東株増資の前提と見られるなど、熱狂せる人氣は勢ひの赴くところ白熱的騰勢を展開して、新東は同年末百六十七圓臺の高値を示し、越えて七年一月には百九十圓臺の高値をつけたが、財界の實態とはあまりに走り過ぎたのと、上海事變の勃發に會して再禁後第一次の反動を招來してゐる。

所謂非常時風景

この反動によつて再禁景氣が半ば解消した上に、二月には井上前藏相が兇手にたふれ、一ヶ月おいて團琢磨男が同様兇漢のために落命して、世相不安が市場人氣の上に現れてゐた。五月に入つては帝都を震撼させたいはゆる五・一五事件が突發し、犬養首相が暗殺されるにおよんで昏迷の極に陥り人氣の混亂から全國取引所ともに立會中止の事態を招來した。相場場の騰落と不可分の關係あることには相違ないが、かくの如き事情から市場の取引休止を見たことは、全くわが國取引史上にその例を見ない。しかも引續いて農村救済の輿論が大いに起る、數次にわたつて臨時議會が招集されるといつた有様で、全く人氣の落ち附く間とはなく、たゞ焦躁に驅られた非常時風景が連續したが、時局匡救策はその緒につく、爲替は卅弗の關門を割る、かくてインフレの騰立ては、あつらへ向きとなつて非常時風景氣からインフレ景氣への行進となり、七年末には戦時好況時を

摩するの活躍が演ぜられ、諸株ともまた十三、四年振りの新高値を示現するに至つた。昭和八年度の豫算廿三億二千萬圓と有史以來の財政大膨脹を前にしては、たとへ景氣の實態がどうであつても、インフレの透徹による擬制的價格の生産、これによる融通力の増大それ自體が好景氣の反映ではないのか、といった市場人の見方も全く無理のないところではある。

時代相を語る軍需工業株

満洲上海兩事件とこれに伴ふ國際關係の悪化は、當時の日本を國際的孤立にまで導いた。しかも滿洲國育成が、わが國の義務であるから、その事態が續く限り、軍事費の膨脹は免れまい。北支が平定され滿洲國の獨立を脅やかすものが一掃されぬ限り、事件費は繼續支出されて行く、これとともに國際關係が、早急にわが國の思ふ通りに好轉して來るかどうかといふことも疑問である。この意味からいつて、昭和七年來俄然擡頭した軍需株の動向には、大いに注目すべきものがあり、またその躍動の素晴らしかつたことは、十年史には逸すべからざるものである。近年における軍需工業株は國際協調による軍縮の具現に伴うて業績は低下する一方であり、平和的工業への轉化によつて辛うじて當面を糊塗して來た有様で、市場人の腦裏からは全く忘れられてゐた。それが滿洲事件を動機としてインフレの波に乗り、七年から八年にかけては軍需インフレといふ新分野をさへ開拓してをり、他の事業のごとく爲替安の恵みを受けるか、乃至はストックの値上りによるといふばかりでなく、本業の軍需品供給の増加を基調としてゐるところは、孤立日本の時代相を語つてゐるものともいへる。左表は主要軍需株の滿洲事變の突發した昭和六年九月中の安値と、昭和七年末現在値との比較、×印は昭和六年中の安値よりの比較。

時代の寵兒人絹株

軍需株の活況とともに昭和七年の株界に異彩を放つたものは、人絹株の暴騰であつた。軍需株といへ人絹株といへ、その活躍の直接動機は一般の株式同様にインフレ謳歌によ

		六年九月	七年末			(六年中の安値)		七年末
×日本	大 阪 鋼 管	七三	八〇〇	×戸	畑 物	三四〇	五五	五五
浦	賀 賀 工	一〇二	五〇〇	東	洋 製 鐵	七三	六〇	六〇
横	濱 ド ッ ク	一三五	六〇〇	帝	國 火 藥	四三	二〇九	二〇九
川	崎 造 船	二一〇	六五	×瓦	斯 電 工	一六	一〇〇	一〇〇
石	川 島 造 船	三九	一〇三	帝	國 製 麻	九八	五九	五九
東	京 製 鋼	五七	三〇五	日	本 皮 革	五〇	五五	五五
×新	潟 鐵 工	一五五	五〇〇	日	本 石 油	五七	六六	六六
		一四三	六五	×北	本 石 油	四二	三〇	三〇

ることいふまでもないが、就中、人絹株の躍動の急調であることは、近年における産業株中稀に見るところである。わが國の人絹工業に着目したのは極めて近年のことに屬するが、この新興産業は隆々たる勢ひをもつて發達し、わが國を米國につぐ世界第二の人絹工業國たる地位にまで躍進せしめてゐる。製品の輸出は世界各國にわたり、國內の需要もまた天絹或ひは綿糸との交織に無限に増大しつゝあるのみならず、人絹のみの織物としても、その流行は一世を風靡してゐる有様である。しかも昭和七年福井市場が世界に魁けて人絹の清算取引を開始し、遅れて八年は東京、大阪に清算市場が新設されて、その取引の上に一新紀元を劃したことは一層人絹株をして時代の寵兒たらしめてゐる觀あるが、事業そのものゝ發展と株價の跳躍とは、今後の投資傾向に自然の變化をもたらすべく、現に七年來東西の取引所が、從來は實物取引に上場してゐたこの種株式を短期長期兩取引に上場して人氣株一方の雄たらしめてゐることも、その一端は窺はれる。七年中の人絹株の飛躍の跡を見ると次の如し(單位圓)

帝 國 人 絹	昭和レリヨン	七年一月	七年末	日 本 レリヨン	七年一月	七年末
九〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	三三八	三三八	六〇〇
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	毛〇	毛〇	一三三五

米國金禁の影響

昭和八年三月の全米モラトリアム、金輸出の禁止は株式市場にとつて、正に青天の霹靂であつた。わが國の金再禁止による爲替の暴落によつて、いはゆる輸出景氣が展開しこれによつて息を吹きかへして來た事業も、八年初頭においては實際爲替安の影響は現れ盡して、さらに爲替が一段と低落するにあらざれば、その好調を持続して行くことは不可能であると見られてゐた矢先へ、米國の再禁止と來たのであるから驚くのも無理はなかつた。米國の再禁止はすでに七年夏ごろから懸念されて來たもので、これが實現すれば實勢以上に下げてゐるわが對米爲替は、最少限度廿五弗或は卅弗ぐらゐの昂騰は必然であるといふ見方と、米國は再禁止をしても、日本の再禁止とは事情が違ふ、世界の金の三割以上を保有してゐるのであるから、結局金を對象とする限りドルは下がらない、従つてわが爲替が回復するといつても、それは一時的で、その後は國內の財政事情、國際不安を反映して忽ち安値に低落するといふ二つの見方があつた。従つて米國のモラ、再禁止に當面しては、その何れの見方につくべきかにまづ迷はざるを得なかつたわけで、株式市場は遂に三日間立會休止を行つたが、市場再開後の動きは、一時的には暴落したが、爲替の前途に對する後者の解釋が勝を占めた形で、この大事件も一瞬の影響に過ぎず、一時的のカラ騒ぎに終つた觀があつた。

市場今後の動向

米國金禁の影響が株式に關する限り何故にかく輕微に止まつたか——要するに、當時の市場人氣からいへば、これからの世界的インフレの時代に入るといふにあつた、米國が四十億弗の金を抱へてをりながら金禁を餘儀なくしたのも、要するにインフレを措いて匡救の手段がないからだ。大統領に通貨獨裁權を賦與し平價切下げを委ねてゐることは、國際的に平價切下げの競争を招來するものと見てもよい。しかもその一方には世界經濟會議がロンドンで幕を明け、國際協調によつて不況克服策が出來上れば、きのふにかはつて實態ある景氣の好轉も期待出來るといふ望みもかけられるといつた關係からであらう。果して世界會議で不況克服

策が成るかどうか十中の八九までは、その成果にあまり期待はかけてゐないやうであるが、何れにしても米國の金禁が世界的インフレ段階となることは既定の事實であるから、市場の解釋は今のところまづ至當なものと思ねばなるまい。たゞこゝで考へられることは、經濟會議が豫期の成果を收めなかつた場合の國際政局の行衛である。今まで不況對策としてとられた各國の經濟的戰爭は、必然的に武器の戰爭へ轉向することは豫想に難くないが、それはこれらの問題である。過去を振りかへつて市況の變遷を見るために、主要三銘柄の累年高低表を参照されたい。——左掲——

主要三銘柄十年間累年高低 (長期先限——單位圓)

年	新東		大株		鐘紡	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
大正十二年	二四九	八三・五	一九九	七〇	三三〇	二五・六
同十三年	二八六	六八・八	二六三	六四	三六九	一七〇
同十四年	三三六	五五・六	二八八	九八	三七九	三四〇
同十五年	一七九	一三九	二八九	一〇三・五	二五〇	二五七
昭和二年	一七〇	一三〇	二四五	八九二	二六二	二五〇
同三年	一五七	一五・一	二三六	六七	二八〇	二七九
同四年	二六七	九三・三	二〇四・二	六九・一	二七四	二六一
同五年	一三九	八三・九	七五・五	五三・〇	三三四・二	一五・六
同六年	二七〇	九四・六	九〇・五	五九・〇	三三〇・九	一五〇
同七年	三三〇	一九三	二二五	五三	二七五	一四〇

制度の改變

改正取引所法の精神

明治廿六年に制定せられたわが國の取引所法は、卅五年の限月短縮事件、大正三年の一部分改正、大正八年の小口落し禁止斷行を除いては、その間特に著しい變更は加へられなかつた。然るに歐洲大戰の影響をうけて、わが經濟界は未曾有の活況を呈し、證券といはず商品といはず、思惑高潮に達するにおよんで、この取引所投機熱を抑制し、公定相場を期する必要に迫られ、大正十一年に至り、はじめに舊法制定以來の大改正が行はれた。これよりさき、政府はこの準備として調査機關を設け、學者側としては佐野善作、戸田海市、河津運、實業家側梅澤慎六、伊藤作左衛門、長滿欽司、政府當局より鶴見左吉雄、富田勇太郎氏等より成る十五名の委員を委嘱して改正案の討究を續け、この委員會の作成原案に基いて改正取引所法の基礎は出來上がった。この改正案の根本精神は

第一、取引所の組織に關する事項で
會員組織をもつて理想とし

第二、取引所の擔保に關する規定を設け從來の強制擔保主義を廢して任意擔保制に據らしむることとし

第三、取引市場外における投機取引の取締りを嚴重にし

第四、賣買取引の方法に關する變更即ち限月短縮、短期清算取引の新設等にあつた。改正取引所法は議會においては、いろ／＼の意見も發表されたが、特にこのうちでも最も論議を重ねられたものは限月短縮で、貴族院委員會の採決に際しては賛否同數となり、結局委員長の決するところによつて政府原案が通過したが、これが實施までには三ヶ年の猶豫期間をおくこととなつた程であつた。

限月短縮實施

政府原案の議會通過によつて、改正取引所法第十八條の「取引所の賣買取引は有價證券にありては二ヶ月、米にありては三ヶ月、蠶糸にありては六ヶ月、その他の商品にありては勅令の定

むる期間を超ゆることを得ず」との規定に従つて、三ヶ年の猶豫期間をおいた大正十四年四月から、從來の三ヶ月期限（各月末受渡を原則とする一ヶ月一期制）の株式長期取引は奇數月にありてはその十五日、偶數月は五日、廿五日を受渡履行期とする二ヶ月制（廿日を一期とする三期制）に改められた。この猶豫期間中において關東大震災が起り、また取引所、取引員および商工會議所等より、三ヶ月限月制は長き歴史を有しかつわが國の經濟事情にも適合してゐること、大震災の大打撃を受けてゐる上に、投機熱の抑制とならぬ限月短縮を實施することは經濟界の動搖を起す恐れあること等を理由に、實施延期運動が頻りに行はれたが、何れも改正法の精神を是認する立場よりの理由で、その根據薄弱を免れず、延期運動は功を奏するに至らなかつた。

限月短縮後における取引所の業績については、これが劃期的の改正であるだけに特に注目され、一般に著しく低下するのではないかと豫想されたのであるが、案に相違して實際は却つて好成績を擧げてゐた。即ち限月短縮前の大正十三年を基準とし、取引所營業収入の主要位置を占むる長期取引の賣買高について、東株、大株の實績を見るに次の通り。

年次	東株		大株	
	上半期	下半期	上半期	下半期
大正十三年	二、二五	三、四七	四、四五	三、七三
同十四年	一、八三	一、九〇	一、〇〇	一、〇〇
同十五年	一、七〇	一、五七	一、〇〇	一、〇〇
昭和二年	三、九三	三、七三	六、〇三	五、六一
同三年	三、九一	三、七三	八、三四	六、二六
同四年	三、七四	三、五二	五、四〇	三、八〇
同五年	二、七六	一、五五	二、九一	三、〇七
同六年	二、七六	一、五五	二、九一	三、〇七

株式長期賣買高（單位千株）

復舊までの経緯と長短の是非

かく限月短縮は取引所業績の上について見る限り、その影響は全くなかつたといつてもよいが、しかし、これが実施によつて、實際の証券取引におよぼした影響は僅少なものではなかつた。これがために実施直後から限月復舊運動が起り、昭和二年以來その運動はいよいよ高潮に達した。限月復舊の理由として數へられた主な事項は月末決済をもつて永年の慣行として來たわが國の商慣習を無視し、従つて受渡しに種々の不便を來たし、かつ證券の國際取引化のためには限月は二ヶ月以上にわたらねばならぬ、また證券金融上にもたらす不便も著しく、延いては大量の取引を阻害し相場に不測の波瀾を生ぜしめる恐れもあり、他の取引との掛け繋ぎに煩瑣なる手数と失費を多くし、鞘取賣買は困難となり、公定相場の作成にあつたが、実施後の実績に徴するに投機抑壓の効果は一向に現れざるのみならず、店頭賣買、いはゆる場外取引は増加し、一方この改正法によつて創設された短期取引が長期取引以上に投機の好對象として人氣を呼んでゐること等に基づくものであつた。實際短期取引の勃興は別記の如く、その取引數量ははるかに長期取引を凌駕し、その取引仕法、繰延べ決済の自由に行はれる關係等からして、投機の横行にはまことに好都合なものがあつたために、投機抑壓のための法律改正はこの點において第一に失敗であつた。従つて當局も投機抑壓の方法は限月短縮以外にあり、長期取引の特徴は、むしろ限月を延長してはじめて發揮せしめざるべからざることを是認するに至り、當業者の猛運動を容れて昭和四年の議會に「第十八條中二ヶ月を三ヶ月に改む」との限月復舊法案を提出し、これが通過を見て同年五月一日より三ヶ月制の復舊が實施された。

限月短縮は約三ヶ年間の實施を見たのみで復活を見、これでわが國の証券取引は、明治卅五年の改正と合せて二回に渡つて限月短縮は失敗に終つてゐる。株式定期取引における限月は、賣買による差金の獲得、いはゞ投機取引であ

る關係上、その便宜のために技術的に發生したものであるから、これを何ヶ月に決定すべきかについては、投機取引が信用取引である關係上、その經濟社會における信用取引の實情に應じて如何様にも定められる技巧上の問題であつて、原則的問題でない。しかし、わが國の限月三ヶ月制は、米穀取引の期限に由來するものであつてそれ自體の必要によつて定められたものではなく、傳統の力によつて、三ヶ月を是なりとされてゐる状態である。従つて證券金融が相當に發達し、また交通、通信機關が進歩してゐる現在においては、必ずしもこの三ヶ月制を固執する必要はなく、限月は最も短く、または全然なくても一向に差支へはない。現に短期取引が隆々たる勢ひをもつて發達してゐるのは、よくこの間の消息を語るものであるから、今後の情勢次第によつては、その制度上に幾多の考慮を要するものがあらう。

短期取引の創設

有價證券の現物市場問場は、遠く日清戰爭以來の懸案であつて、この問題の解決のために日露戰爭後に直キ取引が特許され、東株、大株には直キ取引專業仲買人の制度が設けられた。直キ取引は實施後種々の弊害はあつたが、とにかくこれが賣買取引としてその特色を發揮して來たので、この取引における弊害を可及的に除去し、合せて取引の現物化をはかるために、大正十一年の取引所法改正に當つて短期清算取引制度が創定され、直キ取引は廢止された。現行取引令第十一條に「有價證券の清算市場における賣買取引にして七日以内の期限をもつて履行期となすべき取引に限り、その受渡その他の決済は業務規程の定むる所により總決済日まで、これを繰延ぶることを得」と規定してあり、この規定に基づいて、大株、神戸、名古屋等の市場は改正取引所法實施とともに短期清算取引を開始したが、東株取引所はこれより遅れて大正十三年六月に至つて漸く短期市場の開設を見た。大株その他が短期取引創始早々は、この決済期日を「業務規定の定むるところによる」との規定がなかつたために受渡およびその他の決済は必ず期日ごとに行はねばならず、取引がとかく圓滑を缺く嫌ひがあつた

が大正十二年に至つて漸く業務規定により一ヶ月以内の繰延べが認められるにおよんで俄に隆昌を呈するに至つた。短期取引は、實際においては従前の直キ取引の身代りに過ぎないので、たゞ直キ取引と相違する點は、直キ取引には免除されてゐた取引所税が賦課され、これがため賣買手數料が幾分高くなり、また取引所法の拘束を受くるために吞行爲が禁示され、小口落しが採用されてゐる點だけであるといつてよい。短期取引への上場銘柄は何れの取引所でも、最初は舊直キ取引の建株をそのままにしておいたが、漸次收容數を増加、現在主要取引所では次の如く擴充されてゐる。

【東株】 新東株、新大株、鐘紡、同新、日魯漁業、日糖新、明糖、郵船新、日本麥酒新、淺野セメント新、三菱鑛業
日本産業、日本石油、滿鐵新、東京電燈、王子製紙の十六銘柄

【大株】 大株、大株新、新東、鐘紡、同新、東洋紡、日本毛織、日本レーヨン、帝人、日本産業、淺野セメント新、日魯漁業、日糖、滿鐵、商船の十五銘柄

【名古屋株】 新東株、鐘紡、同新、大株新、東洋紡、同新、日清紡、同新、日本産業、日本石油、滿鐵、同新、東邦電力、大同電力、日魯漁業、日本毛織、同新、名株、同新の十九銘柄
神戸、京都その他もこれと大同小異である。

陸々たる發展過程

短期取引は創始後漸く十年を経過したに過ぎないが、取引數量は年々ともに増大し、長期取引をはるかに凌駕してゐるほど、その發展は素晴らしいものがある。短期取引創始の目的——少くも取引所改正の精神では——は短期の取引として投機取引の介入をそれだけ防止するにあつたのであるが、却つてこの期日の短かいことが取引員乃至は委託客筋の投機的心理を誘發し、賭博的性質を多分にこれに盛る結果となつてゐる。その第一は、名は七日以内の期限をもつてする短期取引ではあるが、その實取引所の業務規程に

よつて一ヶ月以内の繰延べが認められ、この期日に至り形式的乗替へを行ふことによつてさらに一ヶ月の繰延べが認められる。これを繰返してさへをれば、殆んど無期限にその建玉は存續出来る抜け道がある。第二は各取引所によつて立會の順序方法は異なるが、長期取引は上場せる銘柄は順を追うて立會が行はれ同一時刻、同一環境のもとにおいて公定相場は作成せられないが、短期取引は接續賣買、いはゆるザラバ取引が採用されてゐるために、何時でも相手方さへあれば掛繋ぎの作用を達成し得る利便がある。第三は上場株の殆んど全部が代表的の投機株を並列してゐること等が短期取引をより投機化してゐる形になつてをり、過去の賣買高の趨勢より推して、近き將來には長期取引に數倍する取引量を見せるものと豫想される。(過去の取引所取引別賣買高)

最近十ヶ年間全國株式取引所賣買高 (單位千株)

年	東 株		大 株		全國十株取合計	
	長期	短期	長期	短期	長期	短期
大正十二年	三、四七	一	九、〇八九	一〇、六六	一八、六五	一、二九
同十三年	三、六〇〇	六、六四九	六、五五	八、三二八	一八、一三	五、三
同十四年	元、五五	三、三二	六、六〇六	二、七〇〇	三、三〇一	七、一
同十五年	四、三六	三、〇九四	八、二四一	三、七三六	五、三三	一、〇三
昭和二年	七、八六	三、九四	七、四九九	八、九三	元、六六	五、一〇
同三年	元、一四	一、八四五	七、七〇三	五、九五	二、四九三	七、四
同四年	二、三六七	五、〇八七	五、三三四	四、三二	二、七〇九	七、六
同五年	三、四三	三、二七	四、七三	四、二八	三、九五	五、五三
同六年	五、四二	三、六三	三、七四	四、〇三	四、三六	六、〇八
同七年	五、八七	五、七七	五、八四	三、〇七	四、九	一、〇三

現在の短期取引は、株式投機々關として、また公定相場作成の機關として獨立して發展すべき性質をもつてゐる。

その機能においてもまた必ず長期取引に劣るものではない。殊に長期取引が依然として強制擔保制、完全賠償の傳統によつて發達してゐるに對し、短期取引は改正取引所法の會員組織化の理想をくんで共同擔保制度をとつてゐることは、たしかに異色であり、時代の進歩を如實に語るものでもある。強ひていへば、この共同擔保制をとつてゐるために、取引所は賠償の責任からのがれてをり、かつこれがために短期の手數料を長期よりも低くしてゐる關係から、やゝもすれば賣買數量の特に多いものをこの取引に上場していはゆる數でこなす式の營業政策をとられてゐる嫌ひがあることが遺憾であつて、前掲各取引の上場銘柄について見ても、投機株のみが羅列されてゐるのは、この間の消息を語るに十分であらう。

騒がれた二重上場問題

短期取引が創始後忽ち長期取引を凌駕する取引量を見るや、一時はいはゆる二重上場禁止問題が頻りに唱道され、大正十三年から數年の間、議會における取引所問題論議の中心となつたほどである。公定相場作成の機關としての取引所は、同一銘柄について長期取引と短期取引において相異なる二つの公定相場を作るのは紛らほしい、長短共通の銘柄はいづれか、その一方だけ上場すれば足りるといふ論據からと、もう一つは改正法で取引所は「強制擔保の責に任ずべし」との規定が撤廢されて、賠償は認可主義に代り短期取引には共同擔保制が採用されたが、長期取引の共同擔保は取引所が經營の基礎を脅やかされるとして喜ばない。しかし一方は共同擔保、一方は任意共同擔保といふ建前でありながら兩取引の銘柄は共通してゐる。殊にそのうちでも一番取引の出来るものは大體において當所株(當該取引所の株式)、東株市場ならば新東、大株市場ならば大新と相場がきまつてゐる。この取引に改正法で新たに認められた短期取引員を参加させることは、從來の取引員の権利の侵害であるとして、合理的に認められた短期專業取引員は不當にも從來からの長期取引員に對し、少からぬ取引参加料支拂の義務を強制された。長期取引員のこの横車に對し短期取引員は甚だ穩かでない。従つて事ごとに

長期、短期兩取引員の反目が續き、建株共通を喜ばぬものが出来るといつた具合に展開して行つた。しかし政府當局の見解ばかりでなく、期日を異にし時間的に環境を異にする長短期取引に、自ら二つの公定相場の出来るのは極めて自然のことであるとされ、この二重上場はカラ騒ぎに終つてしまひ、現在ではあへてこれを唱へるものはなくなつて

長期取引賣買順位 (商工省調査、昭和六年現在、單位千株)

取引所別	一位	二位	三位	四位	五位	その他合計
東株	新東 五、八七	鐘紡 一、七九	東電 一、七三	鐘新 一、三三	東電 八〇三	三、四七
大株	鐘紡 一、〇九	新東 九三	大新 六六	鐘新 四三	大株 二六	四、〇九
名株	新東 一、二五	東邦電 元	大同電 五	大新 三	大株 三	三、六
京都	新東 三	大新 四	京取 三	鐘紡 九	鐘紡 九	一、三
神戶	大新 五	新東 四	日石 三	鐘紡 一	鐘紡 一	八
東株	新東 三、五三	鐘紡 四、五六	鐘新 三、八四	東電 九、六	日石 九、六	四、六三
大株	新東 五、八七	三三三 三、三二	大新 七、九二	鐘新 三、九	日産 七、三	四、三六
名株	新東 〇、四七	一八九 一、八	大新 一、二〇	鐘新 一、〇五	日産 三、三	一、七、四〇八
京都	新東 三、六四	二四七 二、四七	大新 一、三三	鐘新 八、三	日産 三、三	九、六四一
神戶	新東 二、七六	一八九 一、八	大新 六、九	鐘新 三、三	日産 三、三	五、六五九

るが、右表に見る如く長短兩取引における共通建株の賣買順位から推して、ひとり當所株のみならず、二重上場が投機的取引を餘分に介入させてゐることは推測するに難くない。

國債市場の確立

證券市場と金融市場の聯繫、特に公社債の取引を通じて兩市場間の結合をはかる急務は、つとにその必要を感じられて來たものであり、試験的には明治四十四年に一週一回の國債取引が東株市場によつて行はれたが、衰退に任かせて全く立消えに終り、店頭賣買のみによつて來たが、大正九年に至つて國債市場設置の輿論が俄に高まり、先づ東京、大阪の兩株式市場内に實物取引が設けられた。東株においては取引所仲買人卅五人、興業銀行、臺灣銀行、その他專業國債仲買人十八名をもつて組合を組織してこれに當つたが、この成績もはじめはあまり思はしいものではなかつたが、漸次賣買高が増加して一日千五百萬圓以上の取引高に達するにおよんで漸く市場としての機能が發揮され、主要銘柄に對する日々の公定相場も正確を期し得られるやうになつて來た。大正九年市場開設に當つての挿話として特に想起されることは取引に裸相場を採用されたことである。これは市場創設の產婆役をつとめた日本銀行の主張によるものであつて、含み利子の相場による時は經濟狀態上、公債市價には實際何等の變動はないにも拘らず、利子の關係によつて刻々變動が起る、特に利拂後はゆる利落ちの際には一圓とか二圓とか大巾の變化が現れる、これは公債政策上甚だ面白くなく、またこの表面の利落ちによる變化が國際的にはわが國の信用まで傷付ける恐れありとして裸相場に據ることとなつたことである。

この公債市場は制度の上では長期取引も可能であつたが、大正九年の開設後十四年上期までは實物の取引に限られ長期取引は行はれなかつたが、實物市場と共に差金の決済による長期取引新設の要望が高まり、政府、日銀もこれが必要を認めるに至つたので、大正十四年十一月から國債長期取引の誕生を見た。賣買期限は當時あだかも株式限月の短縮が實施されてゐたので、これと同様二ヶ月以内の期限により、廿日間を一期とする三期、奇數月は十五日、偶數

月は五日、廿五日を受渡日とすることになり、株式限月三ヶ月復舊後の今日においても、なほこの二ヶ月制で支障なく取引が行はれてゐる。長期取引に上場する債券は償還期限三年以上、現在額國債二千萬圓、地方債千五百萬圓、社債千萬圓以上を原則としてはゐるが、現在のところ長期取引は國債のみに限られ、社債は未だ行はれてをらず、それも東株と大株のみである。大正十四年國債長期取引開始以來の内國債賣買高を見ると次の通り。(單位千圓)

	東株市場	大株市場	東株市場	大株市場
大正十四年	四、〇〇〇	一	昭和四年	三六、八〇五
同十五年	一、九、〇〇〇	三、六六六	同五年	三〇、九三〇
昭和二年	二、五、〇〇〇	一〇、九〇四	同六年	七六、六三〇
同三年	四、三、三六五	三、六六六	同七年	八六、九六八

早受渡手形の發行

國債取引と、もに金融市場との關係を密接ならしむる施設の一として、東株は大正十三年六月(大株もこれは現に實施してゐる)より、長期取引の賣方が受渡期日前に任意提供したる約定證券に對し、受渡期日を支拂期とする東株取引所の手形を發行交附し、また買方が期日前に約定品の引受を申出でた場合は、現に賣方の提供してゐる數量内において、これを引渡すといふ早受渡制度を創始した。この早受渡制度は實際、買方よりも取引所の信用による手形金融のために多く賣方に利用され、市場の繁閑によつて手形發行高に消長はあるが、次表の如く概して漸増の一途を辿りつゝある。

この制度の實施以來の成績について見るに、早受渡手形の效用はこれを種々の點から觀察することが出来るが、第一は賣方は任意の時に約定證券に對する代金を得られ、買方は同様に希望證券を手に入れることが出来るから、清算取引の實物化が行はれてゐること、取引所を背景とする關係から證券金融を圓滑にし、殊に長期取引が取引所がなほ完全賠償制を布いてゐる關係から、金融市場においてはコール放出の好對象として歓迎し、兩市場の聯繫に資してゐるが、右表に見る如く長短兩取引における共通建株の賣買順位から推して、ひとり當所株のみならず、二重上場が投機的取引を餘分に介入させてゐることは推測するに難くない。

年次	東株	早	優	渡	高	年次	東株	早	優	渡	高
大正十三年(下半年だけ)	買方	株数 一〇、三〇七	代金 一〇、九二〇			昭和四年	買方	株数 二、四〇〇	代金 二、七、六六		
同 十四年	買方	一、六三三	二、六、四三〇			同 五年	買方	一、三三九	二、五、五五		
同 十五年	買方	三、三三三	三、八、八六			同 六年	買方	一、四六三	二、八、四三〇		
昭和二年	買方	二、九七	三〇、〇七			同 七年	買方	三、一六八	三、五、五五		
同 三年	買方	三、六四一	三九、七三								

ること等を擧げ得る。しかしまたその一方においては、証券金融がかく容易となつてゐる關係から、投機資金をつくるために、この手形を悪用されることも少からず、現に先年における日魯漁業や久原鑛業株(日本産業)株におけるがごとく、短期取引において買占め的行爲をして受株を強要し、直ちにこれを長期取引に賣繋ぎ現株を提供して取引所の手形を入手し、これによつてさらに短期取引の買占めを強行する等の不純なる取引も行はれてゐる。かうした例は大小の差こそあれ、取引員が自己の金融のためにも往々利用してゐるところであつて、昭和八年いはゆる不良取引員の處分と併せ行はれた東株整理問題にもこの點が關係あつたことは注目すべきである。従つて取引所が常に市場の状況、証券の銘柄、その他の事情に注意を拂ひ、かつ手形の發行限度を資本金の程度に制限してゐるとはいふものゝ、この制度實施後の經過から見て、全くその功罪相半ばしてゐるやうに見られる。

東株整理と増資

以上で取引所行政の大體の推移はわかるが、市場人が最も關心をもち、また一般が一番知り度いことは取引所の大増資が可能であるかどうかである。商工當局は從來から取引所の

増資が理想の會員組織化を困難ならしむるといふ立場から不認可の方針をとつて來たが、將來も恐らくこの方針には變化はあるまい。これは昭和八年の東株整理に對する態度からしても窺知し得られる。即ち、東株は震災の打撃と、金解禁當時における取引員の疲弊により賣買仕切金の未拂及び賣買取引に藉託するマラソン金融の慣行によつて七八百萬圓の缺陷を暴落し、その補整命令を受けたのである。取引所當局はこの整理を大増資によることを捷徑として當局に認可運動を起したが、しかし當局は結局、その缺陷をギリ／＼に補整し得る限度の増資を已むを得ざるものとして認可したに止まり、東株當事者並に市場人の待望してゐた大増資は暗から暗に葬つてしまつた。しかも、東株はこの整理増資認可の條件として今後五ヶ年間配當の制限を受ける羽目となり、却つてこれがため株主の信頼を失つた程であるから各取引所とも將來増資の望みは全く失つたものといつてもよい。勿論、財界の狀勢次第で現在の制度のままでは取引量に應じ十分強制擔保の責を果すために増資の必要を叫ばれるやうなこともないとはいへぬが、長期取引の擔保制度も漸次任意擔保いはゆる取引員の共同擔保制に則つて行かうといふのが、一貫した當局の大方針であるのだから、この理想の一步步實現するにつれ取引所の増資の必要は起らぬこととなり、自然取引所株の妙味も減退して行くことは不可避となつて來よう。

市場變動の重要性

以上で株界十年の回顧は終るが、わが國における有價證券は七年末において二百七十億圓の巨額を算してゐる。一千億圓と稱せられる國富の約三割を占むるわけであり、同時にわが國財政經濟上極めて重要な地位を占め、國家活動力の根幹をなしてゐるといつても過言ではない。従つて取引所における証券市價の一高一低は、單に証券賣買者乃至は証券所有者に對してのみ利害關係を有するといふわけなく、むしろその波及するところは、より多く國家經濟上にありといはねばならぬ。東株調査による全國有價證券ならびに東株長期取引上場株式の時價調べによれば(單位百萬圓)

全國有價證券 東株長期上場株		全國有價證券 東株長期上場株	
昭和五年十二月	三,三三八	昭和七年六月	三,五二二
同 六年六月	三,二五五	同 七年十二月	三,七〇七
同 六年十二月	三,三三三		三,七六六

右の如くであるから、僅に市價一%の動きも約三億圓の値上り値下りとなるわけであり、これが金融界はじめ財界全般に及ぼす影響に至つては、多くの説明を要せぬわけで、近時における市場變動の重要性はこの一事からも十分窺はれる。

貿 易

貿 易

震災後の大入超

大正十二年における關東地方大震災は、わが對外貿易上に重大なる影響をおよぼした。この大震災後、生活必需品の輸入税減免を行ひ、復興復舊の促進を計つて、輸入の膨脹に拍車をかけた。輸出の方は震災の結果、専ら横濱から積出してゐた生糸並びに絹織物の輸出が一時杜絶の状態であつたのみか、綿糸布その他ものは生産設備を破壊された上、震災地の窮迫を補ふ必要があつたため、その輸出力を甚だしく掣肘され、勢ひ輸入の大超過を見るに至つた。大正十一年には全領土の入超三億三千萬圓であつたものが、第一表の如く十二年には一躍六億二千萬圓に膨脹し、更に十三年に及んでは七億二千萬圓といふ未曾有の大入超を示すに至つた。

大正十二、十三の兩年貿易が巨額の入超過を告げるに至つたのは、この關東大震災の外に次の如き原因も加はつてゐる。先づ輸出方面について見れば(一)米國財界の頹勢に伴ひわが輸出の大宗たる生糸の購買力に減少を示したと(二)日支外交の不圓滑から日貨排斥を誘致し綿糸、綿織物、陶磁器、雜貨等の輸出上の打撃が甚大であつたこと、

(三)ピットマン條例の撤廢により銀貨本位の支那、インドおよび南洋において銀貨低落となり、その購買力を減殺せしめたこと(四)ドイツの破産状態に伴ひ同國の賠償金によつて財政の切盛をしてゐた佛國の不安、これが延いて全歐の不安と化したこと等である。一方輸入方面においては(一)米棉安をねらつて相當の買契約が行はれたこと(二)油粕硫酸等の肥料類が米價高に刺戟されて、多量の買氣を呼んだこと(三)ルール事件勃發で鋼、鐵材、染料、砂糖等特殊品の價格昂騰に伴ひ内地輸入商の思惑熱を誘致したこと等である。

貿易五十億突破

翌大正十四年の貿易は、輸出輸入ともに大膨脹を告げ、従つて貿易總額において、五十億を見事に突破した。貿易の五十億突破はこれまた空前のことであつて、十三年の大入超と相並んで、わが貿易史上特筆大書すべき出来事である。

この貿易膨脹の原因は輸出方面にあつては、爲替安に加へて米國の生糸消費力の激増、綿糸布の輸出市場擴大等がその主因である。綿糸布輸出市場の擴大は、從來の支那の外、その販路をアフリカおよび小アジア等にまで擴大するに至つたものである。次に輸入方面にあつては棉花の急激なる増加が原因となつてゐるが、これは綿業界の回復したこと、端境期における古棉持越が少かつたことおよび相場先高見越から一時に實需以上の買付を試みた等の結果である。しかして同年は輸入の増大よりも、輸出の増加した額が多かつたために、輸入超過は前年の約半額の三億五千萬圓に減少した。

その後、昭和年代に入り震災から來た影響も段々薄らぎ貿易も漸次改善されて、やゝ常態に復して來た。即ち、昭和元年より三年までの三ヶ年間は貿易總額は四十四、六億圓、入超は三、四億圓見當に安定してゐた。ところが昭和四年七月濱口内閣が成立し、金解禁斷行の聲明をなしたるために、貿易の思惑を行ふものが可なり現はれて來た。金解禁を行へば爲替は騰貴し、内地物價が安くなる關係上思惑輸出が盛んに行はれたのである。それがため同年の輸出

貿易は著しく好成績を示した。延いて在來の三億以上の入超も一億七千萬圓に急減を見るに至つたのである。

金解禁後の貿易萎縮

金解禁の斷行は昭和五年一月であつたが、同年の貿易は前年に比して著しき萎縮を告げた。即ち輸出も輸入も共に七億圓の激減を示した。かくて貿易總額において實に十四億圓の激減となつたのである。かゝる輸出入貿易の甚大なる萎縮は、いふまでもなく金解禁の打撃によるものであり、更にこれに加ふるに世界的恐慌の深刻化せることが、その主要原因である。金解禁は爲替を騰貴せしめ、そして物價を安くした。故に同じ數量の輸出をしても價格は縮小せざるを得ない所へ、世界的の恐慌によつて輸出先の購買力減退を告げて輸出貿易の不振を來した。一方輸入にあつては内地の物價安と財界不況に伴ふ購買力減少により輸入減を見るに至つたものである。たゞ入超額は輸出と輸入額とがほぼ同額の減少を來したため、前年と殆ど變らなかつた。

世界恐慌と金解禁の影響は、昭和六年の貿易上にも繼續された。貿易の萎縮は一段と高度化し、輸出は十一億七千萬圓、輸入は十三億一千萬圓となつて輸出は前年に比し三億四千萬圓減、輸入は三億六千萬圓減を示し、輸出入總額において七億圓の廿四億九千萬圓に激減するに至つた。輸出も輸入も總額も、大正十四年に比し半額以下に陥落した譯である。

昭和七年犬養内閣の成立するや金輸出の再禁止を斷行した結果、爲替の下落相次ぎ、物價また漸次昂騰し、財界もやゝ活氣附いて來たので、大正十五年以來萎縮一方であつた對外貿易は、こゝに至つて漸く方向轉換をなし、輸出も輸入もともに幾分か見直すに至つた。同年の貿易は輸出十四億五千萬圓、輸入十五億二千萬圓、合計二十九億八千萬圓であつて、輸出は前年よりも二億七千萬圓、輸入は二億圓をともに増加し輸出入合計において四億八千萬圓の増加を告げたのである。しかも輸入に比し輸出の増加が著しかつたために、入超額の著減を來し、僅かに六千七百萬圓と

(第一表) 全領土貨物貿易總額表 (單位千圓)

年	輸出	輸入	合計	差引輸入超過
大正十二年	一、四七、三三七	二、二九、九六六	三、六七、三〇三	六三、六四八
同十三年	一、八七、〇四七	二、五七、七七七	四、四四、八二四	七五、六六九
同十四年	二、三三、九九九	二、七三、六九九	五、〇七、六九八	三三、七〇〇
昭和元年	二、二八、九九九	二、五三、六三三	四、八二、六三二	四四、七三三
同二年	二、〇五、〇九八	二、三九、一三〇	四、四四、二二八	三九、〇三二
同三年	二、〇六、〇四四	二、三三、九九九	四、四〇、〇四三	三三、九四四
同四年	二、三三、六六八	二、三九、一五五	四、七二、八二三	一七、五七七
同五年	一、五八、三三三	一、六〇、三三四	三、一九、六六七	一六、七四〇
同六年	一、二七、三二一	一、三九、四〇八	二、六六、七二九	一四〇、一七七
同七年	一、四七、三三三	一、五五、五五九	三、〇二、八九二	七五、二五九

前年の約半額に減じ、甚大なる改善を示したことは注目すべきである。

全製品の輸出増加

次に内地輸出貨物類別價格について見れば第二表の通りで、大正十一年にあつては、植物性脂肪油、薄荷油、重油および鯨油、樟腦、薄荷腦、生糸、綿織糸、鐵、眞鍮、製帽

用眞田等の原料用製品の輸出が八四二、四三一千圓と最高位を占め、絹織物、綿織物、石鹼、メリヤス類、綿タオル、絹製手巾、綿ブランケット、帽子、鈕釦、身邊裝飾品、紙類、セメント、陶磁器、ガラスおよび同製品、鐵製品、ゴムタイヤー、機械および部分品、洋傘、ブラッシュ、玩具、ランプおよび同部分品等の全製品の輸出が五八一、九五五千圓となつて第二位にあつた。即ちこれを百分比例で示すと、原料用製品は五一%四五なるに對し、全製品は三五%五四に過ぎなかつたものだが、十年後の昭和六年におよび、その地位は顛倒して全製品の輸出が第一位を占めて五三二、九三〇千圓を示し、原料用製品は十年前の約半額たる四二二、八四四千圓となり第二位に落ちた。これを百分比

例にすると全製品は十年前に比し十二%を増して四七%五二に達し、原料用製品は一三%七五を減じて三七%七〇となつたのである。また石炭、木材、屑糸眞綿および玉糸、除虫菊等の原料品の輸出について見れば大正十一年には八四、七三六千圓であつたものが、昭和六年には四四、八〇二千圓を示し、約半額に減じてゐる。これを比率から見ても大正十一年は五%一七だつたが六年には三%九九に減じてゐる。更に米および穀、豆類、水産物、小麦粉、茶、精糖、ビール、寒天、罐詰詰食料品等の食料品は大正十一年に輸出一〇四、三九六千圓であつたが昭和六年もこれと大差なく一〇二、二九七千圓を示してゐる。

貿易總額が減少したるにかゝはらず、十年前とほぼ同額の輸出を告げてゐるのは、前に述べたる全製品とこの食料品との二つのみである。百分比例において著しく増加を示してゐるのも、この二つであつて、食料品の方は十年前の六%三九から昭和六年には九%一二に増した。

かくの如く全製品並びに、これに等しき食料品の對外輸出率が増大したのは昭和四、五年頃からであるが、これは國內の資本と勞力とを以て原料品に加工した品物の輸出が殖えることであるから、國家にとつてはこんな喜ばしいことではない。原料品のまゝ若しくは原料用製品のまゝで輸出するよりも、わが國から見て有利なることは言を俟たぬ所である。たゞ金額の點から見れば全製品も、食料品も、十年前とは大差なきも、金解禁前の昭和四年分に比すれば著しき差違を認むるのである。即ち、全製品は昭和四年には九億三千萬圓の輸出があつたが、二年後の六年には五億三千萬圓に低下した。四億圓四割三分強の激減である。食料品は昭和四年には一億六千萬圓の輸出があつたが六年には六千萬圓、三割六分強を減少して一億圓となつた。しかしこれは爲替の騰貴に伴ふ物價の下落および世界恐慌の深刻化による海外の購買力の急減等によるものであるから、止むを得なかつたものであらう。

製品、全製品および食料品の輸入割合はいづれも減少を告げてゐる。全製品等の輸入割合が減じて原料品輸入割合がひとり増加するは、外国原料品を使用する内地工業の發達を物語るものであるから、左まで悲觀すべきでないが、原料品を外國にのみ依存してゐることの危険なるはいふまでもない。これを思ふと七億圓に近い原料品輸入は餘りに多過ぎる感じがする。また全製品の輸入は十年前に比し金額において約半額となつてゐるが、それにしてもなほ二億圓近い金額に達してをり、百分比例に見ても一六%の輸入があることは、今後わが官民の努力によつて大いにこれを減額せしむる餘地を残してゐるものと見るべきであらう。

品目別に見た輸出状態

更に進んで各品目別貿易を見ると、十年の間には少からぬ變遷がある。主要輸出入品についてこれを示せば第三表の如くである。

(第三表) 内地輸出入主要品價格表 (單位千圓)

品名	昭和七年	大正十二年	品名	昭和七年	大正十二年
▲輸出			▲輸入		
生糸	三六、三六	五六、二九	銅	一〇、五七	—
綿織物	二八、七三	三三、七四	硝子及同製品	九、六二	一〇、二八
絹織物及人絹織物	二〇、八七	九、三八	砂糖	八、八〇	一四、七三
メリヤス製品	六、九五	二、〇五	セメント	八、五五	二、〇九
陶磁器	三、九七	三、四〇	茶	八、二五	一六、〇三
罐詰食品	三、七四	六、三七	水産物	七、七五	一八、九四
玩具	三、五八	七、五二	▲輸入	七、七三	三、九二
鐵製品	一五、二八	七、四〇	實棉及綵綿	四、四一	五三、七三
紙類	一四、一三	二、四九	油	九、五八	六、九三
	一四、〇三	一五、二七	羊毛	七、五九	八、〇二
			石	—	—
			炭	—	—
			鐵	—	—
			生	—	—
			ゴ	—	—
			ム	—	—
			自動車及同部分品	—	—
			探油用原料	—	—
			米および粗	—	—
			燐	—	—
			石	—	—
			紙	—	—
			織	—	—
			物	—	—

石炭	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵
三、五〇	二、四二	五、〇五	一三、〇五	七、〇五	二四、九〇
三、七五	四、〇五	六、七一	一〇、四二	六、三四	七、六〇
三、三六	四、〇八	四、九三	四、四三	六、二三	一〇、九七
二、三八	三、三六	四、〇九	五、一三	五、九四	七、四八
一〇、九三	九、三三	四、〇九	八、五二		

同表によると十年前に比し輸出金額の増加したものは綿織物、絹織物、メリヤス製品、罐詰食品、玩具、鐵製品、ランプおよび同部分品、附屬品、鐵、セメント、帽子等であり、しかもその殆ど凡てが全製品であつて、わが輸出入貿易の前途に光明を與へてゐる。次に減じたものゝ内、重なるものは生糸、綿織系、石炭、水産物、砂糖および茶等である。また同表には七年度輸出額があまりに僅少のため燐寸、製帽用眞田、ブラッシ、樟腦等を載せてないが、これらのものはそれ〱八、九百萬圓から一千萬圓の輸出があつたのに、昭和七年には九十萬圓乃至二、三百萬圓に激減してゐる。殊に燐寸の如きは大正十二年には一千萬圓の輸出を示してゐたのだが、昭和七年にはやつと九十萬圓といふ悲惨なる數字を出してゐる有様である。

しかしして生糸、砂糖、茶等は金額の上では減少せるも、數量においては増加を告げ、生糸の如きは二六三、四六〇百斤から五四六、五九〇百斤と倍額以上に激増してゐるのである。即ちこれらの品目はその販路は益々擴大されてゐるにかゝらず、單に市價の低落によつて、貿易價格が低下したといふに止まる次第であるから、左程悲觀するには當らぬが、綿織系、石炭、製帽用眞田、樟腦の如きは輸出數量も價格も共に減退してをり、その類勢挽回を計るべき必要に迫られてゐる。

主要輸入品の變遷

次に主要輸入品の状況を見れば、輸入價格の著しく増加せるは鐵油、燐鐵石等であり、また減少したものは棉花、鐵、機械、木材、油粕、毛織物、硫安、麩、米および粗、紙類

等である。鑛油の増加は自動車運輸の發達に基くガソリン需要増加等によるのであるが、わが國での生産量が少いだけに止むを得ない。鑛および燐鑛石等の増加は内地工業の發達に伴ふものであつて、さまで憂ふべきことではない。棉花その他の輸入減は世界不況に基く市價低落が重大原因をなしてをり、就中棉花および鐵の如きは、その輸入數量は、却つて十年前よりも著しく増加せる點、注目すべきである。即ち棉花の輸入は大正十二年には八、八四六、二〇五、七二〇百斤であつたが昭和七年においては、二〇、九一九、二二三、三〇〇百斤に増加してゐる。油槽および硫安などは輸入數量においても金額と同様減退を告げた。これは爲替安の關係もあるが、内地肥料工業の發達がその主たる原因をなしてゐることは明らかである。

仕向地仕出地の變化

更に國別貿易における十ヶ年間の變遷は、かなり著しいものがある。輸出にありては英領印度、蘭領印度、埃及、露領亞細亞、東阿および南阿等の工業促進國に對してはその勢ひを増し、北米合衆國、佛國、加奈陀等の先進國に對しては、やゝ減額の状態を示してゐる。しかし従來わが輸出仕向地として米國の次にあつた支那市場は、引續く排日と支那國內産業發達のため漸次壓倒され、著しき減額を見るに至つた。最近における仕向地の筆頭は依然として米國で、昭和七年の輸出額は四億四千萬元を超過してゐる。英領インドはこれに次いで一億九千萬圓に上つてをり、中華民國が第三位の一億三千萬圓弱となつてゐる。次に輸入にあつてはオーストリアよりの輸入増加が最も目覺しく、カナダおよび露領アジアもまた増加してゐるが、その他は殆どいづれも減少を告げてゐる。その最も甚だしいのは英領インドで、大正十二年に二億圓であつたものが昭和七年には一億一千萬圓に激減してゐる。英國、支那、ドイツ、蘭領インド、ベルギー、佛領インド、支那等からの輸入も皆相當に減少を來してゐる。主要國別貿易を示せば第四表の通りである。

更に國別貿易における十ヶ年間の變遷は、かなり著しいものがある。輸出にありては英領印度、蘭領印度、埃及、露領亞細亞、東阿および南阿等の工業促進國に對してはその勢ひを増し、北米合衆國、佛國、加奈陀等の先進國に對しては、やゝ減額の状態を示してゐる。しかし従來わが輸出仕向地として米國の次にあつた支那市場は、引續く排日と支那國內産業發達のため漸次壓倒され、著しき減額を見るに至つた。最近における仕向地の筆頭は依然として米國で、昭和七年の輸出額は四億四千萬元を超過してゐる。英領インドはこれに次いで一億九千萬圓に上つてをり、中華民國が第三位の一億三千萬圓弱となつてゐる。次に輸入にあつてはオーストリアよりの輸入増加が最も目覺しく、カナダおよび露領アジアもまた増加してゐるが、その他は殆どいづれも減少を告げてゐる。その最も甚だしいのは英領インドで、大正十二年に二億圓であつたものが昭和七年には一億一千萬圓に激減してゐる。英國、支那、ドイツ、蘭領インド、ベルギー、佛領インド、支那等からの輸入も皆相當に減少を來してゐる。主要國別貿易を示せば第四表の通りである。

(第四表) 國別貿易表 (單位千圓)

國別	輸出		輸入	
	昭和七年	大正十二年	昭和七年	大正十二年
北米合衆國	四、五二〇	六、五〇九	八、八八一	三、八三三
英領印度	一、九〇一	九、六六九	一、四三九	七、七七一
中華民國	一、四〇一	二、七三〇	五、六六六	四、〇四九
滿洲	一、四〇一	二、七三〇	五、六六六	四、〇四九
關東	一、四〇一	二、七三〇	五、六六六	四、〇四九
蘭領印度	一、〇〇一	四、〇九〇	四、〇六〇	九、八
佛領印度	一、〇〇一	四、〇九〇	四、〇六〇	九、八
埃及	四、八六六	一、八〇四	一、六〇〇	四、八
英及	四、八六六	一、八〇四	一、六〇〇	四、八
海峽植民地	三、五五九	三、三六八	一、四二一	四、八
比律賓	三、三三三	一、七五七	一、三三八	四、八
佛國	三、三三三	一、七五七	一、三三八	四、八
香	一、八〇一	五、三三七	二、六八三	五、二七七
露領亞細亞	一、三〇五	四、五三三	二、六八三	五、二七七
和	一、三〇五	四、五三三	二、六八三	五、二七七
獨逸	九、〇九八	三、五九一	七、二五八	三、七三三
滿洲	九、〇九八	三、五九一	七、二五八	三、七三三
中國	九、〇九八	三、五九一	七、二五八	三、七三三
北米合衆國	五、九八三	五、二七七	五、九八三	五、二七七
英領印度	二、六八三	二、六八三	二、六八三	二、六八三
中華民國	二、六八三	二、六八三	二、六八三	二、六八三
滿洲	二、六八三	二、六八三	二、六八三	二、六八三
關東	二、六八三	二、六八三	二、六八三	二、六八三
蘭領印度	二、六八三	二、六八三	二、六八三	二、六八三
佛領印度	二、六八三	二、六八三	二、六八三	二、六八三
埃及	二、六八三	二、六八三	二、六八三	二、六八三
英及	二、六八三	二、六八三	二、六八三	二、六八三
海峽植民地	二、六八三	二、六八三	二、六八三	二、六八三
比律賓	二、六八三	二、六八三	二、六八三	二、六八三
佛國	二、六八三	二、六八三	二、六八三	二、六八三
香	二、六八三	二、六八三	二、六八三	二、六八三
露領亞細亞	二、六八三	二、六八三	二、六八三	二、六八三
和	二、六八三	二、六八三	二、六八三	二、六八三
獨逸	二、六八三	二、六八三	二、六八三	二、六八三

貿易振興施設

輸出貿易の振興並びに輸入抑壓のため政府の採つた政策は、豫算、法律その他において相當にあつたが、そのうち重要なものを列挙すれば、關稅改正、輸出組合法および重要輸出品工業組合法並びに輸出補償法等である。

(イ) 輸出組合法重要輸出品工業組合法

大正十二年の大震災の結果、貿易は益々惡化せんとするに至つたので、

歐米諸國の貿易助成施設に鑑み、わが國でも何等かの對策を講ずべしとの議論が漸く盛んとなり、その結果、加藤(高)内閣はまづ當業者をして合同組織による統一的活動に出でしむる方針に基き、輸出組合および重要輸出品工業組合の兩法案を立案し、第五十議會の協賛を経て、大正十四年九月一日よりこれを施行した。輸出組合法の内容は、同一種類の重要輸出品の輸出を業とするもの、または同一市場を目的として商品の輸出を業とするものが、その輸出貨易の振興を計るため共同の施設をなす目的を以て、組合を設立し得ることを規定したものであつて、その組合の營み得る事業または施設の重なるものは次の三項目である。

- 一、組合員の取扱商品の委託輸出、輸出の斡旋、保管、選別、包装、荷造その他組合員の營業に關する共同施設
- 二、組合員の營業上の弊害を矯正するため必要な取締(検査その他)または事業經營に對する制限
- 三、海外市場の調査、新販路の開拓その他組合の目的を達するに必要な施設

しかして同組合に對しては所得税および營業收益税免除に關する特典が與へられてゐる。

次に重要輸出品工業組合法といふのは、重要輸出品の製造に關する工業者が、その工業の改良發達を計るため共同の施設をなす目的をもつて組合を設立し得ることを規定したもので、この組合を組織せんとする工業者は、各組合員の工業が同一種に屬することをもつて原則とし、特別の事情ある場合に限り、二種以上の工業者をもつてこれを設立し得るといふ特例が認められてゐるのである。そして、この組合の行ひ得る事業または施設は左の如くである。

一、組合員の製品、その原料若しくは材料または製造若しくは加工の設備に對する検査その他必要な取締または事業經營に對する制限

二、共同設備の設置その他組合員の營業に關する共同施設

三、組合員の營業に關する指導、研究、調査その他組合の目的を達するに必要な施設

四、組合員の委託により、その製品の加工もしくは販賣または組合員の營業に必要な物資の供給

なほ本組合に對しても輸出組合と同様の免税特典がある。

右の兩法規中の所謂重要輸出品の品目は命令をもつて次の如く決定してゐる。

(一) 兩法規に共通のもの、綿織物、絹織物、毛織物、メリヤスおよび同製品、時計、陶磁器、瑠璃鐵器、硝子製品、セルロイド製品、燐寸、ゴム製品、漆器、眞田、玩具、紐釦、刷子、帽子、花笠および野草笠

(二) 輸出組合法のみに關するもの、綿製品および綿織糸、絹製品および紡績絹織糸、綿縫糸およびレース糸、紙化粧品、染料、顔料、塗料および工業藥品、賣藥、洋傘、革および同製品、木竹類製造品、扇子および團扇、文房具、數物、水産物、乾物、罐詰詰食物、果實、百合根、除虫菊および同製品

(三) 重要輸出工業組合のみに關するもの布帛製品、金屬製品、鉛筆、人造眞珠

なほこの兩組合に對しては、金融および爲替上の便宜を與ふることが決定された。これは兩法の施行に先だち大正十四年八月十五日、大藏次官名義を以て聲明された。その聲明の概要は左の如し。

政府は兩組合の設立並びに、その事業を助長し、同法制定の目的を達するに遺憾なきを期するため爲替上の援助をなすを適當と認め差當り左の方法を講ず。

一、兩組合の検査合格品または組合が定款において定むる所によつてなす道府縣の検査合格品に對する輸出利附手形にして、銀行の確實と認むるものについては、その利率を年五分とすること

二、輸出手形の買入には正金、臺灣銀行がこれに當ることとし、内正金銀行にあつては、所要資金全部を自行資金によりて處理すべく、臺灣銀行については同行整理に關する成案決定したる上、適當なる實行方法を講ずること

(四) 輸出補償法 輸出補償法は五十八議會の協賛を経て昭和五年五月公布したもので、その内容は一定の指定區

域を限り、同區域への輸出業者に對し金融の便益を與へ、以て本邦商品の新販路を開拓することを目的とせるものであつて、その方法は全體、毎年政府が爲替銀行と包括的の補償契約を取結び、銀行が指定區域間の輸出手形を買取り損失を蒙つたる時は實損額に對し、議會の協賛を経たる金額の範圍内において荷爲替手形には七割、ソヴィエト向の約束手形には六割の補償をなすものである。しかし指定區域は、商工省告示で左の通りになつてゐる。

(一) メキシコ、グアテマラ、サルヴドル、ホンデラス、英領ホンデラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、キューバ、ハイティ、ジャマイカ、その他中部アメリカまたは西インド諸島に屬する地域

(二) コロンビア、エクアドル、ペルー、チリ、ボリヴィア、アルゼンチン、パラグアイ、ブラジル、佛領ギアナ、葡領ギアナ、英領ギアナ、ヴェネズエラその他南部アメリカに屬する地域

(三) エジプト、スーダン、エチオピア、英領ソマリランド、佛領ソマリランド、ケンヤ、ウガンダ、タンガニカ、南ローデシア、北ローデシア、葡領東アフリカ、マダガスカル、南阿聯邦、アンゴラ、白領コンゴ、佛領赤道アフリカ、ニジェリア、ゴールド、コーストリベリア、ジエラ、レオン、佛領ギネア、葡領ギネア、セネガル、リオデオロ、モロッコ、アルジェリ、テニス、リビア、その他アフリカに屬する地域

(四) ルーマニア、ブルガリヤ、ギリシャ、ヨーロッパトルコ、アルバニア、ユーゴスラビア

(五) アフガニスタン、ベルシャ、イラク、アルメニア、アジアトルコ、シリア、バースタイン、その他アフガニスタンおよびベルシャ以西のアジアに屬する地域

(六) ソヴィエト聯邦

(七) スエーデン、ノールウェイ、フィンランド、エストニア、ラトヴィア、リスマニア、ポーランド、チェコスロバキア、墺太利、ハンガリー、西班牙、ポルトガル、英領マルタ、英領ジブラルタル

(八) ニュージールランド
(九) 丁抹、和蘭、白耳義
(十) 暹羅、佛領印度支那、比律賓群島および葡領ジャバ島を除きたる南洋諸島

この補償法は相當効果を擧げてゐる。最近アフリカ、近東方面等との取引が活況を呈し、新市場を開拓しつつあるは、主としてこの補償法の効果とも見られる。

關 稅

保護貿易一貫

わが國の關稅制度は、大震災當時その他の例外を除けば、保護政策一點張りで押通して來た。最近十ヶ年間の關稅政策また同一の方向を辿り、大體の傾向として見るとき、改正の度に保護障壁を次第に高くして來たといへる。殊に大正十五年の一般的大改正は、名目は内地産業の生産條件を有利ならしむると同時に、重要産業については外國品の競争に對して必要なる程度の保護を加へ、他面消費者の利益をも考慮し、國民生活の安定を計るといふのであつたが、消費者の利益云々はついたり、この大改正では産業保護障壁を益々高めることが、その本旨となつてゐたものである。しかもこの改正によると關稅制度は現行制度の基本をなしてゐるのであるから、わが産業はこれによつて現に相當の保護を受けつゝあるが、消費者は反對に重い負擔を強ひられてゐるわけである。

しかし世界各國の情勢を見れば、いづれの國も申合せたやうに、保護關稅政策を採つて、世界の關稅戰は益々激甚となつてゐるのである。わが國の關稅政策も善悪はともかくこの世界的潮流に倣して進んでゐると見るべきであらう。

さて十年前の大正十二年以降におけるわが關稅制度の重なる變化はどうかといへば、大要次の如くである。

災後應急關稅

大正十二年九月山本内閣は震災應急善後策の一つとして、米穀法第二條の規定により、大正十三年三月三十一日まで、米穀の輸入税を免除すると共に、生牛肉、および鳥卵の輸入税免除も十三年三月三十一日まで延期施行することとした。しかしこれらの主要食料品以外の生活必需品を初め、震災復舊に要する諸器材の供給を潤澤ならしむるの必要もあつたので、その輸入を容易ならしむる主旨に基き、九月十二日更に生活必需品並びに土木または建築の用に供する器具、機械および材料の輸入税の低減または免除に關する勅令を公布して、即日これを施行した。この勅令に基き、十三年三月三十一日まで、貨物自動車以外の自動車並びにその部分品および原動力機の輸入税を半減するほか、食料品、工業用化學材料品、被服原料品、建築用金屬原料品等數十品

震災後輸入税減免品目調 (單位千圓)

品名	金額	品名	金額	品名	金額
米及穀	六、六六	毛織糸	四、八三	同部分品	三、八二
大麥	一、四〇	綿織糸	四、〇五	縫衣機及同部分品	七、五九
小麥	三、八七	羅紗及セルヂス	三、〇〇	その他の機械	一、三三
大豆	三、三九	その他の毛織物	一、〇七	木	一、〇〇
鳥獸肉魚介	四、三〇	フランケツト	一、三三	タードフェルト類	八、〇一
コンデンスミルク	四、〇七	洋服	一、五八	木炭	三、三六
其他の食物	九、九	肌着及靴	一、八〇	生肉	五、九七
揮發油	九、八〇	紙	一、五九	鳥肉	九、〇五
藥劑化藥類	二、四八	セメント及煉瓦	一、三三	合計	四、七〇
綿織物	五、五三	硝子板	七、三〇		
綿糸及綿線	八、八三	鐵材	一〇、三五		
				貨物自動車	三、三三
				同部分品	七、四三
				その他の自動車	三、九〇

目について、各々の輸入税を免除することとした。大藏省調査によればこの減免期間内に輸入せられたる當該適用品目の金額は、累計四億四千七百七十七萬餘圓に上つてゐる。その別譯は右の通り。

贅澤品關稅

次に大正十三年七月、加藤(高)内閣は第四十九議會の協賛を経て、贅澤品等の輸入税重課に關する法律を公布し、八月一日より施行した。同法の趣旨は、國民の消費節約の美風を養成するため國民精神に向つて強烈なる刺戟を與へて奢侈を抑制するとともに、貿易逆調を緩和せんとするもので百二十種に上る所謂贅澤品に對し、一律従價十割の輸入税を課したのである。その品目の重なるものは次の如し。

- (一) 飲食物 蔬菜果實および核子、紅茶、コーヒー、菓子、チーズ、支那酒、ビール
- (二) 毛皮骨角齒牙甲殼類及同製品 毛皮、毛皮製品、革類、革製品、羽毛、羽毛製品、獸牙製品、鼈甲製品、珊瑚製品、眞珠
- (三) 油脂蠟及同製品 芳香性揮發油、石鹼、香水、白檀、人造香料
- (四) 布帛および同製品 亞麻、苧麻、ラミー、大麻または黃麻織物、毛織物、絹織物、メリヤス、レース地、防水布、手巾、窓掛
- (五) 衣類および同附屬品 雨衣、シャツ、肌衣、手袋、足袋、肩掛、襟飾、帽子、靴
- (六) 紙類、書籍、繪畫 模造羊皮紙、アルバム、骨牌、寫眞、書畫、繪葉書
- (七) 礦物及同製品 貴石、半貴石および同製品、石および石製品
- (八) 陶磁器、硝子及硝子製品 陶磁器、眼鏡、硝子鏡
- (九) 鍍金及金屬 鍍金銀したる金屬、鍍、双物
- (十) 時計、機械類 懷中時計、置時計、双眼鏡、寫眞機、同部分品、蓄音機、同部分品、銃砲および同部分品

(十一) 雜品 木材中紫檀黑檀その他、傘、玩具

一般的大改正

わが國の關稅定率法は明治四十三年の制定にかゝり、その後十數年間にわたつて、部分的改正が行はれたけれども、世界大戰の影響もあり、内外經濟關係に重大なる變動を生じたのでわが國關稅についても、これが一般改正を斷行するの必要が認められ、大正十年原內閣以來、臨時財政調査會等において、長年にわたり種々調査が行はれてゐるが、大正十三年加藤(高)內閣成立するにおよんで、同內閣はまづ關稅率改正委員會を開設したるに引續き、翌十四年五月、更にその組織を變更して關稅率改正準備委員會と改め、その成案に基いて第五十一議會に關稅率改正法律案を提出した。この提案理由に關し、濱口藏相の試みた演說の要旨は左の通りである。

「今回の改正は歳入増加は一切これを目的とせず、また贅澤關稅を課しをれる各種物品については、贅澤關稅設置の趣旨に鑑みて暫くこれに手を觸れざることとした。しかし改正の根本方針は要するに内地産業の生産條件を有利ならしむるとともに、重要産業については外國品との競争に對し、必要なる程度の保護を加へ、他面消費者の利害を考慮して國民生活の安定を策し、かつ稅率の適當なる按配を計らんとするにある。即ち(一)産業方面においては、わが國に生産なきかまたは生産に乏しき原料については現行稅率通り無稅または低稅を据置くのほか、新たにこれを無稅とするに努む。(二)重要産業にして、今なほ發達の道程にあるもの、および將來新に成立の見込あるものには、外國品との競争に對し必要なる程度の保護を與ふることとし(三)事業の基礎強固なるかまたはわが國に生産豊富にして、外國品との競争に堪へ得るものに對しては、或は稅率を輕減し、もしくは現行稅据置の方針を採り(四)國民生活の必需品に對しては稅率を輕減して成るべく低稅とし、若しくは現行稅率を据置くこととし(五)嗜好的消費に屬する物品に對しては、その消費を抑制する趣旨を以て相當の高稅を課す。といふのが根本方針の梗概であるが、なほその他の

比較的重要なる點は、課稅の技術上よりして從價稅はなるべく從量稅に改むる方針を持つたことであつて、改正に伴ふ全體としての收入増減については、歳入關係よりこれを按配したるにあらざるも、偶々現行稅率が、十數年前の制定に係り、現在の物價および産業狀態に照し、概して低率に過ぐるもの多きがため、その増率となりたるもの相當に上りたると同時に、從量稅と從價稅との均衡を是正したるもの少からざる結果、初年約七百五十萬圓、次年度以降約千九百三十萬圓の増收を見るべき見込みである」といふことであつた。

この方針の下に改正されたる品目は、關稅定率法別表番號總數六百四十七の中その大半に互り、一、三品目につき議會の修正があつたのみで、他はすべて原案通り成立し大正十五年三月より實施された。この改正は關稅定率の制定以來の大改正で、現行制度はこの改正によつて出來たものを踏襲してゐるものである。しかして同別表掲載品目中、從前有稅品であつたのを無稅品としたもの、稅率を引下げたるもの、稅率を据置きたるもの、および稅率を引上げたもの、四種に類別して、各々その重なるものを示せば左の如くである。

(一) 有稅品中無稅品としたもの 綿羊、山羊、家禽類、蜜蜂、魚油および鯨油、セネガ根、安息香、無水アンモニア、精製品以外の硫酸曹達、硝酸トリウム、硝酸セリウム、木精、ナフタリン、ベンゾール、木タール、眞綿およびペニ、棕櫚竹、薪材、アムペラ袋、飼料等

(二) 稅率を引下げたるもの 高粱、タピオカ、マニオカ、セイゴ、胡麻子、鳥獸肉類、魚介類、曹達灰、天然曹達燐寸、木炭、礦油等

(三) 稅率を据置となしたるもの 馬、牛、豚、栗、藜および稗、玉蜀黍、大豆、蔬菜類、果實および核子、砂糖、蜂蜜、鳥卵、菓子、果汁および糖水、バター、チーズ、毛皮、大麻纖維、製紙用パルプ、コークス、セメント、煉瓦、瓦、鉄鐵、鋼、アルミニウム、鉛、錫、船舶、木材等

(四) 税率を引上げたもの 大麥、パールバーレー、麥芽、小豆、蠶豆、綠豆、豌豆、落花生、オートミール、椰子、コンデンスミルク、靴底革、羊毛、山羊および駱駝毛、毛織糸、毛綿織糸、人造絹、綿織物の中天鷲絨、フラインネルその他の起毛布、雨衣、肌衣、ゴム靴、印刷用紙、鐵製品、銅、亞鉛、金屬線、機關車、印刷機械等

この政策が産業保護に比較的に重きをおいたことは、前記方針中重要産業に對しては必要程度の保護を與ふることとしたこと、原料品に對し無税または低税を据置くほか、新にこれを無税とするに努めたことのほか、一方國民の生活必需品に對しては、單に税率を輕減しまたは現行率を据置くに止め、進んでこれを無税とすることに努めなかつた點等を見ても判明するのであつて、同關稅改正が保護關稅であると稱された所以も、ここにあるのである。かくてその改正の初年度たる大正十五—昭和元年度において、政府の豫定では約七百五十萬圓の増收をもたらすの豫定であつたのが、實際においては前年度に比して三千九百餘萬圓を増加した。

木材關稅改正

大震災以來、木材の輸入巨額に達し、わが林業が脅かさるゝといふことを理由として、昭和四年三月より關稅引上げを實施した。米檜、米杉、米梅に對し從價一割二分五厘、米松に對して從價五分に相當する税率に引上げた。たゞ米松の内、長尺ものまたはその他の木材で工業用或は輸出品の箱材となるべきものは無税とされた。

昭和六年に實施された木材の關稅改正は、競馬法および救護法實施に伴ふ財源捻出のためであつた。同年の木材關稅の改正は昭和四年の改正に除外されたる沿海州材を中心とするト、松、ノ、ブ、ル、フ、ァ、ー、エ、ゾ、松、ス、プ、ル、ス、ベニ松、落葉松等で、從來厚さ二百耗を超えざる製材については毎立方尺、一圓十錢であつたのを四圓四十錢に引上げ、丸太材その他の原料材は無税であつたのを毎立方尺、二圓七十錢を課することに改めた。なほこの木材關稅改正と同時に人絹關稅の引下げが行はれた。これは從來百斤百廿五圓であつたのを、七十五圓に引下げたのである。この

改正理由は輸出人絹織物業者の保護にある。

最近の關稅改正

昭和七年齋藤内閣は第六十四議會の協賛を経て、關稅定率法の改正を行つたが、當初大藏省案では砂糖、人絹、綿糸、バルブ、染料等重要品の從量稅三割五分附加稅の撤廢を織込んであつたのだが、諸般の事情のため結局骨抜きとなり、同議會で成立後施行されたものは、國民生活にあまり關係のないもののみとなつた。即ち黃麻、生酒石、骨灰は從來從價二割であつたのを無税に改め、コンニヤク等從價三割五分を毎百斤十六圓に改正し、その他南洋材厚二百耗を超えざるもの從價六分を毎立方尺五圓五十錢に、同南洋材その他(丸太および割材を含む)無税を二圓に、また米松丸太および割材中、長さ十八米を超え、末口の直徑三十耗を超えざるものを無税、長さ十米を超え、末口の直徑三十耗を超えざるものを、毎立方尺二圓に、その他を二圓五十錢に改正した。

農業政策

増産主義の破綻

資本主義制度の発展段階に重要な役割を演じた農業経済も歐洲大戰における繁榮を一轉機として、不自然なる繁榮の反動が農村の全面を深刻に襲撃した。その第一の破綻は維新以來繼續的指導理論とせられた増産第一主義の行き詰りであつた。

明治、大正を通じての農業政策が、その根幹をなすものはいふまでもなく生産増殖主義で、自給自足生産から商品生産へ、食糧生産から原料生産へ、國家政策は資本主義機構の發展を助長するためにあらゆる鞭を農業生産部門にあつたのである。たとへば外國貿易を解放して輸入に壓迫を、輸出に刺激を與へ、あるひは交通運輸機關を整備して交換經濟面を擴大し、また内部にあつては農業生産技術の改良普及に全力を傾注してきたのである。各種の試験場組織を擴張し、學校教育を普及させ、農業團體を督勵し補助獎勵規則を勵行して農家個々の發達指導に當つた。しかしその悉くは農業の技術的改良による増産を目標とするものであり、縦に單位收量の増加を望み、横に生産耕地を擴張するの手段にほかならなかつたのである。その政策に現はれたもの、一端を見ても、農業警察行政に各種の豫防取締規則があり、農業保育行政に土地に關するもの、水利、團體に關する助成規則がある。しかしこれ等の各種制度の完備に伴ひ、さらに増産主義に拍車をかけたものは歐洲大戰が齎した農産物價高と、商工業の異常發展に刺激された購

買力の激増であつた。殊に大正七年における米價暴騰と米騒動の勃發は新しく、人口食糧問題を誘發し、食糧自給の國策が内地にあつては開墾助成法となり、朝鮮では三億五千萬圓の巨費を投ずる産米増殖十四ヶ年計畫が進行し、臺灣にまで甘蔗が米への轉向を導き出したのである。かくて、これまで一貫した農業政策における増産第一主義も大正末期に至つて早くも恐慌の動因を如實に示すこととなつたのである。なほその政策の成果を見る數字の飛躍の跡は次の如くである。(第一、二表)

(第一表) 内地における米穀需給 (單位石)

年次	産額	輸入額	移入米
大正二年	六〇、六三、八五一	一、六〇、二七三	鮮米 三、四三、〇一八
同三年	五、四四、〇八九	三、三六、四〇〇	臺灣米 一、三三、九〇五
同四年	五、一七〇、四三三	五、一三三、三〇〇	四、四七、七五〇
同五年	五、七〇四、三六六	二、一〇一、六四四	四、四六、九三三
同六年	五、五三三、八三〇	四、一三六、七五五	五、三三、〇四八
同七年	六、一〇一、五五一	一、七三三、〇〇一	五、九三、三四八
同八年	六、〇三三、〇八九	一、三三七、七四八	七、〇八、七九八
同九年	五、五七、六四四	一、三〇六、四四四	五、三三、三三三
同十年	六、八五、五五五	八、九二、六四〇	五、一七、〇一五
同十一年	五、二五、〇〇〇	六、七三、〇〇〇	七、九二、三三五
同十二年			二、六九、七〇一
同十三年			二、〇一〇、〇〇〇

(第二表) 主要作物作附互別移動 (單位千町歩)

年次	稻	桑	蔬菜
大正七年	三、〇九三	五〇九	三三三
昭和一年	三、一五六	五三三	三三三
同二年	三、一七四	五五五	三三三
昭和三年	三、一九三	六〇九	三三三
同四年	三、三二一	六六六	三三三
同五年	三、三九九	七二二	三三三

そもく米穀生産は内地において増産の方針を辿つたのみならず、朝鮮に臺灣にその増産計畫が實現せる結果、軍國的、食糧自給自足主義からの米穀政策上の悪夢は一轉して、米價をいかにして維持するかの新しい難關に逢着させたのである。もはや米の輸入關稅の引上げぐらゐでは効果がなく、まして昭和三年以來の外米輸入制限實施等ではなほさら無力で、米穀法の發動は主として米の買上げによる吊上げ應急策となり、一方では臺灣米が米價の痛となつた。しかも半面に國內における消費量までが、大正十年から昭和五年までに七升七合を漸減し、益々その供給過剰に拍車をかけたと見られ、米の供給過剰は昭和五年の豐作以來全く農村政策の大きなデレンマに陥つたのである。その供給過剰の根本理由は、また獨り臺灣における生産政策によるのみならず、内地における技術的發達のために反當收量の増加と、畑作から水田への轉變政策にもより、ために畑作の面積は年々漸減して雜穀類はむしろ輸入を増するの逆現象とさへなつた。したがつて内地で小麦の増産計畫の如きは、漸く農産物の生産過剰時代の珍傾向として現はれもしたのだが、朝鮮においても畑作が極端に水田に變化し、一方では粟を買つて米を賣るものができ、臺灣では甘蔗が米に變り、これ等の現象が累加して米價崩落への要因となる生産過剰を導いた。しかして大正七年の物價高に五十圓臺を突かんとした米價は、その後漸落して昭和六年には期米十五圓を呼ぶ最大の安値に落ち、その後も依然廿圓前後に釘附けのまゝになつた。

米に次ぐ過剰生産は繭であつた。大正十一年から昭和四年にわたる期間の生産力増加は、桑園反別で二割二分、養蠶戸數で二割四分蠶種掃立枚數で、一割六分の増加率であり、ひいて産繭額は六割八分の急増率を示した。しかし生糸は國際商品である。アメリカ經濟恐慌による購買力減退と、銀塊下落を一因とする支那糸の進出と、人造絹糸の壓迫と、新平價金解禁氣構へ等々の打撃によつて、滞貨がもたらす生糸恐慌は必然の結果として、補償糸、共同保管糸の形における滞貨が廿萬俵に累積し、糸價の激落は全國製糸業の破局となり、繭價の破滅的暴落を導いたのである。

すなはち昭和四年に千圓を割つた糸價は、昭和七年六月には四百六十圓に崩落し、繭價もまた昭和四年の平均七圓六錢が六年には三圓三錢であり、七年には貫が一圓臺の未曾有の繭價安を出し、全國二百萬の養蠶家のみならず四十萬の製糸労働者を包含して蠶糸業における全面的恐慌に見舞はれる日が來たのである。

その他農業生産部門における生産過剰は果樹に、蔬菜に、工藝品に、國內消費と對外輸出品とを問はず生産過剰が直接的動因として價格を激落させ、生産原費を償ひ得ないのは勿論、無價值にも等しい農産物安値時代を現出したのである。

農業恐慌の深大化

農産物價格の奔落が農家經濟生活への影響は、昭和四年に卅四億七千萬から五年に廿三億になり、六年には十九億六千萬圓に収入減を伴つたことを見ても判る。その上農産物價格に對する農村需要工産品の價格差は常に一〇%の開きを示し、ときには二〇%に近い平均價格差を示したこともある。つまり農村に對する獨占價格の重壓はシェーレの形態をもつて擴大深化した。わけて販賣肥料におけるトラスト、カルテルの強化は直接に農業生産費の昂騰となり、他面農村負擔の過重とともに農業恐慌深大化への重要な因子となつたのである。

かくて農業恐慌はあらゆる形態を辿つて進行したが、農産物の激落は直接自家労働に支拂ふ労働賃銀收入の減退を意味することで、副業その他によつて他の賃銀收入に依存しなければならぬ小農は、その生活の途を失ひ、自作農民から農業労働者の大衆的飢餓が迫るとともに、地主階級もまた田畑價格の底なし崩落によつて動搖し、自作農は顛落し、小作闘争は深刻化し、それらの影響はまた租稅公課の滞納、不納に轉化し、ために地方財政の破綻を導き出し、小學校教員の給料不拂が公然の事實として傳播した。缺食兒童の増加はもとより、水も呑めない百姓によつて生にもがく幾多の悲惨な事實を展開するまでにおよんだのである。しかし表面化された唯一の社會情勢を物語るものは

金融動脈の硬化と農村負債の累積が明るみに引き出されたことである。

地方普通銀行は凍結した龐大な不動産を擁して立往生になり、この不安は預金の減少、産業没落の影響となつて、いはゆる閉店休業、睡眠銀行の数は二百を算するに至つたのである。解散、破産、廢業の公式的なものだけでも昭和元年から六年にかけて三百行を超した。銀行に限らず地方金融機關の中心である信用組合もまた苦境に立ち、貸附金の固定は三億圓の巨額に達したが、これ等はいづれも直接農村に影響を齎し、農家の經濟破綻への被害をおよぼしたものである。したがつて、農家の負債總額は昭和四年六月の調査で約六十億と推算され、頼母子や個人貸附金の廿億圓を筆頭に、特殊銀行、普通銀行負債が巨額に上り、しかもそれは約廿ヶ年の間に八、九倍に増大したもので、大戰後劃期的の勢ひをもつて累加したものだ、さらに恐慌の永續する限りはより以上のテンポをもつて増加しつゝあるものと見られ、こゝにおいて恐慌に伴ふ農民請願運動も借金モラトリアム形態に移つて、借金重壓を最大に感ずる中層農の指導意見に小農、貧農が合流し、地方上層農までが地方金融異狀是正への方向を示したことは、當時の恐慌の眞實苦がいかにか借金問題に集中されてゐたか、と判然する材料である。

農民運動の發展

歐洲大戰末期の社會運動轉換を契機として、わが農民運動もまた小作人中心運動、すなはち階級的農民運動に一大轉向をしたのである。これまでの農民運動とさへいへば、多くは上部構造における政治運動形態を指示したのだが、この期間から果然小作料を對象とし、土地を繞る地主小作の闘争に展開したのである。そこで、その争議發生の原因は必ずしも單一でなく、諸原因の交錯が闘争に統一され、行動化された場合が主であつた。しかして客觀的には資本主義組織の一翼として土地所有權が小作階級への經濟的重壓であり、それが資本主義の繁盛期から急角度に崩壊期に入るに伴ひ、その壓力の轉化が、さらにより以上の力で小農を苦しめるに至り、半面では都市勞働運動に孕まれたデモクラシー思想が農村に浸潤して、農民に新しく培養された權

利義務が小作料に對しても、地主の態度に向つても反抗となり、防衛手段と化して階級抗争にまで展開したと見るべきである。もつと具體的な理由について擧げるなら、農産物價格の急激な下落によるシェーレの擴大、農村負債の重壓、失業者歸農による農村人口の過剩、公課負擔の不均衡等、あるひは遡つて工業の發達がもたらす副業の衰微、中農の窮乏化に伴ふ土地兼併の増大等にもよつたのである。しかしてそれ等の原因による小作争議の量的發展は次の如くであつた。

(第三表) 小作争議發展表

年次	件數	關係地主	關係小作人	年次	件數	關係地主	關係小作人
大正九年	四〇八	五、三三五	三、六〇五	昭和元年	二、七五二	三、七五五	一、五〇六
同十年	一、六〇〇	三、九四五	一、四八八	同二年	二、〇五三	三、四三三	九、三三六
同十一年	一、七六八	三、〇七七	二、五五〇	同三年	一、八六六	一、九四四	五、三三六
同十二年	一、九七〇	三、七三三	二、四三三	同四年	二、四四四	三、五七〇	八、九六六
同十三年	一、五三三	三、三三三	一、〇九〇	同五年	二、四四六	一、四二九	天、五五五
同十四年	二、二〇六	三、〇〇一	三、四六六	同六年	三、四九九	—	—

數字を見ると大正十年以降急激な増加であり、昭和二年の豊作によつて漸く三年度は減少を見たが六年には再び最高記録へ躍進を示してゐる。地方的分布においても大正六、七年に岐阜、愛知の濃尾地方を發源地として、漸次その地域を擴大し、昭和六年には秋田の二二六件を最多として、熊本の四件を最少に、沖繩を除いて全國三府四十二縣におよんでゐる。

さらに質的發展の過程を見るなら、その原因に風水旱害、病蟲害その他天候不順に基づく不作を理由とする小作料減額要求が最多數を占め、續いて小作料高率に基づくものがあり、その他の理由には農産物下落と生産費物價の騰貴模倣、小作料増額反對、小作地引上反對があつた。なかんづく昭和元年以來小作權または小作地引上げを理由とする

争議が増し、また昭和五年以来は藪價ならびに一般農産物下落による争議が激増した。またこれまで田地本位であつたはずの小作料引下げ要求は桑園、畑地に對する減免にまで波及するに至つた。この數字の變化が物語る如く、小作争議の推移にも幾つかの段階を發見する。第一期の争議形態は地主の不當の搾取たる込米の撤廢、獎勵米の増加等、なほ半封建的傳統の殻を破らんとする程度に過ぎなかつたが大正十一、二年にかけて農民組合の發達となり團體行動を執ることにより、小作人は組合を背景として小作料の不納同盟、共同保管、共同賣却等による大衆行動に移り、ために地主側もまた大正十四、五年から攻勢に轉じて積極的に小作地の返還を迫り、さらに小作人はこれに對する小作契約の繼續、小作權の確認、作離料の支給を主張する争議の頻發とはなつた。勢ひその結果は深刻な法廷戰術に轉向せざるを得なくなつたのである。その間にあつて農民組合の發達が、反射的には地主組合の普及となり、土地會社の續出を誘發もしたが、また半面では稻立毛假差押へ、あるひは土地立入禁止假處分等で忌はしくも争議に血を見るまでも悪化した。

そこで農民運動に對する政策は第一には協調組合の發達を促したのである。すなはち地主、小作人相互の協調組合によつて争議を回避させようとするのが、地方當局や農會の獎勵によつて試みられた。これも大正六年に初めて組織されたものだが、昭和六年には二千廿四組合、廿四萬九千人の組合員にまで飛躍した。その目的とするところは小作條件の協調を第一とし、續いて農事の改良、相互扶助による農村の改造等がスローガンに掲げられてあつた。第二の對策は消極的に小作争議を防止するために、國家事業として自作農創設維持事業を初めた。昭和元年に開始して昭和五年までには六千四百萬圓の貸附を行ひ、創設人員七萬一千、維持人員一千四百を數へ、田畑面積二萬八千五百町歩を算した。當時創設維持の大多數は五反歩以上一町歩未満の農家で、その購入價格平均田三百九十四圓、畑百九十六圓であつたが、結果は地主の土地賣逃げ手段となり、自作農はその後の農産物價激落に遭つて、低利資金への利拂

ひすらできず、一つには農業恐慌の重大なる動因を形成したに止まる。小作争議防止の第三の手段として選ばれたものは小作調停法で、大正十三年末から施行し、全國に小作官制度を布いて争議の調停に當らしめることとした。しかし法律的には實體法であるべき小作法が未だ實現を見ず、漸く昭和六年に議會へ出ても、地主、小作兩者からの非難の的になり、貴族院で審議未了に遭つてそのまゝであるにかゝはらず、その助法であるべき小作調停法は早くも一つの役目を遂行しつゝあつたのである。

しかしして階級的農民運動は組合運動から經濟闘争になり、政治闘争に轉換し、第三期に至つて昭和七年からファシズム的運動に一新轉回したのである。さらに滿洲事變以來の國內社會情勢の變化に伴つて、農民組合もまた左右兩翼に分裂し、一方では農本主義に出發した思想の擡頭、瀾漫が一つの魔術的力をもつて農民大衆の蹶起を促し、農業恐慌對策が農村自救論から出發せんとするの動向を描くに至つた。

恐慌對策の方向

農民運動における對策以外に、政府は深刻な農村救濟策に出でざるを得なくなり、その方向をまづ恐慌對策として金融政策に主力を注ぐことにした。不動産抵當權の資金化を計り、地方銀行の資金枯渴を救濟する一方、預金部低利資金の償還を延期し、農民に加はる借金の追窮を政府自身が率先して救濟し、また農家負債整理案を出して農家自體にも整理の途を與へることとした。さらに側面からは農村救濟土木事業を起して資金を農村に放出し、あるひは産業組合資金の流動化を考へもした。しかしして農村自體にも金融的救濟以外に農民の自奮、自勵を要求する自力更生、經濟更生の策を指示して恒久的對策に具へようとしたのである。あるひは高關稅政策による保護主義、米穀統制法による米價維持策の強化等々を農産物價政策の補強工作ともした。しかしして蠶糸業における統制と、もに政府の統制案必ずしも力がないではなく、また匡救事業におけるインフレ政策も農村に若干の潤ひを與へ、特にアメリカ・インフレの影響から來た昭和七年の藪價高は一時に農村を蘇生させ、恐

慌を一應は後退させることに大きな役割をなしたことも事實だ。しかしこれ等の影響、対策は恐慌対策として恒久的のものでもなく、主流でもなく、また農村更生への新方向を明示するものはやはり農民自體の力によつて強化されつゝある組合運動であつた。わけて流通面における合理化運動こそ、眞の意味における恐慌対策となつてきたかの觀がある。

流通面における合理化とは販賣購買における市場の組織化で、取引、配給機關の擴大、統一に伴ふ價格調節である。現在兩面の機關には産業組合があり、全購聯、全販聯、糸聯、中央金庫を樞軸とする産業組合活動は組織の擴大、強化に顯著な跡を示したのみならず、その擴充計畫において、その地方組織の整備形態を見ても、これこそ徐々ではあつたが、農村の指導方針と行動を明確にしたものゝ如くに見える。勿論、それには横に農業倉庫の普及があり、中央卸賣市場が整頓されたことにもよる。しかして結局は肥料における獨占價格を排撃し、販賣面における農産物價格の決定權を農民自體の掌中に握ることだけでも一つの恐慌対策にならうとしてきた。かくて現行の資本主義組織そのものゝ修正は、永年の恐慌にうちめされた農村の中から萌芽を生みだしたことは否めない事實である。それは政治的に經濟的に一つの動向となつて、十年にも近い農業恐慌は資本主義修正への一つの温床の役目を果たしたことになるかもしれない。

農 業 經 營

農業經營形態の發展

本邦農業經營を特色づける最大の要素は特殊な氣候、風土、地勢に制約された過小農經營がある、平均一戸當りの耕地面積一町五畝十八歩であり、北海道を除けば九反四畝弱で、五百五十九萬戸の農家總戸數のうちでも、一町歩未満はその七割を占め、三町歩以上に至つては僅かに三分六厘弱に止まつてゐる。この經營規模の極小は第一に家族的勞作經營を生み、自家勞力本位の經營となり、勞力的に集約に、資本的に粗放とならざるを得ないのである。すなはち農業上の機械利用に限界ができ、經營要素としての資本形態が變り、土地、建物、動物資本等が經營と家計に共同的に使用される場合が多く、兩者の經營が不可分の内に織り込まれ、従つて自給經濟が主に、交換經濟が從なる特質を見せるに至つてゐるのである。第二にはこの小經營に依存する耕地の極端なる分散で耕地の過半は小作經營であり、小作料と稱する特殊の經營要素が重要な役割をなすこととなり、同時に耕地價が不當に高率ならざるを得ないのも一つの隨伴である。更に第三にはその經營規模に制限されて農業生産物が米麥、養蠶を主とし、或は園藝生産に一定の方向を約束されてゐることである。かゝる制約の下にあつて、過去十年のわが農業經營は著しい躍進をした。家族勞力を生かすためには極端に集約度を擴大し、また經營を多角化して商品生産への跳躍を試みたのも一つの特例である。同時に流通面の合理化をも考へ

ねではなかつたが、貨幣経済との接觸面の擴がりは、農業生産そのものに内在する資本主義制の矛盾を免れず商品生産と、それに伴ふ生産過剰は農業恐慌の動因をつくり、農業経営形態そのものの進展が直接には農村窮乏化の行進曲となつたかの観がある、けれども半面では新しい合理化、統制の組織化が案出されて、とにかく経営形態そのものの内容では過去において未だ経験することの出来なかつた一大躍進の跡を見ることができるのである。

商品生産への躍進

資本主義組織の發達は農業生産形態までを可及的に適應させようと焦躁する、而してまた別に非農業的業務を農業から奪ふ資本主義の發達は分業制の強化によつて、農業者を生産加工業者の購買者に仕立て、農村における自給自足部分は徐々にかれ等の力で破壊するのである。即ち交通の發達が直接に交易を容易にして、その結果は地方的分業までが生産物の商品化を對象として分化し、更に租税制度の金納がまた農民の生産物商品化への拍車として、農業経営における商品化生産は必然の道程とならざるを得なかつた。大正十三年から昭和三年までの推算によれば、生産米の五五％は販賣米として動き、自作農、小作農の販賣歩合もまた四五・五％であつた。繭に至つては九九％までが商品であり、畜産品も多くの部分は商品化されたものである。そこですべての生産部門を見て約六〇％が商品化歩合だとせられ、これまでの小経営における自給自足生産の限界も約半分までは流通経済社會のカテゴリーに入つたこととなる。

同時に農産物の商品化は、それが原因となつて量的變化だけでなく、その生産種目の増減に反映した。封建社會以後の農業形態においては、海外農産物のために驅逐され、或は代用品のためにその跡を斷つに至つたものがある。たとへば綿作のそれにおいてまた藍、甘蔗が典型であつたが、こゝ十年の間にも一部には農作物生産に盛衰があつた。麥、小麥、裸麥、豆類、甘藷、馬鈴薯、茶等或は工藝作物類の作附反別は著しく減少の傾向を辿つてきた。雜穀類は主として輸入品の壓迫に基づいたもので、豆類は、滿洲、朝鮮大豆の進出の被害であり、茶は紅茶、コーヒー、臺灣茶によ

る輸出の凋落、菜種、蠟、大麻、亞麻等の工藝用特作物は輸出の減退と、輸移入の増加に禍されてゐる。これ等に比較して甚しく増加したものはといへば、米、桑、蔬菜、果實等であつた。その作附反別移動だけを昭和元年から五年の比較で見ると左表の通りである。

作附反別の増大せるもの (單位千圓)				作附反別の減少せるもの			
年次	米	桑	蔬菜	雜穀	豆類	甘藷	工藝作物
昭和元年	三、二五	三三	三三	一、八七	六〇四	三三	三三
同 二年	三、二四	五五	三三	一、八四	五七	三三	三三
同 三年	三、二九	六〇	三三	一、八八	五七	三三	三三
同 四年	三、三二	六六	三三	一、九七	五二	三三	三三
同 五年	三、三三	七四	三三	一、九七	五二	三三	三三

小豆、粟、黍、蕎麥の如き在來の代表的自給自足品が非商品的作物として漸減し、裸麥、大麥、馬鈴薯の如きは大正六年を最高限度として顛落の運命にあつた。

これに反して米の増加は保護政策の賜であり、繭は勞力利用の特殊の地位から商品生産へ著しく躍進した。蔬菜、果實の園藝生産も同一理由によるが、この中にもまた個別的には著しい相違を發見する。作附反別から見た果樹の中近年の漸増傾向にあるものは蜜柑、葡萄、柿等であり、蔬菜栽培の趨向は大正九年を一〇〇として昭和五年に大體次表の指數を示してゐる。

トマトの如きは十一倍になり、西瓜、玉葱の激増が目立つのである。

かゝる商品生産の道程として小農経営にあつては、價格競争場裏における目覺ましい闘争が起き、またそれが原因となり結果となつて生産帯の變化をもたらした。臺灣米の競争下に内地米が懊惱させられ、園藝生産にあつては、そ

同協会の競争は米穀から小麦におよび、昭和六年群馬縣で三坪當り七升八合三勺の新記録を出し、更に養鶏では同年福岡縣の白色レグホン種が三百五十日間に三百七十七卵の多産鶏能力を發揮した。更に京都府が企てた蠶桑多收穫の競争では桑葉で反當り千三百貫、繭で七十九貫の全國平均率から、約三倍以上の高度躍進を實現したのである。かかる競争の結果はいふまでもなく、それを單なる興味本位とは見ることができず、各種の経営技術上へのヒントを與へたのである。例へば米穀多收の要諦が苗床における薄播き、本圃の深耕を教へ、その他品種の點で、或は肥、飼料において集約度限界の相關關係を明瞭にした貢獻を逸することができなかつた。つまり農業経営における小農の集約度はやや明確にされたのである。

一方餘剩勞力の利用からは農業経営の内部に必ず副業の介入を誘致し、傳來の副業を擴充する以外に、新しい副業がその規模において、乃至は種目において地域的に分布した。養蠶、園藝もまた米麥作の主業に對しては副業の地位を採るであらうが、そのほか菓細工に、竹細工に、木工品に、農藝化學加工に勞力分配の合理化を考へ、資本の利用度とその轉換策をもつて著しく生産力を發展させたのである。

集約度發展の目標も、一に前述の商品化であつたが、同時に生産費を積極的に、或は相關的に遞減させようとする希望が繋がれてゐた。だから副業は餘剩勞力の利用とともに主業より生ずる廢棄物の商品化を考へ、それによつて可及的に生産費輕減の手段としたのである。この意味における経営の轉向は有畜農業の發達であつた。

農業経営に家畜を用ふることの少いのは一面、わが國農業の特質でもあつたが、歐洲大戰後における畜産物の需要の急激なる膨脹に刺戟されて、家畜、家禽の飼育そのものゝ有利が認められ、同時に更に進んで輸入防遏から海外進出の可能さへも認識するに至つた。ここにおいて畜産業自體の採算を一通りは問題にもしたけれど、なほ後期になつては農業恐慌の深大化に伴ひ、経営自體の中に畜産業を織り込むことが小農経営唯一の恐慌對策として提唱されるほ

どにまでなつた。即ち、家畜を用ひることは山野の芻草を利用して貴重なる乳肉となし、その上自給肥料を生産して一には現金支出の根幹をなす肥料を節し、しかも有機的肥料として土地に最大の肥效を顯現さす效能を持たせたのである。また半面に勞力分配の合理化から農閑期利用、老幼婦女子の零細勞力活用に、或は畜力による高能率進捗のため、農業經營革命史上の一轉換をもたらしたともいへる。つまり有畜農業は農業生産過程において無市價物を變じて高價なる畜産物に貴化する經濟的效果を齎すものであることが轉換期の農村に再認識されたのである。その適用範圍も地理的に都市近郊から山村にまで擴大し、経営内部の組織でも、耕種に限らず、養蠶に園藝にその組み合わせの合理化が創始され、横には共同的集團經營まで發展した。その最大の普及は養鶏で、輸入卵を驅逐して、鶏卵の輸出時代を劃したこともあり、養豚、酪農、肥育、養兔の發達もまた顯著な跡を見せたのである。

經營組織の整備と合理化

わが農業経営が唯一の缺陷である過小農形態に關しては、まづ最初の是正運動として都市の勞働運動が小作爭議に轉じ、こゝに哺まれたマルクスおよびレーニンの農業理論が、先づ資本主義社會の農業を社會主義社會の農業に移す一段階として大規模經營の採用を提唱し、それには共同經營、共同耕作組合の實踐を促した。こゝにおいて共同耕作組合は一生産單位内の一定期間、或は一定作業行程について部分的な共同經營から更に土地、資本、勞力のすべてを組合に共有化した全部的共同耕作組合が出來、または養蠶、畜産、一般農事の分野に特殊な複合的のものも生み、その経営主體にも小作人、地主、自作農業、各種各様の共同經營形態へ一通りの發展を示した。しかしてその數は昭和五年に至つて次の類別表にまで到達したのである。

しかしながら、これ等の共同經營組合はいづれも土地私有权の上に立つたもので、勞力の不足を補ひ、農業技術の改良のために、家族的勞作經營を多少修正する必要に迫られたものであり、従つてその根本精神は全く相互扶助であ

一、農業經營組合	共同複合的	共同複合的	共同複合的
	組合	組合	組合
農事	三	三	一
水	一	一	一
養蠶	一	一	一
農產	一	一	一
向	一	一	一
共計	三	三	一
二、農事組合	三	五	一
實行組合	二	二	二
農事改良組合	一	一	一
農事實行組合	二	三	四
共同計	三	五	一
三、共同耕作組合	四	二	三
四、農業組合	一	三	四
五、農事共同組合	一	三	四
農事實行組合	二	三	九
共同複合的	三	一	一
共同複合的	三	一	一
共同複合的	三	一	一

り、農村改良主義であつて直接經濟上の動機に立ら、社會化の道程としてのソヴィエト・ロシアのホルホームズとは著しき相違點があつた。従つて、その發展の様相を見ても、先づ土地は一般に借入れの方法をとり、農舎は共同だが農具も小農具になると持寄り、役畜は共有の範圍を出でず、勞働力になると多少の統制をつけなければならなくなるが、單に質・量の大雜把な計算による程度で收益の分配に至つては、更に不明確であつた。即ち勞働量、賃銀の評價は多く組合幹部、或は査定委員會の決定によるけれど、土地に對する分配は依然舊來の小作料制度を採用するか、または反別割配當に止まつてゐる。その他の生産用器への分配方法も大體は同一であつた。

共同耕作經營が短時日に増大した割合に、その缺陷を自ら認識することも早かつたが、その刺戟と經驗は別途に流通面における協同運動を促進させた。その一つは農産物商品化に伴ふ必然の過程とも見られる販賣、配給上の協同運動であつた。即ち共同出荷、出荷組合に依據する經營の飛躍的増進、その二は購買品の協同組合活動と、それを結ぶ金融機關の協同化となり、これ等の整調が實行組合、農家組合から産業組合の本流に合して大きな經營運動として、農村における經濟統制へ跳躍を試みた。かうしたことは直接農業經營自體に大きな反映を齎さなかつたとはいへ、尤

も中には利用組合の發達が經營に動力利用を促し、大農具利用の限界を大にした點など特色づけなかつたとはいへないが、多くは間接的に農業經營規模と内部組織に刺戟を與へた力と見るべきであらう。

要するに農業經營形態は過去十年において驚くべき飛躍をなした。技術的に組織的に、嘗てその比を見ないほどの進度をもつて、わが國の農業組織を前進させ農業生産物は等しく量的に増加し、質的に改良されたことだけは事實と見るべきだらう。

米 穀

生産と消費

米作進歩の跡

「限りある土地に對して人口は限りなく増加して行く、邦家人口食糧問題の前途はまことに憂心にたへない」といふのは、近年におけるわが國の最も大きな悩みであつた。この悩みは今日においても決して解消したわけではないが、農業技術の進歩、米作收量の増加は、一ころに比して將來の需給に、ある程度の安心を與へるに至つたことは心強い。吹きまくる不況の嵐にさいなまれてはゐるが、産額は年々増加の趨勢にある。遠く明治十五年二百五十五萬町歩の作附反別であつたものが、大正十年まで四十年の間には、五十五萬町歩を増加して三百十萬町歩となり、その後昭和七年にはさらに三百廿三萬町歩を數へるに至つた。收穫量においても明治十五年の三千七十萬石は、大正十年には五千五百萬石となり、昭和七年には六千三十九萬石となつてゐる。天候の良否に支配される關係から、作柄は年により豊凶の差異あるを免れないが、これを指數で見ると次表の如く米作進歩の跡は著しい。

即ち大正十年までの四十年間に於て、反別においては二割一分の増加に過ぎないが、收量は八割を増加、大正十年

から昭和七年に至る十二年間には反別五分收量一割七分の増加で、耕地の擴張率に數倍する收量増加を見せてゐる。

作附反別	明治		大正		昭和	
	十五年	十年	七年	十五年	十年	七年
100	100	100	100	100	100	100
	100	133	166	100	180	217

生産を凌ぐ消費

生産はかく増加してゐるが、また人口の増加につれて消費も漸増の傾向を辿つてゐる。米價が比較的高い時には、節食、代用食その他によつて消費量も自然に減少するが、米價の

最近内地需給の大勢

年次	供給				消費	
	前年度より持越	生産高	輸移入高	供給總額	輸移出高	消費總額
大正十年	五,五〇六	三〇,二〇八	四,七五五	三〇,四七三	二,八三三	三〇,六四七
同 十一年	八,六一一	三〇,六九三	七,六〇八	三〇,〇九二	八,三三三	三〇,八二一
同 十二年	七,三三三	三〇,六九三	六,三〇八	二九,六八二	七,七〇七	三〇,七〇〇
同 十三年	六,七九九	三〇,四四四	九,五三三	二七,七一一	七,八	三〇,七七八
同 十四年	五,三〇〇	三〇,七〇〇	三,〇八八	二七,六一一	一,九三三	三〇,〇四四
同 十五年	五,五〇〇	三〇,七〇〇	九,五三一	二七,六六八	五,五〇〇	三〇,三三三
昭和二年	五,七三七	三〇,七〇〇	三,三〇〇	二七,七〇〇	五,七三七	三〇,一六六
同 三年	五,七三七	三〇,三〇三	二,二五五	二七,三〇〇	一,三〇〇	二七,三三三
同 四年	七,八四〇	三〇,三〇三	八,九〇九	二七,〇三三	七,八四〇	二七,三三三
同 五年	七,〇三七	三〇,三〇三	八,九〇九	二七,〇三三	七,〇三七	二七,三三三
同 六年	五,七九九	三〇,八五五	八,六〇三	二七,一八七	五,七九九	二七,三三三
同 七年	九,二四〇	三〇,三三五	二,二五三	二七,三三三	七,九七七	二七,三三三
同 八年	一〇,五〇〇	三〇,三三五	二,二五三	二七,三三三	七,九七七	二七,三三三

安い場合には濫費を伴ひ易い、主食品である關係上免れ難い傾向ではあるが、何れにしても年々消費量の増大しつゝあることは顯然たる事實であり、内地の産額のみをもつては供給は満たされない。朝鮮、臺灣米を移入したり、作柄不良の場合には大量の外米を輸入して需給のバランスをとる有様である。需給消費の大勢を見ると前表の通り。
(註、米穀年度による 従つて生産は前年度の産額)

鮮米も増産

内地の消費増は勢ひ供給不足分を植民地に仰ぐこととなり、朝鮮臺灣米も過去十年間において長足の進歩を遂げた。特に朝鮮米は、合併當時においては、作附反別百三十五萬町歩、千四十四萬石の收穫に過ぎなかつたものが、年々の施設改善と大正十五年度以降十二年計畫によつての増産計畫（これはその後多少變更された）遂行によつて、昭和七年には作附反別百六十三萬町歩、千六百三十四萬石の收穫を擧ぐるに至つた。従つて内地への移出數量も年々増加しつゝあり、大正十二年度まで三百萬石内外であつたものが、昭和六年度には八百六十萬石に上り、こゝ一兩年は内地總消費高の約一割を占めてゐる。單位面積收穫量は内地の約半分に過ぎないが、内地同様反當り二石收穫まで漕ぎつける可能性ありといはれてゐる。累年産額、内地移出高は左の如し（何れも曆年による）

年次	栽培面積			收穫量			反當		
	千町	千石	千石	千町	千石	千石	千石	千石	千石
大正十年	一、五三〇	一、四三〇	〇、九三〇	一、六〇三	一、七二九	一、〇八〇	六、二五三	六、七〇四	六、七〇四
同 十一年	一、五三七	一、五〇四	〇、九六〇	一、七二七	一、三五一	〇、八九〇	六、二五三	六、七〇四	六、七〇四
同 十二年	一、五五〇	一、五七四	〇、九八九	一、六三三	一、三七一	〇、八四〇	五、五三〇	五、五三〇	五、五三〇
同 十三年	一、五五五	一、三三九	〇、八八九	一、六六三	一、九一〇	一、一五五	四、九〇八	四、九〇八	四、九〇八
同 十四年	一、五五五	一、四七三	〇、九三三	一、六七四	一、五八三	〇、九四八	八、六二三	八、六二三	八、六二三
同 十五年	一、五七〇	一、五三〇	〇、九四四	一、六四三	一、六三三	〇、九四五	八、七二〇	八、七二〇	八、七二〇

【Xには樺太、臺灣への移出を含む】

臺灣米も伸びる

臺灣における米作は、在來種を主としてゐたのと、由來甘蔗と交互に作附される有様で、價格次第によつて頻りに轉作が行はれて來たのであるが、近年甘蔗が世界的限産傾向にあり臺灣においてもまた糖業技術の進歩は、從來の如く作附反別の擴張のみによらずして増産を期し得るに至つたので恒久的に米作を主とするものが増加し、一方また蓬萊米（内地種）に對する内地需要の増加は、その作附反別の急増を誘ふに至つた。大正十一年僅に四百廿七町歩、七千三百石の收穫に過ぎなかつた蓬萊米は昭和七年には作附反別十九萬三千町歩收穫高二百九十四萬二千石に上り、二期作を通じて全島米作反別の二割八分強、收穫高においては三割二分強を占め、その發達は驚異に價するものがある。しかもこの大部分は内地に移出されるので、内地供給高も蓬萊米の作附普及に伴うて増加し、十年前百萬石を多く出でなかつたものが、左の如く昭和六年には三百萬石、七年には三百八十萬石を算するに至つた。

年次	栽培面積			收穫量			反當		
	千町	千石	千石	千町	千石	千石	千石	千石	千石
大正十年	五、〇〇〇	四、七六六	一、〇五〇	六、〇三三	六、八六六	一、二〇三	二、〇八二	二、七三三	二、七三三
同 十一年	五、〇〇〇	五、四四五	一、二六三	六、〇三三	六、九一五	一、二〇三	二、〇八二	二、七三三	二、七三三
同 十二年	五、〇〇〇	四、八六六	一、二二二	六、〇三三	六、九一五	一、二〇三	二、〇八二	二、七三三	二、七三三
同 十三年	五、〇〇〇	六、〇七六	一、三三三	六、〇三三	七、〇七〇	一、三〇三	二、一六六	二、九二二	二、九二二
同 十四年	五、〇〇〇	六、四四三	一、三三三	六、〇三三	七、四七九	一、三〇三	二、一六六	二、九二二	二、九二二
同 十五年	五、〇〇〇	六、三三四	一、三三三	六、〇三三	八、四九二	一、三〇三	二、一六六	二、九二二	二、九二二

外米輸入は減る

内地の産額が増加しても、植民地米の増産計畫が進んでも、供給量を豊かにするためには、ある程度外米を輸入する必要があり、數年前までは需給推計の中にはその年の外米輸入數量を豫定してゐたものであるが、打續く豊作と不況は、今日では外米の輸入は全くその必要がないやうになつ

てゐる。近年の輸入状況を見ると

年次	数量	価格	数量	価格
大正十年	一、五五	六、八三	三、九七	六、九六
同 十一年	三、〇四	六、三〇	一、八九	三、七〇
同 十二年	一、七三	三、七八	一、三六	三、七六
同 十三年	三、三八	七、九四	二、〇一	一、九五
同 十四年	五、四二	一、〇、五二	八、六	六、七二
同 十五年	二、三三	五、六七	一、〇八	一、二六
昭和二年				
同 三年				
同 四年				
同 五年				
同 六年				
同 七年				

右の如く過去十二年間には、大正十四年の五百十四萬石の輸入が最多で、連年漸減を辿つてゐる。この傾向が恒久的に続くかどうかはなほ疑問であるが、内地の過剰米處分が見當つかず、一方にまた内地米價の低落のために、いろいろの政策がとられてゐる間は、恐らく持續されるものと見て大過あるまい。

價格變動

最高は大正十四年

戦後好況時生糸が四千圓、綿糸が七百圓の高値を呼んでゐた時は、米價の五十圓はあへて高くはなく大正七年廿圓臺の時、米騒動の勃發した歴史などは昔物語りとなつた觀があり、大正九年六千三百萬石の大増收を見ながらも、なほ大正十年には正米で高値五十五圓、安値廿五圓臺で年平均米價は廿九圓臺の高値を示してゐた。しかも一般物價に比して指數の上ではむしろ下廻つてゐたほどであり、十一年には減收も手傳つて三十六圓臺に上向き、大體において卅圓臺は地相場となつた觀があつた。大正十二年の震災は、いはゆる復興景氣の出現を見越さしめ、十三、四年にかけては高値四十三、五圓、安値三十三、五圓の間に十圓幅の

往來を繰返し、特に大正十四年は年平均米價は四十一圓九十五錢と近年の最高を見せた。

不況深化の壓力

しかし世界的不況はこのころよりしていよゝ激化しつゝあつた。戦時景氣の反動と震災の打撃になやむ財界が整理々々に追ひまくられる時代に米價のみが、如何に必需品とはいへ超然たる高値の持續が許されようはずはなく、大正十五年には平均卅八圓臺に下つた。しかも昭和二年の金融恐慌は信用の破壊假需要の減退等あらゆる方面から壓力を加へる、三年、四年には金解禁の準備としての緊縮政策が強行されるといつたわけで落潮はいよゝ急速度となり、よほどの好材料に恵まれざる限り卅圓臺は望むべくもなく、廿圓臺が地相場と化してしまひ、さらに昭和五年空前の大豊作は、金解禁後の物價低落と歩調と併せて遂に桁外れの安値に叩き込んだ。参考までに年平均米價および一般物價の動きを見ると左の通り（何れも十一月より十月に至る米穀年度、米價および物價指數は日銀調査東京物價調、基準は明治卅三年十月を一〇〇）

年次	米價	米價指數	一般物價指數	年次	米價	米價指數	一般物價指數
大正十年	元、〇	三九、天	三五、四	昭和二年	壹、三	三〇、八	三五、五
同 十一年	貳、金	三二、五	三六、八	同 三年	三、三	三五、七	三四、六
同 十二年	三、毛	三〇、五	三三、九	同 四年	元、元	三〇、〇	三三、元
同 十三年	毛、四	三九、七	三七、四	同 五年	七、四	三〇、九	一八、三
同 十四年	四、壹	五五、七	三七、六	同 六年	八、四	二五、五	一五、三
同 十五年	元、四	三五、〇	二四、三	同 七年	三、九	一七、五	一五、六

「豊作飢饉」の發端

昭和五年の大豊作は米價をして、近年の革命的安値に追ひ込んだ。五風十雨理想的の好順に恵まれたこの年は、内地が六千六百八十七萬石といふ空前の増收を告げたのみならず、朝鮮もまた千九百十八萬石といふこれまた收穫高の新記録をつくり、需給關係を根本から一變させ同年八月三十

圓三十錢の高値をつけた東京期米は、十月には一氣に十四圓と實に大正三年以來の新安値を現出した。當時市場一般の人氣としても豊作見越しには一致してゐたのであるが、かゝる豫想外の増収は夢想だにできなかった。従つて十月初旬第一回の米作豫想が六千六百八十六萬石と發表せられるや、全國米穀取引所は人氣の混亂を慮り三日間にわたつて立會中止を餘儀なくした。しかも取引所再開後の米價は、この豊作の壓迫が如何なる政府の對策をもつてしても除去し得るものに非ずとして買物は皆無に等しく、剩るものに原價なしとの立前から廿圓は天井、十圓或ひはそれ以下の安値出現をさへ豫想される状態となり、いはゆる豊作飢饉といふ言葉もこれを動機として普遍化するやうになつて、農業恐慌はいよいよその深度を加へた。

五年の應急對策

この大豊作によつて來た米價の慘落には政府も應急對策の必要に迫られ、あらゆる點から調節に有效なる手段の樹立に努力した。後述米穀法運用經過に見る如く、米糶の輸入税を二圓に引上げ、輸入制限期間の延長をはかり、一方政府所有米の海外賣却を行ひ、年末まづ内地米二百萬石、六年二月さらに百萬石の追加買上げを斷行した。また米穀貯蔵低利資金三千萬圓を融通し、玄米および糶の貯蔵を極力獎勵したほか、地方自治體の罹災救助基金を動員して米、糶の買入れを行はしめ、貯蔵獎勵に努力した。貯蔵獎勵は五年十月七日第一に着手されたものであるが、六年六月までの成績によれば、融資額（豫定は三千萬圓）は八百五十七萬九千圓、被融通人員六萬二千人、貯蔵したる玄米五十九萬八千石、糶七十三萬六千石で、糶を玄米に換算して合計九十六萬六千石はこの恩恵を蒙つたことになつてゐる。また罹災救助基金による地方的買上げの成績は全國的には擧がらなかつたが、岩手縣では玄米約一萬石を買入れ、秋田縣では市町村の罹災救助基金監督に關する特令を設けて市町村をして米穀の貯蔵を行はしめ、また新潟縣では薬工品、竹製品の検査手数料を引下げ、かつ米穀の縣外へ直接販賣するものに對しても検査手数料の引下げを行ふなど、個々の地方では中央の施設と相俟つて相當の成績を擧げたこと

とが明かにされてゐる。

農村危局到る

昭和五年の大豊作によつて、米價は十五年振りの安値を現出したが、この豊作によつて需給關係が一變され巨額の過剩米を見るに至つたために、六年には五千五百萬石と千萬石以上の減収を見たに拘らず、金解禁後の不況深刻と相待つて一向反撥力を伴はず、米作を経營の主體とする農家の疲弊はますます加重して行つた。大體近年の米價は上述の如く漸落を辿つて來たので、これにつれて農家の収入も次第細りとはなつてゐたが、六年の凶作と米價安の挾撃は農家をして全く危急の淵に追ひ込んでゐる。試みに米産額とその價格について見る。（農林省米穀統計による、單位千石、千圓）

年次	生産額	同上價格	年次	生産額	同上價格
大正十年	五、八〇	二、〇八、三三	昭和二年	六、一〇三	一、六四、三七
同 十一年	六、六三	一、六三、三四	同 三年	六、三〇三	一、六三、〇〇八
同 十二年	五、四三	一、七二、六〇	同 四年	五、五七	一、五四、七九
同 十三年	五、七〇	二、三四、四九	同 五年	六、八五	一、二七、五三
同 十四年	五、七四	二、三三、七七	同 六年	五、三五	九三、一八
同 十五年	五、五三	一、八六、三三	同 七年	六、五〇	一、三五、〇三

右の如く大正十五年、昭和二年ごろに比較せば生産米穀價格は約半額に激減してゐることが知れる。

地主階級の没著

當時、一般物價が下り阪にあつたのであるから、勿論、米穀の生産費もこれにつれて低下してはゐた。しかし農家は生産物は安い値で賣り、反對に自家消耗品は比較的高値で買はねばならぬといふ不利の地位に立つてゐる。繭は甘掛相場を割る、蔬菜類に至つては荷車一臺のものを賣つても煙草一つを購ふことが出来ぬといつた慘憺たる安値であつた。多少生産費が下がつたとしても、生産物の賣値はこれに輪

をかけた不利の値で捌かねばならなかつた。帝國農會が昭和五年三十二府縣、五百五十戸の農家について米穀生産費を調査した成績によると、一石當り生産費は

府縣平均	副産物を差引 かざるもの	同差引き たるもの	各戸平均	副産物を差引 かざるもの	同差引き たるもの
	三元・四	三元		三元	三元・四

で過去七ヶ年平均生産費に比せば一割四分強の低下となつてはゐるが、同年十月末における産米価格は十七圓廿二錢で、この間實に十圓七錢の不引合を示し、これを反當りに引直して見ると生産費八十圓卅錢に對し、生産米穀價額は五十三圓十錢となり、廿七圓廿錢だけの不足を生じた計算となつてゐる。これを全國の米作反別に乘じて見ると八億六千萬圓の生産費割れとなる。かゝる状態であるから、地主階級の没落は隨所に散見され、自作、小作の區別なく疲弊困憊の極に達し、農村非常時の風景を展開して來た。

匡救策て小康

昭和六年末の金再禁は、國內不況の深刻化を一時的にも食止め得るだらうとの期待から、農村にも安心を與へたが、これによつて受けた農家の好影響は極めて微々たるものだつた。米價にしても深川中米平均で十一月の十七圓四十二錢から、十二月は十八圓九十二錢と一圓五十錢方の昂騰を見せ、七年春には廿二圓臺までのぞいたが、騰勢に持続性はなかつた。殊にこの米價高は金禁の影響といふよりも、直接的には六年の減收によつて多少にもせよ需給關係が改善される點に、その重心を置かねばならぬものであつたことは、米以外の農産物價格が他商品の如く回復しなかつたところから見ても明かである。しかし五月の政變以來、いはゆる非常時匡救のため二回に亘つて臨時議會が開かれ、應急對策がその緒につくにおよんで漸く小康状態を呈するに至り、結局七年中の平均米價は廿一圓十七錢と六年中より二圓七十錢高を見せてゐる。かくて米價に關する限り、八年十月

初旬までは廿圓臺を維持されてゐるが、しかしこれによつて農家が經濟力を回復した程度はあまり大なるものではな

米穀市場の活躍者

大戦前後の米穀市場は、常習思惑者の濶歩によつて大賑ひを呈したものが、米價が政策の徹底化するにつれて仕手の活動範圍が縮小されたため、思惑の程度も勢ひ小規模とならざるを得ず、近年においては到底大戦當時をしのぶよすがもないが、大正十年の大阪における石井の買占めは、恐らくわが國米穀市場始まつて以來の大がかりなものといつてよからう。十年の夏から買まくり、十一月には五十萬六千二百石の受米を敢行して雷名を天下に馳せたが、翌年鐘紡の買占めに失敗して、四十五圓で受けた米を卅圓から廿三圓の安値で大部分再び定期市場にさらして處分した。これから見ると規模は小さいが、昭和三年には東京で高垣の廿七萬石の買占めがある。石井のやうに資力豊富でなかつたために、違約處分問題まで引起し、建玉を入札處分すると、これをまた自己の機關店に落札しては再舉をはかるといつた具合で、駆引にはかなり巧妙を極めたのがその特色、越えて五年には大阪で今田萬太郎氏の九月限買占めがある、これは數量は十萬石に足らなかつたが賣方は總敗退の苦汁を嘗めた。しかしいづれを見ても買占めに成功のためしがなく、受米處分までのあとを見ると、例外なく失敗に終つてゐるが、これに反して昭和四年から五年にかけて紀州の製糸家吉村友之進の賣出動は、落潮の波に乗つて卅圓臺から賣出して十四五圓の大底で揃ひ取り、近年の成金と謳はれたものだ。しかし、こゝ一兩年の米界は全く無味索莫、徒らに他市場の股賑を羨やむに止まつてゐる。

米穀政策の變遷

對策に手を焼く

主食品である關係と、豊凶により價格が動搖するため、米價の調節は至難中の至難とされてゐる。近年の米穀政策について見ても、手を焼いて來た跡が歴然たるものであり、同時に政策の變遷が米穀問題のすべてであつたともいひ得る。遠くは大正の初期大隈内閣の買上失敗、大正七年米騒動を中心として寺内々閣のつた暴利取締令の發動や、取引所における小口落しの禁止ならびに外米管理の實行なども、いろ／＼の點から批判すべきものはあらう。しかしこれらの苦い經驗を経て、恒久的米穀政策が審議樹立され、大正十年から米穀法が施行されるに至つたのであるから進歩といへばいへぬこともない。

數量價格の調節

大正十年に制定された米穀法は、専ら數量の調節を主眼とするものであつて、數量の調節により自然に價格の調節を行はんとする立前であつた。従つてその年の第二回收穫豫想の發表をまつて、當該年度内の需給數量を算定し、これによつて米穀法の發動を見らうといつた具合であつた。この方法は當該年度を通じては、一見終局の目的を達し得るやうに考へられるが、しかしある時期には在米の一時増當によつて思はざる低落を招來し、またある場合には一時的の品ガスレから不測の昂騰を見るなどの例がしばしばあり、數量の調節のみでは完全に目的を達し得ぬとの結論を得た。これが實施後大正十三年まで即ち四年間の經驗である。

この結果に基づいて大正十四年數量調節にあはせて價格の調節をも行ふことに法律を改正したが、これにはまた發動の基準となるべきものがなかつたために、ともすれば政策的に運用せられる弊を生じ、これまたその成績に見るべきものがなかつた。

米穀調査會設定

こゝにおいて昭和四年五月、米穀の需給、價格調節に關する根本方針を樹立するため米穀調査會を設置され、まづ「米穀の需給および價格の調節に關し執るべき方策如何」といふ諮問事項について審議が重ねられた。

當時における米穀法は全くその運用に行詰まり、米穀需給特別會計は制定後一ヶ年平均千五百萬圓内外の損失を計上し、大正十四年價格調節の一項を法文に挿入するに際し、特別會計の借入限度を七千萬圓擴張したのも、いはゞ損失による運用餘力の不足を補ふ彌縫策に過ぎなかつた上に、その後累年かくの如き損失を繰り返して來たのであるから、あらゆる方面から米穀法の根本的改正案が提案され、論議を重ねられた。その各案の重なるものを見ると、

一、帝國農會案Ⅱ米穀法を存続し特別會計の借入限度を四億圓に擴張し、運用により生じたる損失は五ヶ年ごとに一般會計に移すほか、事業費以外の經費は一般會計より支出すること、米價の最高最低價格を定めて公表し最低價格は常に生産費以上たること、朝鮮、臺灣米および外米は專賣とすること、米穀の配給組織を改善し、玄米の卸賣價格と白米の小賣價格との値開きを縮小せしむること

二、三輪市太郎氏案Ⅱ内地朝鮮臺灣および外國米はすべて政府の專賣とすること、專賣による買上は農家の自家消費量を除きたる剩餘米とする、買上價格は生産地における生産費を標準とし、日時を経るに従つて保管料および金利を加算することとし、販賣價格は買上原價を基準とすること、および專賣に要する經費はすべて國庫の負擔とすること

三、米取聯合會案Ⅱ米穀法はこれを廢止し、米穀政策の根本方針として國費を出来るだけ少くして効果を擧げること、現存の取引機關に支障を來さしめぬこと、米の貯藏を經濟的ならしむるため籾の貯藏を行はしめる、この根本方針に基き價格調節は不可能なるため數量の調節に止めることとし、しかも調節には政府これに當ることを避け生産者をして自發的に行はしめる、籾貯藏のためには籾貯藏組合法を設けてその助成をはかり政府は一年三百萬圓を限りこれに融資する、植民地米の季節的供給過剩の調節ならびに外米統制のため半官半民の會社をつくり、政府はこれに對し年八朱配當を標準とする利益保證および損失補償を行ふ

四、三橋信三氏案Ⅱ内地米のみの調節は現行制度の最大缺點であるから植民地にもこれを實施する、外米は政府の